

# 富岡町地域防災計画 資料編

---

---

令和 6 年 3 月修正

富岡町防災会議



## 目 次

|                                                       |    |
|-------------------------------------------------------|----|
| 1. 条例等 .....                                          | 1  |
| (1) 富岡町防災会議条例 .....                                   | 1  |
| (2) 富岡町災害対策本部条例 .....                                 | 3  |
| (3) 富岡町防災行政無線戸別受信機貸付規則 .....                          | 4  |
| (4) 富岡町災害弔慰金の支給に関する条例 .....                           | 7  |
| (5) 福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領 .....                        | 12 |
| 2. 応援協定 .....                                         | 14 |
| (1) 災害時における相互応援協定書 .....                              | 14 |
| (2) 品川区と富岡町との災害時における相互援助に関する協定書 .....                 | 16 |
| (3) 全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書 .....         | 17 |
| (4) 消防相互応援協定書 .....                                   | 20 |
| (5) 災害時における物資等の供給協力に関する協定（株式会社ダイユーエイト） .....          | 22 |
| (6) 災害時における物資等の供給協力に関する協定（株式会社ヨークベニマル） .....          | 24 |
| (7) 災害時における物資等の供給協力に関する協定（株式会社ツルハ） .....              | 26 |
| (8) 大規模災害時の相互協力に関する協定書（東北電力株式会社相双営業所） .....           | 28 |
| (9) 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） .....                   | 31 |
| (10) 災害時におけるLPガスの供給協力に関する協定書（福島県エルピーガス協会相双支部） .....   | 33 |
| (11) 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書（三協フロンテア株式会社） ..... | 35 |
| (12) 富岡町と東京電力パワーグリッド株式会社浜通り電力所との包括的連携に関する協定 .....     | 37 |
| 3. 災害危険箇所 .....                                       | 41 |
| (1) 砂防指定地 .....                                       | 41 |
| (2) 土石流危険渓流（ランクⅠ） .....                               | 41 |
| (3) 土砂災害警戒区域等の指定箇所 .....                              | 41 |
| (4) 急傾斜地崩壊危険箇所（ランクⅠ） .....                            | 43 |
| (5) 崩壊土砂流出危険地区 .....                                  | 43 |
| (6) ため池地区一覧 .....                                     | 44 |
| 4. 気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準／伝達系統図 .....                   | 45 |
| (1) 気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準 .....                        | 45 |
| (2) 気象情報の伝達等 .....                                    | 48 |
| 5. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 .....                             | 50 |
| (1) 指定緊急避難場所施設 .....                                  | 50 |
| (2) 指定避難所施設 .....                                     | 52 |
| (3) 指定福祉避難所候補施設 .....                                 | 52 |
| 6. 学校・医療機関等その他施設一覧 .....                              | 53 |
| (1) 保育所・幼稚園・学校等の状況 .....                              | 53 |

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| (2) 医療機関 .....                       | 54        |
| (3) 社会福祉施設等 .....                    | 55        |
| (4) 宿泊施設 .....                       | 56        |
| (5) 飲料水関係施設 .....                    | 57        |
| (6) 臨時ヘリポート候補施設 .....                | 57        |
| (7) 避難確保計画を作成すべき施設 .....             | 57        |
| <u>7. 各種資機材等一覧 .....</u>             | <u>58</u> |
| (1) 防災行政無線 .....                     | 58        |
| (2) 車両登録・保有状況 .....                  | 60        |
| (3) 広報設備の整備状況 .....                  | 60        |
| (4) 災害時の応急資機材 .....                  | 61        |
| <u>8. 危険物取扱事業所一覧 .....</u>           | <u>64</u> |
| (1) 屋内貯蔵所 .....                      | 64        |
| (2) 屋内タンク貯蔵所 .....                   | 64        |
| (3) 屋外貯蔵所 .....                      | 64        |
| (4) 屋外タンク貯蔵所 .....                   | 64        |
| (5) 給油取扱所 .....                      | 65        |
| (6) 移動タンク貯蔵所 .....                   | 65        |
| (7) 地下タンク貯蔵所 .....                   | 66        |
| (8) 一般取扱所 .....                      | 67        |
| (9) 東京電力ホールディングス（株）福島第二原子力発電所 .....  | 67        |
| <u>9. 原子力関係 .....</u>                | <u>68</u> |
| (1) 原子力発電施設の概要 .....                 | 68        |
| (2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域図） ..... | 69        |
| (3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（行政区名） .....  | 70        |
| (4) 原子力発電所からの方位別・距離別行政区 .....        | 71        |
| (5) 発電所からの距離別避難対象人口 .....            | 73        |
| (6) 原子力事業所の施設の配置図 .....              | 74        |
| (7) 行政区別・年齢別人口 .....                 | 76        |
| (8) 道路に関する調べ（国道、県道） .....            | 77        |
| (9) 道路に関する調べ（高速道路） .....             | 85        |
| (10) 道路に関する調べ（町道） .....              | 87        |
| (11) 交通状況（常磐自動車道） .....              | 87        |
| (12) コンクリート屋内退避施設一覧 .....            | 88        |
| (13) 原子力災害医療施設 .....                 | 91        |
| (14) 機器保守サービス事業者 .....               | 93        |
| (15) 気象観測結果 .....                    | 94        |
| (16) 町内モニタリングポスト設置場所（令和5年6月現在） ..... | 100       |
| (17) 農産物の収穫等状況 .....                 | 101       |

|                                                                |            |
|----------------------------------------------------------------|------------|
| (18) 原子力防災資機材一覧 .....                                          | 102        |
| (19) 車両登録台数一覧 .....                                            | 103        |
| (20) 安定ヨウ素剤の配備状況 .....                                         | 103        |
| (21) 被害状況報告様式（特定の事故） .....                                     | 104        |
| (22) 原子力用語集 .....                                              | 105        |
| <u>10. その他 .....</u>                                           | <u>113</u> |
| (1) 観光事業の状況 .....                                              | 113        |
| (2) 消防団員数 .....                                                | 113        |
| (3) 被害状況等報告基準 .....                                            | 114        |
| (4) 滅失住宅の判定基準 .....                                            | 116        |
| <u>11. 様式 .....</u>                                            | <u>117</u> |
| (1) 被害状況報告様式 .....                                             | 117        |
| (2) 被害状況報告様式（公衆衛生、環境衛生関係（健康福祉部健康福祉班）） .....                    | 120        |
| (3) 被害状況報告様式（農林水産業関係（経済部農林水産班）） .....                          | 121        |
| (4) 被害状況報告様式（商工関係（経済部商工観光班）） .....                             | 123        |
| (5) 被害状況報告様式（土木関係（建設部土木班、経済部農林水産班）） .....                      | 124        |
| (6) 被害状況報告様式（文教関係（教育部教育総務班、教育部学校教育班、教育部文化財班、市民生活部生涯学習班）） ..... | 125        |
| (7) 被害状況報告様式（その他（各班）） .....                                    | 126        |
| (8) 被害状況報告様式（特定の事故） .....                                      | 127        |



# 1. 条例等

---

## (1) 富岡町防災会議条例

### 富岡町防災会議条例

(昭和37年9月27日条例第14号)

改正 昭和53年6月23日条例第15号 平成12年3月17日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、富岡町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富岡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 8人以内
  - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 6人以内
  - (3) 福島県の警察官のうちから町長が任命する者 1人
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 12人以内
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 8人以内
- 6 前項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附則（昭和53年6月23日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附則（平成１２年３月１７日条例１１号）抄  
（施行期日）  
この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

## （２）富岡町災害対策本部条例

### 富岡町災害対策本部条例

（昭和３７年９月２７日条例第１５号）

#### （目的）

第１条 この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第６項の規定に基づき、富岡町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （組織）

第２条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２ 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３ 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### （部）

第３条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

２ 部に属すべき災害対策本部は、災害対策本部長が指名する。

３ 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４ 部長は、部の事務を掌理する。

#### （雑則）

第４条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附則

この条例は、昭和３７年１０月１日から施行する。

### （３）富岡町防災行政無線戸別受信機貸付規則

#### 富岡町防災行政無線戸別受信機貸付規則

（平成３年２月２８日規則第１号）

改正 平成８年１月３０日規則第２号

（趣旨）

第１条 この規則は、富岡町地域防災計画に基づき、災害などの緊急時における地域住民の安全確保及び平常時における行政事務の効率化を図るための防災行政無線戸別受信機（受信用屋外アンテナを必要とする箇所については、受信用屋外アンテナを含む。以下「戸別受信機」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

（戸別受信機の貸付）

第２条 戸別受信機は、災害発生時又は災害発生の恐れのある場合に、迅速かつ的確に防災対策を講じられるよう、その基本となる緊急時の情報伝達及び情報収集の手段として、並びに平常時における行政事務連絡用として、次の各号に掲げる者に対して無償で貸付けるものとする。

- （１） 本町に住所を有している世帯の世帯主（次号に該当する者を除く。）
- （２） 本町に住所を有して、アパート、寮等に入居している者については、アパート、寮等に入居している者の代表者
- （３） 公共施設の長
- （４） 防災関係機関の長及び職員
- （５） その他町長が必要と認めた場合

２ 前項の規定による貸付けが重複する場合については、貸付け台数は１台とする。

（貸付の期限）

第３条 戸別受信機を貸付ける機関は、本町に住所を有する期間とする。

（借受申請）

第４条 第２条第１項に定める者が戸別受信機を借り受けようとするときは、戸別受信機借受申請書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

（貸付の決定）

第５条 町長は、前条の規定による借受申請があったときは、速やかに貸付けを決定し、貸付決定通知書（様式第２号）を借受者に交付するとともに、戸別受信機を引き渡すものとする。

２ 戸別受信機の借受者は、戸別受信機受領書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（使用の制限）

第６条 戸別受信機は、緊急時の情報伝達及び情報収集、並びに平常時における行政事務連絡用のため使用するものとし、これら以外の目的に使用してはならない。

（貸付の条件）

第７条 町長は、第５条に定める貸付けの決定に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- （１） 戸別受信機の引渡し、返還及び維持管理に要する経費は、原則として借受者の負担とすること。
- （２） 前条に定める目的以外に使用しないこと。
- （３） 善良な管理者の注意をもって管理すること。

(4) 借受者が他の市町村に転出するときは、速やかに返還すること。

(5) 戸別受信機を第三者に対し、貸付け、譲渡等をしないこと。

(費用の負担)

第8条 戸別受信機設置後の移設等及び管理に要する費用のうち、次に掲げる費用以外は、借受け者の負担とする。

(1) 戸別受信機が善良な管理者の管理にもかかわらず、故障その他の障害を生じたとき。

(2) 戸別受信機のき損又は亡失が、借受者の故意又は過失による場合以外のとき。

(戸別受信機の返還)

第9条 借受者は、他の市町村に転出するときは、戸別受信機返還届（様式第4号）を添えて、戸別受信機を町長に返還しなければならない。

2 町長は、前項の返還を受けたときは、速やかに検査を実施し、受け入れるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、貸付けた戸別受信機が不要と認められる場合は、返還させることができるものとする。この場合に前2項の規定を準用する。

(損害賠償等)

第10条 借受者は、戸別受信機をき損し、又は亡失したときは、戸別受信機き損・亡失届書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 戸別受信機のき損又は亡失が借受者の故意又は過失によると認められる場合は、借受者は、自己の責任において修理し、又は損害を賠償するものとする。

(貸付台帳)

第11条 町長は、第5条の規定に基づき戸別受信機を引き渡したときは、戸別受信機貸付台帳（様式第6号）に記載し、貸付状況を把握するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、戸別受信機の貸付けについて必要な事項は、別に定める。

#### 附則

1 この規則は、平成3年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸付けを行った戸別受信機については、この規則の規定により貸付けたものとみなす。

#### 附則（平成8年1月30日規則第2号）

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

#### 様式第1号（第4条関係）

戸別受信機借受申請書

〔別紙参照〕

#### 様式第2号（第5条関係）

貸付決定通知書

〔別紙参照〕

様式第 3 号（第 5 条関係）

戸別受信機受領書

〔別紙参照〕

様式第 4 号（第 9 条関係）

戸別受信機返還届

〔別紙参照〕

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

戸別受信機き損・亡失届出書

〔別紙参照〕

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

戸別受信機貸付台帳

〔別紙参照〕

#### (4) 富岡町災害弔慰金の支給に関する条例

##### 富岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和57年3月18日条例第1号)

改正 昭和57年12月25日条例第28号 昭和62年3月25日条例第15号  
平成4年9月25日条例第32号 平成23年6月30日条例第6号  
平成23年10月3日条例第14号 平成25年3月21日条例第14号  
平成31年3月18日条例第5号

#### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条―第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第16条)
- 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、富岡町の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第2章 災害弔慰金の支給

##### (災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還(半年賦償還又は月賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

(条例の廃止)

2 富岡町被災者扶助費支給条例(昭和 42 年富岡町条例第 20 号)は、廃止する。

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項及び第 14 条の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは、「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 14 条中「年 3 パーセント」を「年 1.5 パーセント(保証人を立てる場合にあつては無利子)」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条第 8 項の規定によるものとする。

#### 附則(昭和 57 年 12 月 25 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

#### 附則(昭和 62 年 3 月 25 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

#### 附則(平成 4 年 9 月 25 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附則(平成 23 年 6 月 30 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附則（平成２３年１０月３日条例第１４号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成２３年３月１１日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附則（平成２５年３月２１日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成３１年３月１８日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

## （５）福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領

### 福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領

（趣旨）

第１条 この要領は、県内に発生した林野火災等に対処するため、別に定める「福島県林野火災用空中消火資機材等管理運用要綱」に基づき、県が整備し、備蓄する林野火災用空中消火資機材及び空中消火薬剤（以下「消火資機材等」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（消火資機材等の種類）

第２条 消火資機材等の種類は次のとおりとする。

- （１） ヘリコプター用空中散布装置
- （２） 消火薬剤等混合機
- （３） 組立式水そう
- （４） 可搬式動力ポンプ（ホース、吸管を含む）
- （５） 消火薬剤等（粘着剤、着色剤を含む）
- （６） その他知事が必要と認めるもの

（消火資機材等の貸付）

第３条 消火資機材等の貸付けは、次に定める者の借受申請により行うものとする。

- （１） 市町村長及び消防に関する事務の一部を処理する組合の管理者（以下「市町村長等」という。）
- （２） その他知事が適当と認めた者

（貸付基準）

第４条 前条に定める貸付けは、次の各号の一に該当する場合とする。

- （１） 市町村の区域内に発生した林野火災等に対し、当該市町村及び消防に関する事務の一部を処理する組合が保有する消火資機材等を使用しての消火活動のみでは、消火ができないと認めるとき。
- （２） 訓練のため使用するとき。
- （３） その他知事が適当と認めるとき。

（借受申請手続）

第５条 第３条に定める者が、消火資機材等を借受けようとするときは、事前に別記様式第１号による借受申請書を知事に提出しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により借受けの申請を行うことができる。この場合、速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

（貸付決定）

第６条 知事は、前項の規定による借受申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに貸付けを決定し、別記様式第２号による貸付決定通知書を借受申請者に交付するものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、前条第２項の規定に基づく借受申請にあっては、口頭又は電話等により貸付けの決定をすることがある。この場合前項の貸付決定通知書は、当該通知後に交付

するものとする。

(貸付の条件)

第7条 前条に定める貸付けを決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 消火資機材等の引渡し及び返還に要する経費並びに消火資機材等の借受け期間中におけるそれらの管理に要する経費は、当該借受者の負担とする。
  - (2) 消火資機材等は、貸付けの目的以外に使用しないこと。
  - (3) 消火資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
  - (4) 消火資機材等は、貸付け期間満了後速やかに点検、整備をして返還すること。  
ただし、知事が必要に応じて消火資機材等の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。
  - (5) 消火薬剤等を使用したときは、その使用した同量の消火薬剤等を補てんして返還すること。
- (引渡及び返還)

第8条 消火資機材等の引渡し及び返還は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

(損害賠償)

第9条 消火資機材等を借受けた者は、当該消火資機材等をき損又は亡失したときは、その事実及び事由について別記様式第3号による消火資機材等き損亡失届を速やかに知事に提出するとともに、すべて自己の責任において修理し、又は補てんしなければならない。

(使用報告書)

第10条 消火資機材等を借受け、使用した者は、使用後速やかに別記様式第4号による消火資機材等使用報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、その都度知事が定める。

附則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

## 2. 応援協定

---

### (1) 災害時における相互応援協定書

#### 災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村（以下「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第3条 災害の発生により関係市町村の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前号第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた関係市町村は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町村が負担するものとする。

2 応援を要請した関係市町村が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町村は、当該経費を一時支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町村に連絡責任者をおく。

2 連絡責任者は、関係市町村の消防防災事務を担当する課長とする。

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町村は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を9通作成し、関係市町村長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月25日

いわき市長 四家 啓助

広野町長 大和田 清人

檜葉町長 草野 孝

富岡町長 遠藤 勝也

川内村長 渡邊 尊之

大熊町長 志賀 秀朗

双葉町長 岩本 忠夫

浪江町長 叶 幸一

## （２）品川区と富岡町との災害時における相互援助に関する協定書

### 品川区と富岡町との災害時における相互援助に関する協定書

品川区と富岡町は、災害時における応急対策に係わる相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条 品川区および富岡町は、災害時における応急対策および復旧対策に関し、この協定の定めるところにより、相互の総力をあげて援助協力を行うものとする。

（援助の内容）

第２条 品川区および富岡町が、相互に援助する業務の内容は、次のとおりとする。

- （１） 応急物資（飲料水、食料品および生活必需品等）の供給
- （２） 建築資材および仮設住宅用地の供給
- （３） 復旧に要する職員の派遣
- （４） その他応急対策用資材・器材等の供給

２ 前項に定めるもののほか、必要に応じて品川区と富岡町は協議のうえ業務内容を追加することができる。

（応急物資の輸送）

第３条 応急物資等および職員の派遣の輸送は、援助の要請を受けた側が行うものとする。

２ 輸送が困難な状況にあるときは、品川区と富岡町は協議のうえ最善の方法により輸送を行うものとする。

（経費の負担）

第４条 第２条に定める業務に要する経費（輸送費を含む）は、当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については品川区と富岡町は協議のうえ定める。

（協議）

第５条 この協定の解釈について疑義を生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、品川区と富岡町は協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として、協定書を２通作成し、品川区と富岡町は署名のうえ、各１通保有する。

平成１７年４月２７日

品川区広町２丁目１番３６号

品川区長 高橋 久二

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚６２２－１

富岡町長 遠藤 勝也

### （３）全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書

#### 全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書

さくらサミット加盟自治体（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町において大規模な災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２条第１号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第１条 この協定は、協定市町のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市町が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市町の要請により被災市町を応援する協定市町（以下「応援市町」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （応援の種類等）

第２条 応援の種類及び及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （１） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （２） 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （３） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （４） 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （５） 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- （６） 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- （７） ボランティアのあっせん
- （８） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

#### （応援の手続き）

第３条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （１） 被害及び被害が予想される状況
- （２） 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- （３） 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- （４） 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- （５） 応援の期間
- （６） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### （応援の実施）

第４条 応援を要請された協定市町は、誠意をもって被災市町からの応援要請に応じ、救援に努めるものとする。

#### （経費の負担）

第５条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援市町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町が負担するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 被災市町以外の協定市町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めたときは、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

- 2 前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市町以外の協定市町は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人またはその遺族に対する賠償の責務は、応援市町が負担するものとする。

- 2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に侵害を与えた場合は、その損害が被災市町への往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、協定市町それぞれが各1通を保有するものとする。

平成26年4月17日

北海道 新ひだか町長 酒井 芳秀

秋田県 仙北市長 門脇 光浩

宮城県 柴田町長 滝口 茂

福島県 富岡町長 宮本 皓一

群馬県 前橋市長 山本 龍

埼玉県 幸手市長 渡辺 邦夫

新潟県 五泉市長 伊藤 勝美

岐阜県 本巣市長 藤原 勉

奈良県 吉野町長 北岡 篤

島根県 雲南市長 速水 雄一

長崎県 大村市長 松本 崇

宮崎県 日南市長 崎田 恭平

茨城県 日立市長 吉成 明

#### (4) 消防相互応援協定書

### 消防相互応援協定書

#### (協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、双葉郡内町村の長が消防相互応援に関し次のとおり協定し、火災その他の災害が発生した場合において、双葉郡内町村相互の消防力を活用して、災害における被害軽減を図ることを目的とする。

#### (出動部隊の区分)

第2条 この協定により出動する消防隊は双葉郡内町村消防団とする。

#### (応援の種別)

第3条 災害が発生した場合の相互応援は、次に掲げる区分によって出動させるものとする。

##### (1) 普通応援

双葉郡内町村間に隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請を待たずに出動する応援。

##### (2) 特別応援

双葉郡内町村のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生し、又は前号の普通応援以外の応援を特に必要とする災害が発生した場合において、当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請により出動する応援。

#### (応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生地の町村長又は消防団長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の町村長又は消防団長に対し行うものとする。

##### (1) 災害の種別

##### (2) 災害発生場所

##### (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、員数

##### (4) 応援隊受領場所

##### (5) その他必要事項

#### (応援部隊)

第5条 応援に出動する隊数は、普通応援については1隊、特別応援については原則として要請された隊数とする。

#### (指揮系統)

第6条 応援出動した部隊は、応援を受ける側の現場の最高指揮者の指揮に従うものとし、その指揮は、応援部隊の長に対して行うものとする。

#### (活動等の報告)

第7条 応援出動した部隊の長は、現場到着及び引揚げの時刻並びに防災活動の状況を応援を受けた側の現場の最高指揮者に報告するものとする。

#### (経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、次に定めるところによる。

##### (1) 応援に要した経常経費及び軽微な機器の破損等の修理に要した経費は応援した側の負担とし、

要請により特に調達した機器、資材等に係る経費は金員又は現物により応援を受けた側が負担する。

- (2) 応援活動が長時間に涉ったために補給した燃料、機器、資材及び食料等に係る経費は、金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した重大な機器の破損等の修理に要した経費は、その都度協議の上、決定する。
- (4) 応援団員が応援業務により負傷若しくは病気にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援した側の負担とする。ただし、災害地において行う応急処置の経費は、応援を受けた側の負担とする。
- (5) 応援団員が応援業務活動中（応援を受ける側の現場最高指揮者の指揮下に入る前又は解散命令を受領した後に発生したものを除く。）に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその賠償の責を負うものとする。

（協定事項の疑問に対する協議）

第9条 この協定に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないものは、その都度双葉郡内町村長が協議の上、決定するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この協定は、平成元年7月1日から実施する。
- 2 この協定以前の消防相互応援協定書は、廃止する。

この協定を証するため本書8通を作成し、協定者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成元年6月29日

記名押印 〔略〕

## （５）災害時における物資等の供給協力に関する協定（株式会社ダイユーエイト）

### 災害時における物資等の供給協力に関する協定

福島県富岡町（以下「甲」という。）と株式会社ダイユーエイト（以下「乙」という。）は、災害時における物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第１条 この協定は、富岡町内において地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、甲は、乙の協力を得て被災者等に対し、迅速かつ円滑に物資を供給することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

#### （要請の方法）

第２条 甲は、災害時における応急対応のために物資が必要となった場合は、「災害時生活物資等要請書（別紙）第１号様式」をもって、乙に供給を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後、速やかに災害時生活物資等要請書を提出するものとする。

#### （協力の実施）

第３条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、速やかに甲に物資を供給するものとする。

#### （要請する物資の範囲）

第４条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （１） 日用品等
- （２） 応急対策等資機材等
- （３） その他乙が保有し、供給可能な物資等

#### （物資の運搬、引渡し）

第５条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。

２ 引渡し場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

３ 甲は、当該引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者等を派遣し、物資の確認を行い受領するものとする。

４ 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに「災害時生活物資等供給完了報告書（別紙）第２号様式」により甲に報告するものとする。

- （１） 引渡しの日時及び場所
- （２） 引渡しに係る物資の品目及び数量

#### （費用の負担）

第６条 乙が供給した物資の費用及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

#### （費用の支払い）

第７条 甲は、前条の規定により決定された費用について、乙から請求書を受領した時は、速やかに代金を振り込みの方法により乙に支払うものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急車両又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(緊急連絡先の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するため、災害対策本部事務局担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月6日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1  
富岡町長 宮本 皓一 印

乙 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
株式会社ダイユーエイト  
代表取締役社長 浅倉 俊一 印

（６）災害時における物資等の供給協力に関する協定（株式会社ヨークベニマル）

災害時における物資等の供給協力に関する協定

福島県富岡町（以下「甲」という。）と株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富岡町内において地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、甲は、乙の協力を得て被災者等に対し、迅速かつ円滑に物資を供給することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時における応急対応のために物資が必要となった場合は、「災害時生活物資等要請書（別紙）第1号様式」をもって、乙に供給を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後、速やかに災害時生活物資等要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、速やかに甲に物資を供給するものとする。

（要請する物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （１）食料品および日用雑貨
- （２）寝具（タオルケット・毛布等）および衣料品
- （３）その他、甲が要請時に指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。

2 引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、当該引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者等を派遣し、物資の確認を行い受領するものとする。

4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに「災害時生活物資等供給完了報告書（別紙）第2号様式」により甲に報告するものとする。

- （１）引渡しの日時及び場所
- （２）引渡しに係る物資の品目及び数量

（費用の負担）

第6条 乙が供給した物資の費用及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により決定された費用について、乙から請求書を受領した時は、速やかに代金を振り込みの方法により乙に支払うものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急車両又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(緊急連絡先の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するため、災害対策本部事務局担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1  
富岡町長 宮本 皓一 印

乙 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社 ヨークベニマル  
代表取締役社長 真船 幸夫 印

## （７）災害時における物資等の供給協力に関する協定（株式会社ツルハ）

### 災害時における物資等の供給協力に関する協定

福島県富岡町（以下「甲」という。）と株式会社ツルハ（以下「乙」という。）は、災害時における物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、富岡町内において地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、甲は、乙の協力を得て被災者等に対し、迅速かつ円滑に物資を供給することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

#### （要請の方法）

第2条 甲は、災害時における応急対応のために物資が必要となった場合は、「災害時生活物資等要請書（別紙）第1号様式」をもって、乙に供給を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後、速やかに災害時生活物資等要請書を提出するものとする。

#### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、速やかに甲に物資を供給するものとする。

#### （要請する物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （１）医療品および医療用品
- （２）生理用品
- （３）紙おむつ（老人・子供用）
- （４）食料品および日用雑貨
- （５）その他、甲が要請時に指定する物資

#### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。

2 引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、当該引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者等を派遣し、物資の確認を行い受領するものとする。

4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに「災害時生活物資等供給完了報告書（別紙）第2号様式」により甲に報告するものとする。

- （１）引渡しの日時及び場所
- （２）引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の負担)

第6条 乙が供給した物資の費用及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により決定された費用について、乙から請求書を受理した時は、速やかに代金を振り込みの方法により乙に支払うものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急車両又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(緊急連絡先の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するため、災害対策本部事務局担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1  
富岡町長 宮本 皓一 印

乙 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号  
株式会社 ツルハ  
代表取締役社長 鶴岡 羽 川 順 印

## （８）大規模災害時の相互協力に関する協定書（東北電力株式会社相双営業所）

### 大規模災害時の相互協力に関する協定書

富岡町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社相双営業所（以下「乙」という。）は、地震・台風・大雪等の大規模災害時に広域かつ長期的な停電が発生した場合（以下「対象事態」という。）、甲、乙が緊密な連携及び協力を図り、電力設備を迅速かつ円滑に復旧し、住民の生活と安全を確保することを目的として次のとおり本協定を締結する。

#### （緊急連絡先の確認）

- 第１条 甲及び乙は、対象事態発生以前より、双方の災害時連絡先部署名、担当者氏名及び電話番号の明確化を図り、緊急時の相互連絡が確実に取れる体制を確立する。
- ２ 甲及び乙は、それぞれ別添「災害時における緊急連絡先」を作成し、内容に変更が生じた場合は、速やかな情報を提供し、確実に連絡が取れる体制の維持に努めるものとする。

#### （連絡員の派遣）

- 第２条 乙は対象事態発生時に、甲から連絡員の派遣要請があった場合、その要請に応じ甲に対する連絡員の派遣に努めるものとする。ただし、乙は甲から派遣要請がなかった場合でも甲に対して連絡員を派遣することができる。
- ２ 甲は、乙が連絡員を派遣する場合、予め連絡員の対応者を専任し、受入れ態勢を整えるものとする。
- ３ 乙が派遣した連絡員は、甲、乙の作業状況に関する情報交換及び要望事項の伝達等に努めるものとする。

#### （電力設備復旧のための拠点提供）

- 第３条 乙の電力設備に甚大な被害が発生し、その復旧作業のために甲の所有する敷地・施設（以下「拠点場所」という。）の使用が必要となった場合、甲は可能な限り乙の要望に応えるものとする。
- ２ 拠点場所については、甲、乙協議のうえ、予め別表「災害時における電力復旧のための拠点場所」に定めておくものとする。
- ３ 乙が拠点場所を使用する場合、甲、乙は次に挙げる項目を遵守するものとする。
- 一 乙が甲の所有する拠点場所の敷地・施設を使用する際は、緊急性を考慮し口頭での申請と許可により可能なものとする。
- 二 拠点場所は、大規模災害時における乙の復旧応援隊の参集場所、復旧資機材の仮置き場、駐車場及び現地本部等に使用するものとする。
- 三 甲は他行政区域での災害復旧であっても、乙の使用が妥当と判断する場合は、可能な限り拠点場所の使用に協力するものとする。
- 四 乙の拠点場所の使用に伴い、水道・電気・ガス等の使用料が発生した場合、乙は実費相当額を甲に対して支払うものとし、その金額については甲、乙協議の上決定するものとする。

五 乙が使用したことにより、拠点場所の整備や設備の修繕等が必要となった場合は、現状復帰を基本とし、乙が責任を持って対処するものとする。

六 別表に定める拠点場所を使用する際に生じた事故において、乙は甲に対して一切の損害賠償請求を行わないものとする。

(防災行政無線による停電の周知)

第4条 大規模な停電が発生し、その復旧に時間を要する見込みがある場合は、乙の依頼に基づき、甲は可能な限り防災行政無線による停電の周知に協力するものとする。

2 乙が甲に依頼する周知内容は、「停電の範囲や状況の報告・電力設備に関する情報提供依頼・感電防止に関する注意喚起等」とし、その都度甲、乙協議により詳細を決定するものとする。

(重要施設の優先復旧)

第5条 対象事態の発生時において、甲の業務遂行上、速やかな電源確保を必要とする施設がある場合、甲は、乙に対して応急電源確保または優先復旧作業の要請を行うものとし、乙は可能な限りその要請に応えるものとする。

2 乙が応急電源確保や優先復旧作業を行う施設は、人命に係わる対応を最優先とし、非常災害対策の中核となる官公署の施設や住民の避難場所、公共の通信施設等および、二次災害の防止に繋がる施設を対象とする。

(管理道路の車両通行確保)

第6条 対象事態の発生時において、乙が所有する電力設備復旧対応のため、甲が管理する道路を通行する必要がある場合において、積雪・土砂崩れ・倒木等により通行支障が生じた場合には、乙は、甲に対し必要に応じて積雪・障害物除去等の協力要請を行うこととし、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定は、締結の日から効力を生じ、その期間は本協定の締結日から1年間とする。ただし、本期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙いずれからも異議の申出がなかった場合は、同一の内容で本協定の期間を1年間延長するものとし、その後もこの例によるものとする。

2 本協定の期間中に甲又は乙いずれかの事情により、本協定の内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手方に申入れを行い別途協議するものとする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じた場合または定めのない事項について対処が必要となった場合は、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成30年5月21日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1  
富岡町長 宮 本 皓 一

乙 福島県南相馬市原町区三島町二丁目41番地  
東北電力株式会社相双営業所  
所 長 小 西 誠 一

## 災害時における電力復旧のための拠点場所

| 名称           | 所在地             |
|--------------|-----------------|
| 富岡町民総合運動場駐車場 | 双葉郡富岡町大字本岡字王塚地内 |

※上記候補地の使用範囲・使用期間については、その都度協議により確定する。

以上

## （９）災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

### 災害に係る情報発信等に関する協定

富岡町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第１条（本協定の目的）

本協定は、富岡町地域防災計画に基づき、富岡町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え必要な情報を迅速に提供し、かつ災害時における富岡町の行政機能を維持するため、富岡町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第２条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の各号のとおりとし、具体的な内容および方法については、富岡町およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
  - (1) ヤフーが、富岡町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、富岡町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 富岡町が、富岡町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 富岡町が、富岡町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 富岡町が、災害発生時の富岡町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 富岡町が、富岡町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 富岡町が、富岡町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 富岡町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、富岡町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第３条（費用）

前条に基づく富岡町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、富岡町から提供を受ける情報について、富岡町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、富岡町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、富岡町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、富岡町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2018年 月 日

富岡町：福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1

富岡町長 宮本 皓一

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊 健太郎

(10) 災害時におけるLPガスの供給協力に関する協定書（福島県エルピーガス協会相双支部）

災害時におけるLPガスの供給協力に関する協定書

福島県双葉郡富岡町（以下「甲」という。）と福島県エルピーガス協会相双支部（以下「乙」という。）は、災害時等におけるLPガス等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時等（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいい、災害に備えた訓練を含む。）に甲と乙が協力して町民生活の安定を図るため、生活必需物資の供給協力等に関する事項について定め、より強固な相互協力体制を構築することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、令和2年12月1日から令和3年3月31日までの期間とする。

但し、前項の期間満了1か月前までに甲又は乙からの相手方に対する解約の申し入れがない場合は、自動的に1年間契約を更新し、以後も同様とする。

（生活必需物資供給の協力要請）

第3条 災害時等において甲が生活必需物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（生活必需物資供給の協力実施）

第4条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬並びに使用に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活必需物資の種類）

第5条 供給を受ける生活必需物資は次のものとする。

- 1 LPガスの供給
- 2 LPガス消費機器類

（生活必需物資供給の要請方法）

第6条 甲の乙に対する生活必需物資の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（生活必需物資の運搬）

第7条 生活必需物資の運搬は、甲、乙協議のもとにそれぞれの運搬協力体制をとるものとする。

（費 用）

第8条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

(連絡担当部署)

第 9 条 甲及び乙は、あらかじめ協定に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合に速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(協 議)

第 10 条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、定期的に協議を行うものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 6 2 2 番地の 1  
富岡町長 宮本 皓一 (印)

乙 福島県南相馬市原町区橋本町 1 - 3 5  
福島県エルピーガス協会相双支部  
支 部 長 米山 宏志 (印)

( 1 1 ) 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書（三協フロンテア株式会社）

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

富岡町（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」）害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮岡町町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取り扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を完了報告書（引渡書等）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年8月25日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1  
富岡町長 山本 育男

乙 千葉県柏市新十余二5番地  
三協フロンテア株式会社  
代表取締役社長 長妻 貴嗣

## （１２）富岡町と東京電カパワーグリッド株式会社浜通り電力所との包括的連携に関する協定

### 富岡町と東京電カパワーグリッド株式会社浜通り電力所との 包括的連携に関する協定書

富岡町（以下「甲」という。）と東京電カパワーグリッド株式会社浜通り電力所（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第１条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

#### （連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（詳細は別紙に定める。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （１）安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- （２）脱炭素化に向けたエネルギーの転換に関すること。
- （３）その他、地方創生に関すること。

２ 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上で決定する。

#### （協定内容の変更）

第３条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

#### （免責）

第４条 乙は、連携事項等について協力を行った場合及び協力を行わなかった場のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

#### （守秘義務）

第５条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第２条第２項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

２ 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わずに終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

#### （有効期間）

第６条 本協定の有効期間は、締結日が属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙が特段の申し出等を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2023年3月30日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1  
富岡町  
富岡町長 山本 育男

乙 福島県双葉郡富岡町本町 1 丁目 38 番地  
東京電カパワーグリッド株式会社  
浜通り電力所長 千田 英明

「別紙」

「富岡町と東京電力パワーグリッド株式会社浜通り電力所との  
包括的連携に関する協定書」具体的連携項目

富岡町(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社浜通り電力所(以下「乙」という。)は相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目についても、積極的に取り組みます。

### 1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、富岡町内において災害が発生した場合には、相互緊密に連携し、一日も早い復旧を目指します。

(連携内容)

(1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。

ア 防災に関する計画の状況等について情報交換を行うとともに、対応方針や連絡体制についての協議を行い、連携強化を図ります。

イ 防災訓練等への参加により、災害発生時の対応について、相互理解を深めます。

(2) 富岡町内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができるものとします。

ア 避難所等における電力供給設備の提供

イ その他、要請があったもののうち、協力できる事項

(経費の負担)

上記に規定する協力要請に対し、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除き、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

### 2 高齢者や子どもの見守り活動等に関すること

乙は日々の業務を通じ、富岡町内の高齢者や子どもの安心・安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が富岡町内での業務を行う際に、高齢者や子どもの日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、緊急を要する場合には、乙は警察又は消防へ直接、通報を行います。

### 3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙は日々の業務を通じ、富岡町内の道路における交通の安全・安心の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、富岡町内で業務を行う際に、町内道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒

木等、富岡町内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる箇所を発見した場合には、甲へ情報提供を行います。

#### 4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙は日々の業務を通じ、富岡町内の快適で安心な生活環境の保全を図ります。

(連携内容)

乙が、富岡町町内で業務を行う際に、不法に投棄されたとと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸等、富岡町内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を発見した場合には、甲へ情報提供を行います。

#### 5 地域・暮らしの安心・安全に関すること

乙は日々の業務を通じ、富岡町内で住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、富岡町内で業務を行う際に、住民の何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。

なお、緊急を要する場合には、乙は警察又は消防へ直接、通報を行います。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

#### 6 脱炭素化に向けたエネルギーの転換に関すること

乙は保有するネットワーク等を活用し、導入可能な技術提案等を行うことで、富岡町の脱炭素化を推進します。

(連携内容)

乙は、定期的な協議を通じ、甲からの提案に対する技術提言や先進技術の紹介等を行います。

#### 7 地方創生に関すること

乙は広く地域活性化に関する情報提供や催事への人員協力等を行うことで、富岡町の地方創生を推進します。

(連携内容)

乙は、まちづくりに関する先進事例の紹介や甲からの要請に基づく地域催事への人員協力等を行います。

### 3. 災害危険箇所

#### (1) 砂防指定地

| 指定地<br>番号 | 水源名 | 河川名<br>溪流名 | 告示<br>年月日           | 告示番号               | 延長<br>(m) | 面積<br>(ha) | 種別   | 備考                   |
|-----------|-----|------------|---------------------|--------------------|-----------|------------|------|----------------------|
| 2801      | 富岡川 | 富岡川        | 昭和 34 年<br>9 月 5 日  | 建設省告示<br>第 1,651 号 | 8,800     | 44.00      | 要設備地 |                      |
| 2801      | 富岡川 | 富岡川        | 昭和 50 年<br>7 月 17 日 | 建設省告示<br>第 1,068 号 | 1,230     | 7.19       |      |                      |
| 2803      | 富岡川 | 富岡川        | 昭和 55 年<br>3 月 29 日 | 建設省告示<br>第 685 号   | 400       | 2.71       |      |                      |
| 2851      | 熊川  | 熊川         | 昭和 45 年<br>9 月 4 日  | 建設省告示<br>第 1,355 号 | 180       | 0.31       |      | 大熊町<br>(町境につ<br>き掲載) |

#### (2) 土石流危険溪流（ランクⅠ）

| 番号 | 溪流番号      | 水系名 | 河川名 | 溪流名  | 所 在 地 |     |     |       | 摘要  |
|----|-----------|-----|-----|------|-------|-----|-----|-------|-----|
|    |           |     |     |      | 郡・市   | 町・村 | 大字  | 字     |     |
| 1  | 70543A001 | 富岡川 | 富岡川 | 上手岡沢 | 双葉郡   | 富岡町 | 上手岡 | 大木戸川原 | 指定完 |
| 2  | 70543A002 | 富岡川 | 富岡川 | 沢山沢  | 双葉郡   | 富岡町 | 上手岡 | 大木戸川原 | 指定完 |
| 3  | 70543A006 | 紅葉川 | 紅葉川 | 岩井戸沢 | 双葉郡   | 富岡町 | 上郡山 | 岩井戸   |     |
|    |           |     |     |      |       |     |     |       |     |

#### (3) 土砂災害警戒区域等の指定箇所

| 住所     | 区域名     | 土砂災害の発生原因と<br>なる自然現象の種類 | 指定区域の種類  |            | 告示番号  | 指定年月日               |
|--------|---------|-------------------------|----------|------------|-------|---------------------|
|        |         |                         | 警戒<br>区域 | 特別警戒<br>区域 |       |                     |
| 上郡山岩井戸 | 岩井戸 A-1 | 急傾斜地の崩壊                 | ○        | ○          | 322 号 | 平成 18 年<br>3 月 31 日 |
| 上郡山岩井戸 | 岩井戸 A-2 | 急傾斜地の崩壊                 | ○        | ○          | 322 号 | 平成 18 年<br>3 月 31 日 |
| 上郡山岩井戸 | 岩井戸 A-3 | 急傾斜地の崩壊                 | ○        | ○          | 322 号 | 平成 18 年<br>3 月 31 日 |
| 上郡山岩井戸 | 岩井戸沢    | 土石流                     | ○        | ○          | 322 号 | 平成 18 年<br>3 月 31 日 |
| 上郡山上郡  | 一本松-1   | 急傾斜地の崩壊                 | ○        | ○          | 322 号 | 平成 18 年<br>3 月 31 日 |
| 上郡山上郡  | 一本松-2   | 急傾斜地の崩壊                 | ○        | ○          | 322 号 | 平成 18 年<br>3 月 31 日 |
| 上郡山上郡  | 一本松-3   | 急傾斜地の崩壊                 | ○        | ○          | 322 号 | 平成 18 年<br>3 月 31 日 |
| 上郡山太田  | 前沢田-1   | 急傾斜地の崩壊                 | ○        | ○          | 322 号 | 平成 18 年<br>3 月 31 日 |

| 住所       | 区域名    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 指定区域の種類 |        | 告示番号   | 指定年月日                |
|----------|--------|---------------------|---------|--------|--------|----------------------|
|          |        |                     | 警戒区域    | 特別警戒区域 |        |                      |
| 上郡山太田    | 前沢田-2  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 上郡山太田    | 前沢田-3  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 上手岡大木戸川原 | 上手岡沢   | 土石流                 | ○       | ○      | 1036 号 | 平成 17 年<br>12 月 27 日 |
| 上手岡大木戸川原 | 沢山沢    | 土石流                 | ○       | ○      | 1036 号 | 平成 17 年<br>12 月 27 日 |
| 小浜大膳町    | 大膳町-1  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 502 号  | 平成 18 年<br>6 月 2 日   |
| 小浜大膳町    | 大膳町-2  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 502 号  | 平成 18 年<br>6 月 2 日   |
| 小浜大膳町    | 大膳町-3  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 502 号  | 平成 18 年<br>6 月 2 日   |
| 小浜大膳町    | 大膳町-4  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 502 号  | 平成 18 年<br>6 月 2 日   |
| 小浜中央     | 月の下    | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 502 号  | 平成 18 年<br>6 月 2 日   |
| 小浜中央     | 小浜-1   | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 小浜中央     | 小浜-2   | 急傾斜地の崩壊             | ○       |        | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 小浜中央     | 上ノ町    | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 小浜中央     | 中央     | 急傾斜地の崩壊             | ○       |        | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 下郡山下郡    | 宮の前-1  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 下郡山下郡    | 宮の前-2  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 下郡山下郡    | 宮の前-3  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 下郡山下郡    | 宮の前-4  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 下郡山下郡    | 宮の前-5  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 下郡山下郡    | 宮の前-6  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 下郡山原下    | 原下-1   | 急傾斜地の崩壊             | ○       |        | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 下郡山原下    | 原下-2   | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 仏浜釜田     | 遠山     | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 322 号  | 平成 18 年<br>3 月 31 日  |
| 仏浜釜田     | 釜田     | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 502 号  | 平成 18 年<br>6 月 2 日   |
| 仏浜釜田     | 釜田 1 号 | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 502 号  | 平成 18 年<br>6 月 2 日   |
| 仏浜釜田     | 釜田 2 号 | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 502 号  | 平成 18 年<br>6 月 2 日   |
| 上郡山太田    | 太田     | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 142 号  | 令和 5 年<br>9 月 15 日   |
| 本岡本町西    | 本町西    | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 143 号  | 令和 5 年<br>9 月 15 日   |
| 本岡日向     | 日向     | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 608 号  | 令和 5 年               |

| 住所     | 区域名  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 指定区域の種類 |        | 告示番号 | 指定年月日         |
|--------|------|---------------------|---------|--------|------|---------------|
|        |      |                     | 警戒区域    | 特別警戒区域 |      |               |
|        |      |                     |         |        |      | 9月29日         |
| 上手岡片倉  | 片倉   | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 608号 | 令和5年<br>9月29日 |
| 小浜     | 小浜B  | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 608号 | 令和5年<br>9月29日 |
| 上郡山岩井戸 | 岩井戸B | 急傾斜地の崩壊             | ○       | ○      | 608号 | 令和5年<br>9月29日 |

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所（ランクⅠ）

| 番号 | 箇所番号 | 箇所名  | 所在地 |     |     |     | 摘要 |
|----|------|------|-----|-----|-----|-----|----|
|    |      |      | 郡・市 | 町・村 | 大字  | 字   |    |
| 1  | 838  | 岩井戸  | 双葉郡 | 富岡町 | 上郡山 | 岩井戸 |    |
| 2  | 839  | 釜田2号 | 双葉郡 | 富岡町 | 仏浜  | 釜田  |    |
| 3  | 840  | 遠山   | 双葉郡 | 富岡町 | 仏浜  | 釜田  |    |
| 4  | 841  | 上ノ町  | 双葉郡 | 富岡町 | 小浜  | 中央  |    |
| 5  | 842  | 月の下  | 双葉郡 | 富岡町 | 小浜  | 中央  |    |
| 6  | 843  | 原下   | 双葉郡 | 富岡町 | 下郡山 | 原下  |    |
| 7  | 844  | 宮の前  | 双葉郡 | 富岡町 | 下郡山 | 下郡  |    |
| 8  | 845  | 前沢田  | 双葉郡 | 富岡町 | 上郡山 | 太田  |    |
| 9  | 846  | 一本松  | 双葉郡 | 富岡町 | 上郡山 | 上郡山 |    |
| 10 | 847  | 大膳町  | 双葉郡 | 富岡町 | 小浜  | 大膳町 |    |
| 11 | 848  | 釜田   | 双葉郡 | 富岡町 | 仏浜  | 釜田  |    |
| 12 | 849  | 釜田1号 | 双葉郡 | 富岡町 | 仏浜  | 釜田  |    |
| 13 | 850  | 小浜   | 双葉郡 | 富岡町 | 小浜  | 中央  |    |
| 14 | 851  | 中央   | 双葉郡 | 富岡町 | 小浜  | 中央  |    |
|    |      |      |     |     |     |     |    |

(5) 崩壊土砂流出危険地区

| 番号 | 危険地区番号  | 被災危険度 | 崩壊土砂流出危険度 | 所在地 |     |     |     | 備考                     |
|----|---------|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|------------------------|
|    |         |       |           | 郡・市 | 町・村 | 大字  | 字   |                        |
| 1  | 流543-01 | C2    | C1        | 双葉郡 | 富岡町 | 上手岡 | 坂ノ上 | 国有林 639<br>林班<br>(の一部) |

## (6) ため池地区一覧

| 番号 | ため池名  | 所在地           | 受益面積<br>(ha) | 堤高<br>(m) | 貯水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 堤長<br>(m) | 防災<br>重点<br>ため池 |
|----|-------|---------------|--------------|-----------|--------------------------|-----------|-----------------|
| 1  | きたごう  | 富岡町大字小浜       | 3.0          | 5.0       | 6,800                    | 33        |                 |
|    | 北郷2   |               |              |           |                          |           |                 |
| 2  | つばきや  | 富岡町大字下郡山字真壁   | 8.0          | 8.0       | 20,000                   | 60        |                 |
|    | 椿屋第1  |               |              |           |                          |           |                 |
| 3  | なかまるき | 富岡町大字小良ヶ浜字松葉原 | 8.0          | 5.0       | 4,200                    | 31        |                 |
|    | 中丸木   |               |              |           |                          |           |                 |
| 4  | にしざわ  | 富岡町大字下郡山字下郡   | 15.0         | 7.0       | 10,000                   | 26        |                 |
|    | 西 沢   |               |              |           |                          |           |                 |
| 5  | やぶくら  | 富岡町大字上郡山字太田   | 12.0         | 4.1       | 2,000                    | 27        |                 |
|    | 藪 倉   |               |              |           |                          |           |                 |
| 6  | たてやま  | 富岡町大字上手岡字高津戸  | 59.0         | 20.0      | 1,235,000                | 155       | ○               |
|    | 館 山   |               |              |           |                          |           |                 |
| 7  | おぎ    | 川内村大字下川内字荻    | 269.0        | 27.8      | 568,000                  | 89        | ○               |
|    | 荻     |               |              |           |                          |           |                 |
| 8  | がろう   | 富岡町大字上手岡字後田   | 60.0         | 8.9       | 185,000                  | 201       | ○               |
|    | 家 老   |               |              |           |                          |           |                 |
| 9  | じんごさわ | 富岡町大字本岡字新夜ノ森  | 6.0          | 4.0       | 7,000                    | 30        |                 |
|    | 甚五沢   |               |              |           |                          |           |                 |
| 10 | よのもり  | 富岡町大字本岡字新夜ノ森  | 35.0         | 4.0       | 80,000                   | 1,000     | ○               |
|    | 夜ノ森   |               |              |           |                          |           |                 |
| 11 | たきのさわ | 富岡町大字上郡山字岩井戸  | 277.0        | 9.0       | 110,000                  | 106       | ○               |
|    | 滝ノ沢   |               |              |           |                          |           |                 |
| 12 | すけなり  | 富岡町大字仏浜字西原    | 20.0         | 5.0       | 12,000                   | 46        |                 |
|    | 助 成   |               |              |           |                          |           |                 |
| 13 | みやのまえ | 富岡町大字下郡山字下郡   | 18.0         | 9.2       | 12,000                   | 49        |                 |
|    | 宮の前   |               |              |           |                          |           |                 |
| 14 | あづま   | 富岡町大字上郡山字上郡   | 20.0         | 4.5       | 12,000                   | 40        |                 |
|    | 東     |               |              |           |                          |           |                 |
| 15 | まえさわだ | 富岡町大字上郡山字太田   | 9.0          | 3.5       | 9,000                    | 29        |                 |
|    | 前沢田   |               |              |           |                          |           |                 |
| 16 | まつぬま  | 富岡町大字小良ヶ浜字松の前 | 19.0         | 7.0       | 100,000                  | 140       | ○               |
|    | 松 沼   |               |              |           |                          |           |                 |
| 17 | つばきや  | 富岡町大字下郡山字真壁   | 8.0          | 8.0       | 50,000                   | 60        | ○               |
|    | 椿屋第2  |               |              |           |                          |           |                 |
| 18 | もうど   | 川内村大字毛戸       | 550.0        | 22.8      | 544,000                  | 180       | ○               |
|    | 毛 戸   |               |              |           |                          |           |                 |
| 19 | あかさか  | 富岡町大字小良ヶ浜字赤坂  | 2.0          | 2.5       | 12,000                   | 55        |                 |
|    | 赤 坂   |               |              |           |                          |           |                 |
| 20 | つばきや  | 富岡町大字下郡山字真壁   | 9.0          | 6.0       | 10,000                   | 59        | ○               |
|    | 椿屋第3  |               |              |           |                          |           |                 |
| 21 | きたごう  | 富岡町大字小浜       | 2.0          | 3.0       | 2,000                    | 20        |                 |
|    | 北郷3   |               |              |           |                          |           |                 |
| 22 | さるた   | 富岡町大字本岡字本町西   | 4.0          | 5.6       | 4,000                    | 32        | ○               |
|    | 申 田   |               |              |           |                          |           |                 |

## 4. 気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準／伝達系統図

### (1) 気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準

#### 1) 注意報・警報・特別警報

[注意報]

|       |                                                                                                 |                             |                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 大雨    | 表面雨量指数基準                                                                                        | 10                          |                 |
|       | 土壌雨量指数基準                                                                                        | 92                          |                 |
| 洪水    | 流域雨量指数基準                                                                                        | 富岡川流域=15.1，紅葉川流域=9.6，境川流域=8 |                 |
|       | 複合基準 <sup>*1</sup>                                                                              | 富岡川流域=（8，12.1）              |                 |
|       | 指定河川洪水予報による基準                                                                                   | －                           |                 |
| 強風    | 平均風速                                                                                            | 陸上                          | 12m/s           |
|       |                                                                                                 | 海上                          | 15m/s           |
| 風雪    | 平均風速                                                                                            | 陸上                          | 12m/s　雪を伴う      |
|       |                                                                                                 | 海上                          | 15m/s　雪を伴う      |
| 大雪    | 降雪の深さ                                                                                           | 平地                          | 12 時間降雪の深さ 10cm |
|       |                                                                                                 | 山沿い                         | 12 時間降雪の深さ 20cm |
| 波浪    | 有義波高                                                                                            | 3.0m                        |                 |
| 高潮    | 潮位                                                                                              | 0.9m                        |                 |
| 雷     | 落雷等により被害が予想される場合。                                                                               |                             |                 |
| 融雪    | 融雪により被害が予想される場合                                                                                 |                             |                 |
| 濃霧    | 視程                                                                                              | 陸上                          | 100m            |
|       |                                                                                                 | 海上                          | 500m            |
| 乾燥    | ①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8m/s 以上<br>②最小湿度 30%、実効湿度 60%                                             |                             |                 |
| なだれ   | ①24 時間降雪の深さが 40cm 以上<br>②積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続                                             |                             |                 |
| 低温    | 夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき<br>冬期：浜通り、中通り中部、中通り北部の平地：最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき |                             |                 |
| 霜     | 早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）                                                        |                             |                 |
| 着氷・着雪 | 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合                                                                          |                             |                 |

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

[警報]

|     |        |                    |                                 |
|-----|--------|--------------------|---------------------------------|
| 大雨  | (浸水害)  | 表面雨量指数基準           | 16                              |
|     | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準           | 145                             |
| 洪水  |        | 流域雨量指数基準           | 富岡川流域=18.9, 紅葉川流域=12, 境川流域=10.1 |
|     |        | 複合基準 <sup>*1</sup> | —                               |
|     |        | 指定河川洪水予報による基準      | —                               |
| 暴風  | 平均風速   | 陸上                 | 18m/s                           |
|     |        | 海上                 | 20m/s                           |
| 暴風雪 | 平均風速   | 陸上                 | 18m/s 雪を伴う                      |
|     |        | 海上                 | 20m/s 雪を伴う                      |
| 大雪  | 降雪の深さ  | 平地                 | 12 時間降雪の深さ 25cm                 |
|     |        | 山沿い                | 12 時間降雪の深さ 30cm                 |
| 波浪  | 有義波高   | 6.0m               |                                 |
| 高潮  | 潮位     | 1.4m               |                                 |

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。  
(気象庁ホームページより)

[特別警報]

| 種類  | 発表基準                                       |               |
|-----|--------------------------------------------|---------------|
| 大雨  | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合          |               |
| 暴風  | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により                  | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高潮  |                                            | 高潮になると予想される場合 |
| 波浪  |                                            | 高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |               |
| 大雪  | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合                    |               |

(気象庁ホームページより)

## 2) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル 4 相当以上の状況で発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

## 3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県河川砂防課と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

#### 4）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

#### 5）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

#### 6）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### 7）キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

## 8) 流域雨量指数の予測値

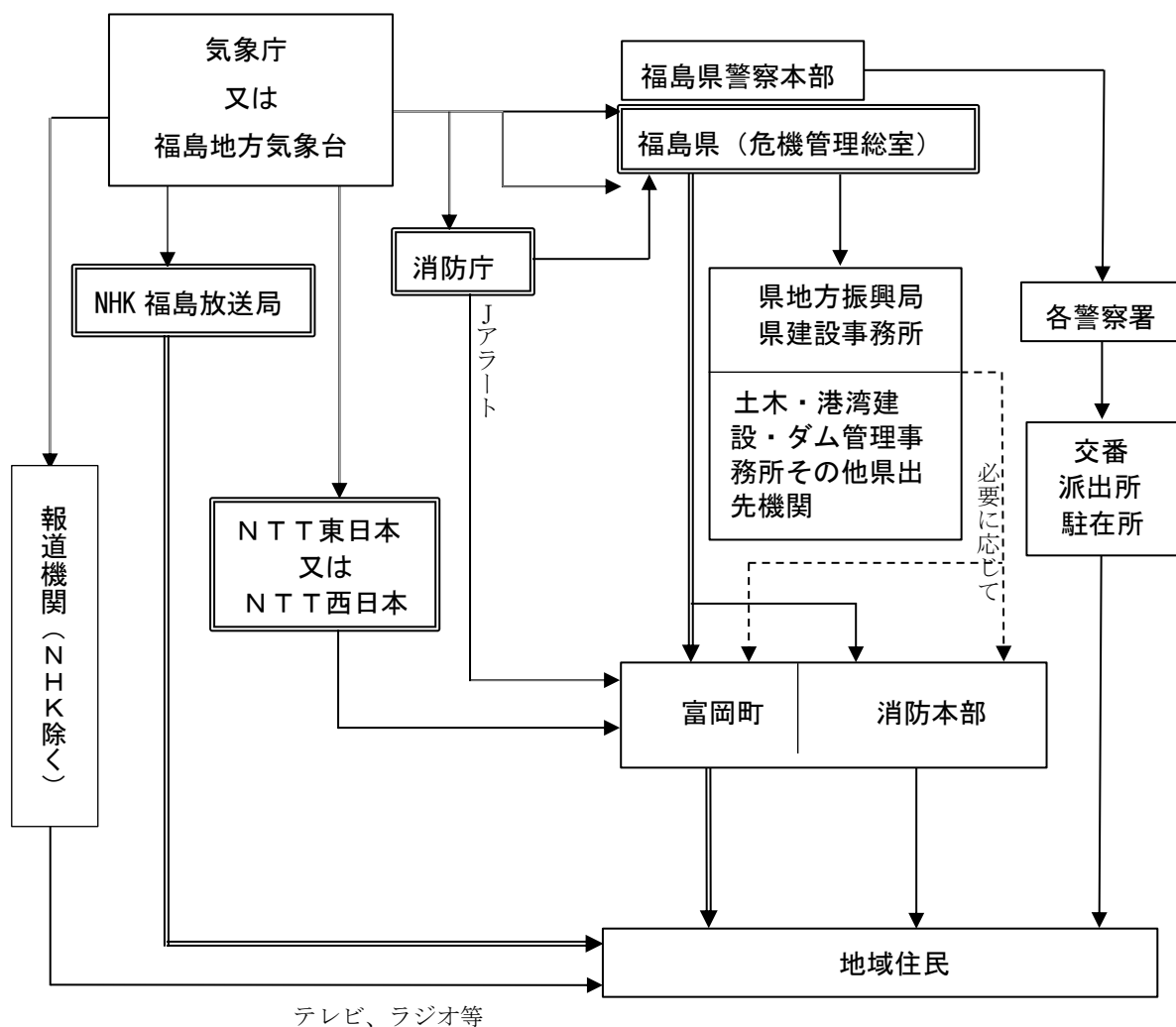
各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

## 9) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達され、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。通報基準は、乾燥注意報及び強風注意報の発表基準と同一である。

### (2) 気象情報の伝達等

#### 1) 伝達系統図



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

※二重線の経路は、気象業務法第 15 条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

※NTT 東日本が被災等で受信できない場合は、NTT 西日本が代わりに受信して伝達する。

## 2) 特別警報の伝達

ア 県（災害対策本部情報班）は、特別警報・警報を受けたときに、直ちに市町村に伝達する。

イ 町は、特別警報の情報を受けた時は、直ちに講習や官公署に周知の措置をとる。

ウ 東（西）日本電信電話（株）（NTT コムウエア（株））は特別警報・警報を受理したときは、一般通信に優先して FAX により直ちに市町村へ通知するように努める。

## 5. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

### (1) 指定緊急避難場所施設

(令和6年1月現在)

| No. | 施設・場所名             | 住所               | 管理担当            | 対象とする異常な現象の種類 |                     |    |    |    |            |          | 構造 | 収容<br>人数 | 備考 |
|-----|--------------------|------------------|-----------------|---------------|---------------------|----|----|----|------------|----------|----|----------|----|
|     |                    |                  | 電話番号<br>(0240-) | 洪水            | 崖崩れ<br>・土石流<br>・地滑り | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模<br>な火事 | 内水<br>氾濫 |    |          |    |
| 1   | 杉内集会所              | 上手岡字茂手木<br>168-1 | 22-2111         | ○             | ×                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 29       |    |
| 2   | 上手岡多目的集会所          | 上手岡字下千里<br>64    | 22-2111         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | RC | 75       |    |
| 3   | 高津戸多目的集会所          | 本岡字清水前<br>107    | 22-2111         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | RC | 51       |    |
| 4   | 下千里集会所             | 上手岡字下千里<br>349-2 | 22-2111         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 37       |    |
| 5   | 大菅集会所              | 大菅字蛇谷須<br>204-4  | 22-2111         | ○             | ×                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 33       |    |
| 6   | 王塚集会所              | 本岡字王塚<br>373-1   | 22-2111         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 55       |    |
| 7   | 文化交流センター<br>「学びの森」 | 本岡字王塚<br>622-1   | 22-2626         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 2,703    |    |
| 8   | 赤木多目的集会所           | 本岡字赤木<br>275-1   | 22-2111         | ○             | ×                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | RC | 51       |    |

| No. | 施設・場所名                | 住所              | 管理担当            | 対象とする異常な現象の種類 |                     |    |    |    |            |          | 構造 | 収容<br>人数 | 備考 |
|-----|-----------------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------------|----|----|----|------------|----------|----|----------|----|
|     |                       |                 | 電話番号<br>(0240-) | 洪水            | 崖崩れ<br>・土石流<br>・地滑り | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模<br>な火事 | 内水<br>氾濫 |    |          |    |
| 9   | 本町集会所                 | 本岡字本町 14        | 22-2111         | ×             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ×        | W  | 44       |    |
| 10  | 上郡山多目的集会所             | 上郡山字上郡<br>17    | 22-2111         | ○             | ×                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 75       |    |
| 11  | 清水集会所                 | 上郡山字清水<br>51    | 22-2111         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 46       |    |
| 12  | 太田集会所                 | 上郡山字太田<br>238   | 22-2111         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 23       |    |
| 13  | 下郡山集会所                | 下郡山字真壁<br>327-1 | 22-2111         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 48       |    |
| 14  | 西原集会所                 | 仏浜字西原           | 22-2111         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | W  | 62       |    |
| 15  | 富岡小中学校（体育<br>館）       | 小浜字中央<br>237-2  | 22-2014         | ×             | ○                   | ○  | ○  | ×  | ○          | ×        | S  | 359      |    |
| 16  | 富岡小中学校（体育<br>館除く）     | 小浜字中央<br>237-2  | 22-2014         | ×             | ○                   | ○  | ○  | ×  | ○          | ×        | RC | 1, 659   |    |
| 17  | 総合福祉センター              | 中央 1-8-1        | 22-5522         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | RC | 384      |    |
| 18  | 総合スポーツセンタ<br>ー（総合体育館） | 小浜 481          | 22-2690         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | RC | 446      |    |
| 19  | 総合スポーツセンタ<br>ー（武道館）   | 小浜 481          | 22-2626         | ○             | ○                   | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | S  | 353      |    |

(2) 指定避難所施設

(令和6年1月現在)

| No. | 行政区           | 施設・場所名            | 住所          | 管理担当            | 構造 | 収容人数  | 備考 |
|-----|---------------|-------------------|-------------|-----------------|----|-------|----|
|     |               |                   |             | 電話番号<br>(0240-) |    |       |    |
| 1   | 王塚・本町・上本町     | 文化交流センター「学びの森」    | 本岡字王塚 622-1 | 22-2626         | W  | 2,703 |    |
| 2   | 中央・駅前・栄町      | 富岡小中学校（体育館）       | 小浜字中央 237-2 | 22-2014         | S  | 359   |    |
| 3   | 中央・駅前・栄町      | 富岡小中学校（体育館除く）     | 小浜字中央 237-2 | 22-2014         | RC | 1,659 |    |
| 4   | 本町・中央         | 総合福祉センター          | 中央 1-8-1    | 22-5522         | RC | 384   |    |
| 5   | 王塚・小浜・深谷・小良ヶ浜 | 総合スポーツセンター（総合体育館） | 小浜 481      | 22-2690         | RC | 446   |    |
| 6   | 王塚・小浜・深谷・小良ヶ浜 | 総合スポーツセンター（武道館）   | 小浜 481      | 22-2626         | S  | 353   |    |

(3) 指定福祉避難所候補施設

(令和6年1月現在)

| No. | 施設・場所名         | 住所          | 管理担当            | 管理者    | 収容人数 | 備考 |
|-----|----------------|-------------|-----------------|--------|------|----|
|     |                |             | 電話番号<br>(0240-) |        |      |    |
| 1   | 文化交流センター「学びの森」 | 本岡字王塚 622-1 | 22-2626         | 町生涯学習課 |      |    |
| 2   | 共生型サポートセンター    | 本岡字王塚 36    | 25-8912         | 町福祉課   |      |    |

## 6. 学校・医療機関等その他施設一覧

### (1) 保育所・幼稚園・学校等の状況

(令和6年1月1日現在)

| 行政区名 | 学校等名            | 所在地         | 電話番号<br>(0240-) | 人員        |         |    | 施設の内容    |           |            |            | 給食施設 |     | スクールバス等 |    | 経営区分 | 備考   |
|------|-----------------|-------------|-----------------|-----------|---------|----|----------|-----------|------------|------------|------|-----|---------|----|------|------|
|      |                 |             |                 | 児童<br>生徒数 | 職員<br>数 | 合計 | 教室<br>等数 | 校舎<br>(㎡) | 体育館<br>(㎡) | 運動場<br>(㎡) | 有無   | 人数  | 台数      | 人数 |      |      |
| 西原   | 富岡町立富岡保育所認定こども園 | 小浜字大膳町 152  | 22-2358         | 65        | 20      | 85 | 11       | 1,216     |            | 2,675      | 有    | 110 |         |    | 町立   |      |
| 中央   | 富岡町立富岡小中学校      | 小浜字中央 237-2 | 22-2020         | 67        | 28      | 95 | 25       | 4,978     | 1,078      | 8,859      | 有    |     | 2       |    | 町立   |      |
| 清水   | 福島県立富岡高等学校      | 小浜字中央 632   | -               | -         | -       | -  | 9        | 4,976     | 936        | 12,468     | 無    |     |         |    | 県立   | 再開未定 |

(2) 医療機関

(令和6年1月現在)

| 行政区名 | 施設名              | 電話            | 番号 (0240-) | 診療科目      | 病床数 | 医師数  | 備考     |
|------|------------------|---------------|------------|-----------|-----|------|--------|
| 中央   | 富岡中央医院           | 中央 1 - 119    | 22-6560    | 内 外 小 麻   |     | 常勤：1 |        |
| 駅前   | 水谷消化器科外科医院       | 仏浜字釜田 335-1   | 22-3415    | 消 外 内     |     | 常勤：1 | 診療所 休止 |
| 新夜ノ森 | さくらクリニック         | 本岡字新夜ノ森 634-1 | 21-0873    | 脳外 リハ 内 外 |     | 常勤：1 | 診療所 休止 |
| 中央   | とみおか整形外科クリニック    | 小浜字中央 383     | 21-1330    | 整外 リハ リウ  |     | 常勤：1 | 診療所 休止 |
| 新町   | 穴田歯科医院           | 夜の森南 3-54     | 22-3522    | 歯         |     | 常勤：1 |        |
| 夜の森北 | 木村歯科医院           | 夜の森北 3-14-2   | 22-2600    | 歯         |     |      | 診療所 休止 |
| 王塚   | さくら歯科医院          | 本岡字関ノ前 197-7  | 23-6479    | 歯         |     |      | 診療所 休止 |
| 中央   | 医療法人社団邦論会とみおか診療所 | 中央 3-70       | 22-6522    | 内 外 精     |     | 常勤：1 |        |
| 王塚   | ふたば医療センター附属病院    | 本岡字王塚 817-1   | 23-5090    | 救急 内      |     |      |        |

(3) 社会福祉施設等

(令和6年1月現在)

| 行政区名 | 施設名                | 所在地    | 電話番号<br>(0240-) | 人員 |     |    | 施設の内容 |                 | 給食施設   |    | 送迎バス等 |    | 福祉車両等<br>(車イス用) |    | 経営<br>区分 |
|------|--------------------|--------|-----------------|----|-----|----|-------|-----------------|--------|----|-------|----|-----------------|----|----------|
|      |                    |        |                 | 定員 | 職員数 | 合計 | 部屋数   | 構造<br>面積<br>(㎡) | 有<br>無 | 人数 | 台数    | 人数 | 台数              | 人数 |          |
| 本町   | デイサービスセンター<br>もとまち | 本町1丁目1 | 21-1516         | 30 | 19  |    |       |                 |        |    |       |    |                 |    | 社法       |

(4) 宿泊施設

(令和3年1月現在)

| 行政区名 | 施設名           | 所在地                | 電話番号<br>(0240-) | 人員  |      | 施設の内容   |                 | 食事施設の<br>有無 | 送迎バス等 |    | 経営<br>区分 | 備考 |
|------|---------------|--------------------|-----------------|-----|------|---------|-----------------|-------------|-------|----|----------|----|
|      |               |                    |                 | 定員  | 従業員数 | 部屋<br>数 | 構造<br>面積<br>(㎡) |             | 台数    | 人数 |          |    |
| 清水前  | イマスピレッジコートふく鈴 | 本岡字清水前<br>203-3    | 25-8258         |     |      | 17      |                 | 有           |       |    | 個人       |    |
| 清水前  | イマスピレッジコート夜ノ森 | 本岡字清水前<br>203-1    | 22-6900         |     |      | 72      |                 | 有           |       |    | 個人       |    |
| 王 塚  | ホテルM&M        | 本 岡 字 王 塚<br>637-6 | 23-5380         | 178 |      | 81      |                 | 有           |       |    | 個人       |    |
| 本 町  | おかだ家旅館        | 本岡字本町 164          | 23-6188         | 36  |      | 17      |                 | 有           |       |    | 個人       |    |
| 中 央  | ホテル芳門         | 小浜字中央 285          | 22-1807         | 53  |      | 37      |                 | 有           |       |    | 個人       |    |
| 駅 前  | サンライズインとみおか   | 仏浜字釜田 348          | 22-0755         | 69  |      | 54      |                 | 有           |       |    | 個人       |    |
| 仏 浜  | 富岡ホテル         | 仏 浜 字 釜 田<br>122-6 | 22-1180         | 72  |      | 69      |                 | 有           |       |    | 個人       |    |
| 中 央  | ホテルひさご        | 中央 1 丁目 182        | 22-1188         | 56  |      | 48      |                 | 有           |       |    | 個人       |    |
| 小 浜  | ホテル蓬人館        | 小浜 44-2            | 23-7728         | 209 |      | 195     |                 | 有           |       |    | 個人       |    |

(5) 飲料水関係施設

(令和3年1月現在)

| 管理者       | 電話番号<br>(0240-) | 給水対象<br>地域 | 給水人口 (人) |    | 計画     | 取水地点   | 備考 |
|-----------|-----------------|------------|----------|----|--------|--------|----|
|           |                 |            | 計画       | 現在 |        |        |    |
| 双葉地方水道企業団 | 25-5315         | 富岡町        |          |    | 本岡字関ノ前 | 本岡字関ノ前 |    |
|           |                 |            |          |    | 本町1丁目  | 本町1丁目  |    |
|           |                 |            |          |    | 本岡字本町  | 本岡字本町  |    |
|           |                 |            |          |    | 本岡字赤木  | 本岡字赤木  |    |

(6) 臨時ヘリポート候補施設

(令和6年1月現在)

| 行政区名 | 施設名       | 所在地         | 管理者 | 緊急連絡先  | 電話番号<br>(0240-) | 座標番号 | 面積 (㎡) | 適する用途 |
|------|-----------|-------------|-----|--------|-----------------|------|--------|-------|
| 小浜   | 富岡町営球場    | 小浜 481      | 富岡町 | 町生涯学習課 | 22-2626         |      | 12,720 |       |
| 王塚   | 富岡町総合運動場  | 本岡字王塚 84    | 富岡町 | 町生涯学習課 | 22-2626         |      | 17,773 |       |
| 中央   | 富岡小中学校    | 小浜字中央 237-2 | 富岡町 | 町教育委員会 | 23-7555         |      | 6,773  |       |
| 新町   | 富岡第二中学校跡地 | 夜の森南 4-42   | 富岡町 | 町教育委員会 | 23-7555         |      | 17,098 |       |

(7) 避難確保計画を作成すべき施設

(令和6年1月現在)

| 行政区名 | 施設名                  | 所在地     | 電話番号<br>(0240-) | 診療科目  | 病床数 | 医師数  | 災害 |
|------|----------------------|---------|-----------------|-------|-----|------|----|
| 中央   | 医療法人社団邦論会<br>とみおか診療所 | 中央 3-70 | 22-6522         | 内 外 精 |     | 常勤：1 | 浸水 |

## 7. 各種資機材等一覧

### (1) 防災行政無線

#### 1) 固定系 (68.820MHz) 親局装置

##### ①親局設備 (富岡町役場 2階無線室)

| No | 品名            | 型番                                                   | 製造番号      | 数量 | 備考 |
|----|---------------|------------------------------------------------------|-----------|----|----|
| 1  | 基地局装置 送信時     | JDB2CR1-3A                                           | SA0483    | 1  |    |
| 2  | 操作卓本体         | JCD-563-B                                            | 00113     | 1  |    |
| 3  | 地図表示装置(子局管理部) | Express5800/53Xi                                     | 6800999   | 1  |    |
| 4  | 自動電話応答装置      | FC-S35W/S74W6Z                                       | S680170MA | 1  |    |
| 5  | 自動起動装置        | FC-E27B-S                                            | 6900923   | 1  |    |
| 6  | 地図表示装置 (発令判断) | N8100-2326Y<br>Express5800/R110h-1<br>(4C/E3-1270v5) | 6700748   | 1  |    |

##### ②遠隔制御装置設備 (消防本部)

| No | 品名       | 型番         | 製造番号  | 数量 | 備考 |
|----|----------|------------|-------|----|----|
| 1  | B型遠隔制御装置 | JEZ-1680-A | 00288 | 1  |    |

#### 2) 移動系 (466.9125MHz) 親局装置

| 機器名  | モデル名      | 製造年月    | 製造番号  | 設置課   | 動作状況 |
|------|-----------|---------|-------|-------|------|
| 無線装置 | UM1036NAT | 1984年7月 | 78611 | 生活環境課 | 良    |

3) 移動系 (466. 9125MHz) (466. 775MHz) 携帯無線機

計18台

| 呼出名称        | モデル名     | 製造年月    | 製造番号   | バッテリー<br>交換日 | 動作状況 |
|-------------|----------|---------|--------|--------------|------|
| ぼうさいとみおか 23 | UM1138LT | 2012年4月 | 202996 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 24 | UM1138LT | 2012年4月 | 202997 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 25 | UM1138LT | 2012年4月 | 202998 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 26 | UM1138LT | 2012年4月 | 202999 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 27 | UM1138LT | 2012年4月 | 203000 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 28 | UM1138LT | 2012年4月 | 203001 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 29 | UM1138LT | 2012年4月 | 203002 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 30 | UM1138LT | 2012年4月 | 203003 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 35 | UM1138LT | 2012年4月 | 203004 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 36 | UM1138LT | 2012年4月 | 203005 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 37 | UM1138LT | 2012年4月 | 203006 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 38 | UM1138LT | 2012年4月 | 203007 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 39 | UM1138LT | 2012年4月 | 203008 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 40 | UM1138LT | 2012年4月 | 203009 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 41 | UM1138LT | 2012年4月 | 203010 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 42 | UM1138LT | 2012年4月 | 203011 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 43 | UM1138LT | 2012年4月 | 203012 |              | 良    |
| ぼうさいとみおか 44 | UM1138LT | 2012年4月 | 203013 |              | 良    |

(2) 車両登録・保有状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

| 区分      | 乗用車 |              | 貨物  |     |     | 乗用    |       |       | 特殊  | 備考 |
|---------|-----|--------------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|----|
|         | 普通  | 小型<br>(マイクロ) | 普通  | 小型  | 軽   | 普通    | 小型    | 軽     |     |    |
| 登録台数    | 10  | 32           | 265 | 456 | 897 | 2,026 | 2,118 | 2,271 | 179 |    |
| (うち町所有) |     |              |     |     |     |       |       |       |     |    |

(3) 広報設備の整備状況

(令和 6 年 1 月現在)

| 広報施設   |      |       | 広報車 (台数) | 消防広報車<br>(台数) |
|--------|------|-------|----------|---------------|
| 種別     | 対象地域 | 対象    |          |               |
| 防災行政無線 | 町内全域 | 町内在住者 | 3        | 17            |
| エリアメール | 町内全域 | 町内在住者 |          |               |

(4) 災害時の応急資機材

管理者：都市整備課

| 分 類         | 資機材名                    | 保管数量  | 保管場所      | 追加調達先                                                                           |  |
|-------------|-------------------------|-------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|--|
| 測量器具        | レベル                     | 2 台   | 町役場 倉庫    | ダイユーエイト さくらモールとみおか店<br>富岡町大字小浜字中央 416 番地<br>TEL. 0240-23-4115 FAX. 0240-23-4116 |  |
|             | スタッフ                    | 4 台   |           |                                                                                 |  |
|             | ポール                     | 10 台  |           |                                                                                 |  |
|             | 巻き尺                     | 4 個   |           |                                                                                 |  |
| 記録連絡器具      | デジタルカメラ                 | 5 台   | 都市整備課 事務室 | 鈴屋金物（株）<br>富岡町中央一丁目 190<br>TEL. 0240-22-4151                                    |  |
|             | 黒板＋チョーク<br>（ホワイトボードを含む） | 2 セット |           |                                                                                 |  |
| 照明排水機材      | 懐中電灯                    | 5 個   | 都市整備課 事務室 | サトウ事務機器 川内店<br>川内村大字上川内字町分 312-1<br>TEL. 0240-25-8217                           |  |
|             | キャブタイヤケーブル              | 10m   | 富岡浄化センター  |                                                                                 |  |
|             | 発電機 100V 二相 2 線式        | 1 台   | 町役場 倉庫    |                                                                                 |  |
|             | ホース（水中ポンプ用） 口径 100      | 50m   | 富岡浄化センター  |                                                                                 |  |
| 車両関係        | 作業車両                    | 2 台   | 町役場 車庫    |                                                                                 |  |
| 管・マンホール使用機材 | チェーンソー                  | 4 台   | 町役場 倉庫    |                                                                                 |  |
|             | はしご                     | 4 本   | 町役場 車庫    |                                                                                 |  |
|             | 複合型ガス検知器                | 1 台   | 町役場 倉庫    |                                                                                 |  |
| 保安機材        | バリケード                   | 20 基  | 町役場 車庫    |                                                                                 |  |
|             | カラーコーン                  | 20 台  |           |                                                                                 |  |
|             | 虎ロープ                    | 10 本  | 町役場 倉庫    |                                                                                 |  |
|             | スコップ                    | 20 本  |           |                                                                                 |  |
|             | 防水シート                   | 20 枚  |           |                                                                                 |  |
|             | 土のう袋                    | 20 袋  |           |                                                                                 |  |

| 分 類      | 資機材名           | 保管数量 | 保管場所     | 追加調達先 |
|----------|----------------|------|----------|-------|
|          | 常温アスファルト       | 20 袋 |          |       |
| 前線基地設営機材 | 折りたたみ机（会議テーブル） | 2 台  | 富岡浄化センター |       |
|          | 折りたたみ椅子        | 4 脚  |          |       |
| ブロック独自機材 | 管渠調査用鏡         | 2 台  | 町役場 倉庫   |       |
|          | マンホールオープナー     | 2 本  |          |       |
|          | ハンドマイク         | 2 台  |          |       |

| 【参考】管理団体水防倉庫備蓄資器材      〈「福島県水防計画（平成 29 年修正）」より〉      ※上記資機材と重複あり |         |         |      |                                               |
|------------------------------------------------------------------|---------|---------|------|-----------------------------------------------|
|                                                                  | ツルハシ    | 15 丁    | 水防倉庫 | 鈴屋金物株式会社<br>富岡町中央一丁目 190<br>TEL. 0240-22-4151 |
|                                                                  | ナタ      | 15 丁    | 〃    |                                               |
|                                                                  | 掛矢      | 6 丁     | 〃    |                                               |
|                                                                  | スコップ    | 42 丁    | 〃    |                                               |
|                                                                  | 斧       | 5 丁     | 〃    |                                               |
|                                                                  | ペンチ     | 5 丁     | 〃    |                                               |
|                                                                  | ハンマー    | 9 丁     | 〃    |                                               |
|                                                                  | 鎌       | 11 丁    | 〃    |                                               |
|                                                                  | 鋸       | 10 丁    | 〃    |                                               |
|                                                                  | 土のう袋    | 1,950 枚 | 〃    |                                               |
|                                                                  | 大型土のう袋  | 50 枚    | 〃    |                                               |
|                                                                  | ビニールシート | 70 枚    | 〃    |                                               |
|                                                                  | 縄       | 20 巻    | 〃    |                                               |
|                                                                  | ロープ     | 1 巻     | 〃    |                                               |
|                                                                  | 杭木・鉄筋杭  | 300 本   | 〃    |                                               |
|                                                                  | 鉄線      | 20kg    | 〃    |                                               |

| 【参考】管理団体水防倉庫備蓄資器材      〈「福島県水防計画（平成 29 年修正）」より〉      ※上記資機材と重複あり |        |     |   |  |
|------------------------------------------------------------------|--------|-----|---|--|
|                                                                  | チェーンソー | 2 台 | 〃 |  |
|                                                                  | 発電機    | 1 台 | 〃 |  |
|                                                                  | 救命胴衣   | 4 着 | 〃 |  |

## 8. 危険物取扱事業所一覧

---

### (1) 屋内貯蔵所

| 事業所名                 | 住所                | 倍数     | 許可年月日           | 許可番号 | 備考  |
|----------------------|-------------------|--------|-----------------|------|-----|
| (株) 中村塗装店            | 本岡字王塚 5 9 0 - 1 8 | 4.4 倍  | 1987 年 11 月 9 日 | 82 号 | 休止中 |
| 太平洋ブリーディング (株) 太平洋牧場 | 小良ヶ浜字松葉原 4 7      | 5.47 倍 | 1994 年 4 月 8 日  | 24 号 | 休止中 |
| 建装工業 (株)             | 中央 1 - 2 7        | 9.95 倍 | 1995 年 4 月 28 日 | 18 号 | 休止中 |
|                      | 毛萱字前川原地内          |        |                 |      | 調査中 |
|                      | 仏浜字釜田 1 7 - 2     |        |                 |      | 調査中 |
|                      | 本岡字王塚 6 7 3 - 3   |        |                 |      | 調査中 |

### (2) 屋内タンク貯蔵所

| 事業所名             | 住所         | 倍数  | 許可年月日           | 許可番号 | 備考 |
|------------------|------------|-----|-----------------|------|----|
| 東日本電信電話 (株) 福島支店 | 中央 2 - 8 3 | 4 倍 | 2003 年 6 月 19 日 | 51 号 |    |

### (3) 屋外貯蔵所

| 事業所名 | 住所              | 倍数 | 許可年月日 | 許可番号 | 備考  |
|------|-----------------|----|-------|------|-----|
|      | 本岡字王塚 8 1 7 - 1 |    |       |      | 調査中 |

### (4) 屋外タンク貯蔵所

| 事業所名       | 住所         | 倍数    | 許可年月日           | 許可番号 | 備考 |
|------------|------------|-------|-----------------|------|----|
| 双葉砕石工業 (株) | 上手岡字片倉 8 5 | 7.5 倍 | 1997 年 6 月 13 日 | 35 号 |    |

| 事業所名               | 住所                 | 倍数      | 許可年月日           | 許可番号 | 備考  |
|--------------------|--------------------|---------|-----------------|------|-----|
| 双葉砕石工業（株）          | 上手岡字片倉 8 5         | 15 倍    | 2005 年 8 月 4 日  | 50 号 |     |
| 双葉環境センター           | 小浜 3 0 1           | 4 倍     | 1997 年 10 月 2 日 | 50 号 |     |
| 三菱重工・化学エンジニアリング（株） | 毛萱字浜畑 1 9 7 - 1    | 24.50 倍 | 2014 年 9 月 16 日 | 85 号 |     |
| 三菱重工・化学エンジニアリング（株） | 毛萱字浜畑 1 9 7 - 1    | 49.00 倍 | 2014 年 9 月 16 日 | 86 号 |     |
|                    | 毛萱字前川原 2 3 2 - 3 1 |         |                 |      | 調査中 |
|                    | 毛萱字前川原 6 3 0       |         |                 |      | 調査中 |
|                    | 毛萱字前川原 6 2 7       |         |                 |      | 調査中 |
|                    | 毛萱字前川原 5           |         |                 |      | 調査中 |

（５）給油取扱所

| 事業所名               | 住所                  | 倍数       | 許可年月日           | 許可番号   | 備考  |
|--------------------|---------------------|----------|-----------------|--------|-----|
| （株）猪狩商店            | 上郡山字太田 2 1 - 1      | 0.8 倍    | 1967 年 12 月 4 日 | 1003 号 |     |
| （有）末永商事            | 小良ヶ浜字市の沢 7          | 163.05 倍 | 1972 年 8 月 18 日 | 465 号  |     |
| 田中合名会社富岡給油所        | 小浜字中央 3 0 2         | 64.2 倍   | 1961 年 12 月 1 日 | 773 号  |     |
| 常磐交通株式会社           | 本岡字本町 2 - 1 7       | 10.2 倍   | 1977 年 6 月 24 日 | 36 号   |     |
| （株）庄屋運送            | 本岡字王塚 5 9 0 - 8     | 19.2 倍   | 1988 年 5 月 16 日 | 22 号   |     |
| （株）丸東              | 本岡字王塚 6 4 6 - 1     |          |                 |        | 調査中 |
| 双葉砕石工業（株）環境事業部     | 上手岡字西ノ上 1 6 3 - 4 1 | 9.6 倍    | 1990 年 3 月 8 日  | 8 号    | 休止中 |
| 双葉砕石工業（株）          | 上手岡字片倉 8 5          | 19.2 倍   | 1983 年 9 月 12 日 | 79 号   |     |
| 東日本高速道路（株）いわき工事事務所 | 上手岡字後作              | 1.9 倍    | 2003 年 11 月 7 日 | 87 号   |     |
|                    | 夜の森南 3 - 4 8        |          |                 |        | 調査中 |
| （株）猪狩商店            | 上郡山字太田 2 1 - 1      |          |                 |        | 調査中 |
|                    | 上郡山字関名古 1 4 4 - 1   |          |                 |        | 調査中 |
|                    | 夜の森 6 0 9           |          |                 |        | 休止中 |

（６）移動タンク貯蔵所

| 事業所名    | 住所             | 倍数    | 許可年月日           | 許可番号 | 備考 |
|---------|----------------|-------|-----------------|------|----|
| （株）猪狩商店 | 上郡山字太田 2 1 - 1 | 2.5 倍 | 2000 年 3 月 31 日 | 50 号 |    |
| （株）猪狩商店 | 上郡山字太田 2 1 - 1 | 2.0 倍 | 2001 年 6 月 12 日 | 36 号 |    |

| 事業所名      | 住所              | 倍数     | 許可年月日            | 許可番号 | 備考  |
|-----------|-----------------|--------|------------------|------|-----|
| 田中合名会社    | 小浜字中央 1－1 8 9   | 2.5 倍  | 2013 年 9 月 19 日  | 44 号 |     |
| 田中合名会社    | 小浜字中央 1－1 8 9   | 4.0 倍  | 2013 年 10 月 3 日  | 46 号 |     |
| 田中合名会社    | 小浜字中央 1－1 8 9   | 2.0 倍  | 2015 年 4 月 24 日  | 28 号 |     |
| 田中合名会社    | 小浜字中央 1－1 8 9   | 3.0 倍  | 2015 年 6 月 30 日  | 57 号 |     |
| 田中合名会社    | 小浜字中央 1－1 8 9   | 3.0 倍  | 2015 年 6 月 26 日  | 55 号 |     |
| (有) コムロ   | 夜ノ森南 3 丁目 7 番地  | 1.35 倍 | 2000 年 3 月 27 日  | 48 号 |     |
| 双葉砕石工業(株) | 上手岡字片倉 8 5      | 1.4 倍  | 2013 年 7 月 2 日   | 44 号 |     |
| 株式会社 伊達重機 | 本岡字王塚 6 5 0－1   | 4.0 倍  | 2012 年 11 月 21 日 | 72 号 | 休止中 |
| 株式会社 伊達重機 | 本岡字王塚 6 5 0－1   | 4.0 倍  | 2014 年 7 月 25 日  | 45 号 | 休止中 |
| (株)双葉企業   | 下郡山字下郡 1 6 0    |        |                  |      | 調査中 |
|           | 夜の森南 3－4 8      |        |                  |      | 調査中 |
|           | 上郡山字関名古 1 4 4－6 |        |                  |      | 調査中 |
|           | 本岡字王塚 6 7 0     |        |                  |      | 調査中 |
|           | 本岡字王塚 6 6 6－1   |        |                  |      | 調査中 |

(7) 地下タンク貯蔵所

| 事業所名         | 住所            | 倍数      | 許可年月日            | 許可番号  | 備考  |
|--------------|---------------|---------|------------------|-------|-----|
| 双葉警察署        | 中央 2－1 9      | 4.00 倍  | 1991 年 12 月 2 日  | 76 号  |     |
| 富岡町学校給食共同調理場 | 本岡字王塚 3 6     | 1.90 倍  | 1982 年 12 月 21 日 | 71 号  | 休止中 |
| 富岡町学びの森      | 本岡字王塚 6 2 2－1 | 5.00 倍  | 2002 年 9 月 18 日  | 45 号  |     |
| 富岡町役場        | 本岡字王塚 6 2 2－1 | 5.00 倍  | 1991 年 11 月 27 日 | 74 号  |     |
| (株) 猪狩商店     | 上郡山字太田 2 1－1  | 4.80 倍  | 1980 年 12 月 8 日  | 101 号 |     |
| (株) アコーディア   | 本岡字上本町 1 5 1  | 5.00 倍  | 1990 年 11 月 19 日 | 59 号  | 休止中 |
| (株) 双葉企業     | 下郡山字下郡 1 6 0  | 96.00 倍 | 2015 年 12 月 9 日  | 95 号  |     |
|              | 小浜 4 8 1－1    |         |                  |       | 休止中 |
|              | 中央 6 3 2      |         |                  |       | 休止中 |
|              | 本町 2 0        |         |                  |       | 休止中 |
|              | 中央 2－8 3      |         |                  |       | 休止中 |
|              | 王塚 8 7 1－1    |         |                  |       | 休止中 |

(8) 一般取扱所

| 事業所名     | 住所               | 倍数      | 許可年月日           | 許可番号 | 備考  |
|----------|------------------|---------|-----------------|------|-----|
| 猪狩商店     | 上郡山字太田 1 - 1     | 1.50 倍  | 1981 年 1 月 9 日  | 9 号  |     |
| コメリ      | 本岡字新夜ノ森 5 3 3    | 29.50 倍 | 2001 年 6 月 26 日 | 39 号 | 休止中 |
| (株) 双葉企業 | 下郡山字下郡 1 6 0     | 96.00 倍 | 2016 年 3 月 9 日  | 22 号 |     |
|          | 毛萱字前川原 6 3 5     |         |                 |      | 調査中 |
|          | 毛萱字前川原 6 6 9     |         |                 |      | 調査中 |
|          | 毛萱字前川原 5 1 0     |         |                 |      | 調査中 |
|          | 毛萱字前川原 5 3 0 - 1 |         |                 |      | 調査中 |
|          | 中央 1 9 - 4       |         |                 |      | 調査中 |
|          | 中央 4 1 6         |         |                 |      | 調査中 |

(9) 東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

| 施設別      | 施設名称          | 倍数       | 許可年月日            | 許可番号 | 備考 |
|----------|---------------|----------|------------------|------|----|
| 地下タンク貯蔵所 | ガスタービン施設      | 200.00 倍 | 2012 年 10 月 31 日 | 65 号 |    |
| 屋外タンク貯蔵所 | 4 号 A 系統軽油タンク | 360.00 倍 | 1984 年 2 月 9 日   | 5 号  |    |
| 屋外タンク貯蔵所 | 4 号 B 系統軽油タンク | 360.00 倍 | 1984 年 2 月 9 日   | 6 号  |    |
| 屋外タンク貯蔵所 | 3 号 A 系統軽油タンク | 360.00 倍 | 1983 年 7 月 22 日  | 67 号 |    |
| 屋外タンク貯蔵所 | 3 号 B 系統軽油タンク | 360.00 倍 | 1983 年 5 月 25 日  | 50 号 |    |
| 屋内貯蔵所    | 危険物屋内貯蔵所      | 14.33 倍  | 1982 年 3 月 31 日  | 16 号 |    |
| 屋外貯蔵所    | 危険物屋外貯蔵所      | 13.20 倍  | 2012 年 2 月 28 日  | 8 号  |    |
| 一般取扱所    | 3 号機原子炉建屋     | 57.00 倍  | 1983 年 2 月 21 日  | 13 号 |    |
| 一般取扱所    | 3 号機タービン建屋    | 89.32 倍  | 1983 年 1 月 12 日  | 5 号  |    |
| 一般取扱所    | 4 号機原子炉建屋     | 57.00 倍  | 1983 年 7 月 22 日  | 68 号 |    |
| 一般取扱所    | 4 号機タービン建屋    | 91.25 倍  | 1983 年 6 月 21 日  | 56 号 |    |
| 一般取扱所    | ガスタービン施設      | 29.00 倍  | 2012 年 10 月 31 日 | 66 号 |    |
| 一般取扱所    | 充填所           | 29.00 倍  | 2012 年 10 月 31 日 | 67 号 |    |

## 9. 原子力関係

### (1) 原子力発電施設の概要

|    |                         | 東京電力ホールディングス(株)<br>福島第一原子力発電所（※１） |              |              |              |              |                  | 東京電力ホールディングス(株)<br>福島第二原子力発電所 |             |             |             |
|----|-------------------------|-----------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|
|    |                         | 1 号機                              | 2 号機         | 3 号機         | 4 号機         | 5 号機         | 6 号機             | 1 号機                          | 2 号機        | 3 号機        | 4 号機        |
| 1  | 設置位置                    | 双葉郡大熊町                            |              |              |              |              | 双葉郡双葉町           |                               | 双葉郡檜葉町      |             | 双葉郡富岡町      |
| 2  | 設 置 者                   | 東京電力株式会社                          |              |              |              |              |                  |                               |             |             |             |
| 3  | 炉 型 式                   | 沸騰水型軽水炉（BWR）マークⅠ                  |              |              |              |              | 沸騰水型軽水炉（BWR）マークⅡ |                               |             |             |             |
| 4  | 発電出力                    | 46<br>万 KW                        | 78.4<br>万 KW | 78.4<br>万 KW | 78.4<br>万 KW | 78.4<br>万 KW | 110<br>万 KW      | 110<br>万 KW                   | 110<br>万 KW | 110<br>万 KW | 110<br>万 KW |
| 5  | 発 電 所<br>用地面積           | 約 350 万 m <sup>2</sup>            |              |              |              |              |                  | 約 150 万 m <sup>2</sup>        |             |             |             |
| 6  | 建 設 費<br>(億円)           | 391                               | 562          | 624          | 803          | 905          | 1,754            | 3,560                         | 2,763       | 3,146       | 2,914       |
| 7  | 電源開発<br>調整審議会<br>承認年月日  | 41. 4. 4<br>※2 43.12.25           | 42.12.22     | 44. 5.23     | 46. 6.30     | 46. 2.26     | 46.12.17         | 47. 6. 7                      | 50. 3.17    | 52. 3.15    | 53. 7.14    |
| 8  | 原 子 炉<br>設置許可<br>申請年月日  | 41. 7. 1<br>※2 43.11.19           | 42. 9.18     | 44. 7. 1     | 46. 8. 5     | 46. 2.22     | 46.12.21         | 47. 8.28                      | 51.12.21    | 53. 8.16    | 53. 8.16    |
| 9  | 原子炉安全<br>専門審査会<br>報告年月日 | 41.11.17<br>※2 44. 2.27           | 43. 3.26     | 44.12.25     | 46.12.23     | 46. 8.19     | 47.11.21         | 49. 4.27                      | 53. 5.23    | 55. 7. 9    | 55. 7. 9    |
| 10 | 原 子 炉<br>設置許可<br>年 月 日  | 41.12. 1<br>※2 44. 4. 7           | 43. 3.29     | 45. 1.23     | 47. 1.13     | 46. 9.23     | 47.12.12         | 49. 4.30                      | 53. 6.26    | 55. 8. 4    | 55. 8. 4    |
| 11 | 電気工作物<br>設置許可<br>年 月 日  | 41.12. 1                          | 43. 3.29     | 45. 1.23     | 47. 1.13     | 46. 9.23     | 47.12.12         | 49. 4.30                      | 53. 6.26    | 55. 8. 7    | 55. 8. 7    |
| 12 | 第一回工事<br>計画認可<br>年 月 日  | 42. 9.29                          | 44. 5.27     | 45.10.17     | 47. 5. 8     | 46.12.22     | 48. 3.16         | 50. 8.21                      | 54. 1.23    | 55.11.10    | 55.11.10    |
| 13 | 着工年月日                   | 42. 9.29                          | 44. 5.27     | 45.10.17     | 47. 9.12     | 46.12.22     | 48. 5.18         | 50.11. 1                      | 54. 2.28    | 55.12. 1    | 55.12. 1    |
|    | 燃料装荷<br>年 月 日           | 45. 7. 4                          | 48. 3.15     | 49. 8. 1     | 52.12.15     | 52. 7. 2     | 54. 1.16         | 56. 5. 8                      | 58. 4. 1    | 59. 9.27    | 61.10. 1    |
|    | 初 臨 界<br>年 月 日          | 45.10.10                          | 48. 5.10     | 49. 9. 6     | 53. 1.28     | 52. 8.26     | 54. 3. 9         | 56. 6.17                      | 58. 4.26    | 59.10.18    | 61.10.24    |
|    | 運転開始<br>年 月 日           | 46. 3.26                          | 49. 7.18     | 51. 3.27     | 53.10.12     | 53. 4.18     | 54.10.24         | 57. 4.20                      | 59. 2. 3    | 60. 6.21    | 62. 8.25    |
| 14 | 燃 料 体<br>装 荷 数          | 400 本                             | 548 本        | 548 本        | 548 本        | 548 本        | 764 本            | 764 本                         | 764 本       | 764 本       | 764 本       |

※1 福島第一原子力発電所1～4号機は、平成24年4月19日廃止

※2 40万KWから46万KWへの変更申請による年月日

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域図）



(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（行政区名）

[福島第一原子力発電所に係る地域]

| 距離                    | 行政区名 | 行政区数 |
|-----------------------|------|------|
| 0 km～5 km<br>(P A Z)  | —    | —    |
| 5 km～30 km<br>(U P Z) | 全行政区 | 27   |

[福島第二原子力発電所に係る地域]

| 距離                    | 行政区名                                                       | 行政区数 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|------|
| 0 km～5 km<br>(P A Z)  | 新町、上本町、王塚、本町、岩井戸、清水、上郡、太田、下郡山、毛萱、仏浜、駅前、西原、中央、小浜、深谷、栄町、新夜ノ森 | 18   |
| 5 km～30 km<br>(U P Z) | 杉内、仲町、高津戸、下千里、大菅、夜の森駅前北、夜の森駅前南、赤木、小良ヶ浜                     | 9    |

※ 4～7 km にまたがる行政区は、「0～5 km」の区域の欄に記載。

※ 避難指示区域でない区域については、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所ともに、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）として扱い、P A Z 内同等の防護措置を実施する。

(4) 原子力発電所からの方位別・距離別行政区

| 発電所名                                               | 原子力発電所<br>方位               | 0～3kmの区域<br>(1km以内の<br>全方位を含む) | 3～5kmの区域 | 5～10kmの区域                                                  |
|----------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------|----------|------------------------------------------------------------|
| 東京電力<br>ホールデ<br>ィングス<br>(株) 福<br>島第一原<br>子力発電<br>所 | A<br>南～南南西<br>0°～22.5°     |                                |          | 小良ヶ浜、大菅、新夜ノ森、<br>深谷、王塚、上本町、本町、<br>小浜、中央、栄町、仏浜、<br>駅前、西原、清水 |
|                                                    | B<br>南南西～南西<br>22.5°～45°   |                                |          | 大菅、仲町、高津戸、新夜ノ森<br>夜の森駅前北、夜の森駅前南、<br>下千里、新町、王塚、上本町、<br>本町   |
|                                                    | C<br>南西～西南西<br>45°～67.5°   |                                |          | 大菅、仲町、杉内                                                   |
|                                                    | D<br>西南西～西<br>67.5°～90°    |                                |          |                                                            |
|                                                    | E<br>西～西北西<br>90°～112.5°   |                                |          |                                                            |
|                                                    | F<br>西北西～北西<br>112.5°～135° |                                |          |                                                            |
|                                                    | G<br>北西～北北西<br>135°～157.5° |                                |          |                                                            |
|                                                    | H<br>北北西～北<br>157.5°～180°  |                                |          |                                                            |

(注) 1 方位区分上の行政区、2～3の方位にまたがる行政区については、重複して記載した。

(注) 2 距離区分において、2以上の区分にまたがる行政区については、それぞれ短い距離の区域に含めて記載した。(例：4～7kmにまたがる行政区→3～5kmの区域の欄に記載)

| 発電所名                                               | 原子力発電所<br>方位               | 0～3kmの区域<br>(1km以内の<br>全方位を含む)          | 3～5kmの区域           | 5～10kmの区域                              |
|----------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------|--------------------|----------------------------------------|
| 東京電力<br>ホールデ<br>ィングス<br>(株) 福<br>島第二原<br>子力発電<br>所 | A<br>南～南南西<br>0°～22.5°     | 毛萱、太田                                   |                    |                                        |
|                                                    | B<br>南南西～南西<br>22.5°～45°   | 毛萱、太田                                   |                    |                                        |
|                                                    | C<br>南西～西南西<br>45°～67.5°   | 毛萱、太田                                   |                    |                                        |
|                                                    | D<br>西南西～西<br>67.5°～90°    | 毛萱、太田、上<br>郡                            |                    |                                        |
|                                                    | E<br>西～西北西<br>90°～112.5°   | 毛萱、太田、上<br>郡                            | 岩井戸                | 赤木                                     |
|                                                    | F<br>西北西～北西<br>112.5°～135° | 毛萱、太田、下<br>郡山、清水、西<br>原、上郡              | 岩井戸、本町、<br>上本町     | 赤木、下千里、仲町、杉内                           |
|                                                    | G<br>北西～北北西<br>135°～157.5° | 毛萱、太田、下<br>郡山、西原、清<br>水、中央、本町           | 王塚、上本町、<br>新夜ノ森、新町 | 下千里、高津戸、夜の森駅前<br>南、夜の森駅前北、大菅、仲<br>町、杉内 |
|                                                    | H<br>北北西～北<br>157.5°～180°  | 毛萱、太田、下<br>郡山、西原、小<br>浜、仏浜、駅<br>前、栄町、中央 | 王塚、深谷、新<br>夜ノ森     | 小良ヶ浜、夜の森駅前北、大菅                         |

(注) 1 方位区分上の行政区、2～3の方位にまたがる行政区については、重複して記載した。

(注) 2 距離区分において、2以上の区分にまたがる行政区については、それぞれ短い距離の区域に含めて記載した。(例：4～7kmにまたがる行政区→3～5kmの区域の欄に記載)

(5) 発電所からの距離別避難対象人口

※対象人口（平成22年国勢調査人口に基づいたもの）

[福島第一原子力発電所からの距離別行政区別人口]

(単位：人)

| 市町村名 | 距離        | 行政区名                                                                       | 人口     | 市町村人口計 |
|------|-----------|----------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 富岡町  | 5km～10km  | 小良ヶ浜、新夜ノ森、深谷、大菅、夜の森駅前北、夜の森駅前南、小浜、高津戸、新町、下千里、仲町、王塚、上本町、杉内、仏浜、中央、栄町、駅前、西原、本町 | 12,890 | 16,001 |
|      | 10km～20km | 上郡、下郡山、仏浜、毛萱、太田、岩井戸、赤木、西原、清水                                               | 3,111  |        |

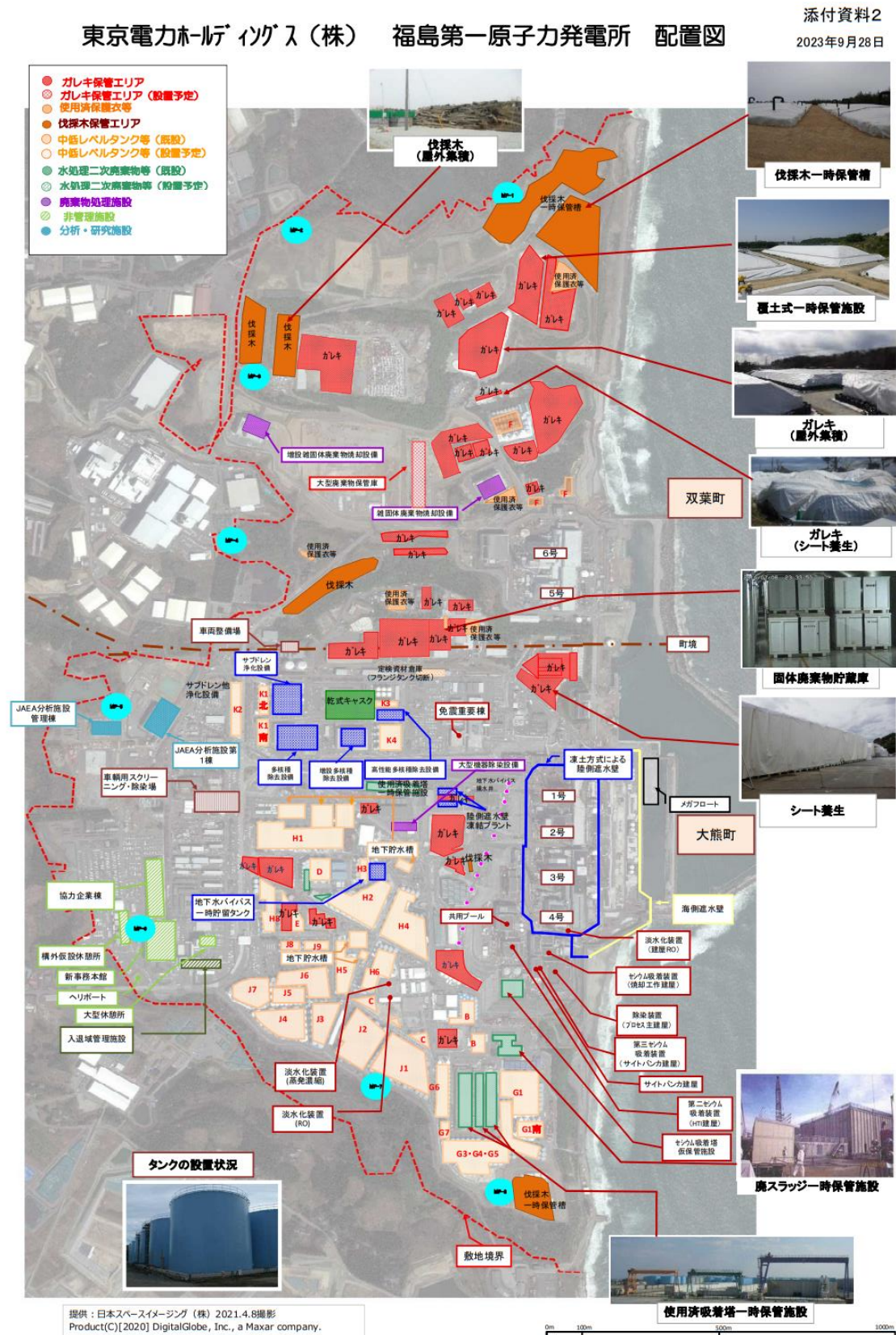
[福島第二原子力発電所からの距離別行政区別人口]

(単位：人)

| 市町村名 | 距離       | 行政区名                                                          | 人口    | 市町村人口計 |
|------|----------|---------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 富岡町  | ～5km     | 太田、下郡山、毛萱、上郡、清水、西原、駅前、仏浜、岩井戸、中央、本町、栄町、小浜、上本町、王塚、赤木、深谷、新夜ノ森、新町 | 8,866 | 16,001 |
|      | 5km～10km | 岩井戸、赤木、王塚、上本町、下千里、新夜ノ森、新町、高津戸、夜の森駅前南、夜の森駅前北、大菅、深谷、小良ヶ浜、仲町、杉内  | 7,135 |        |

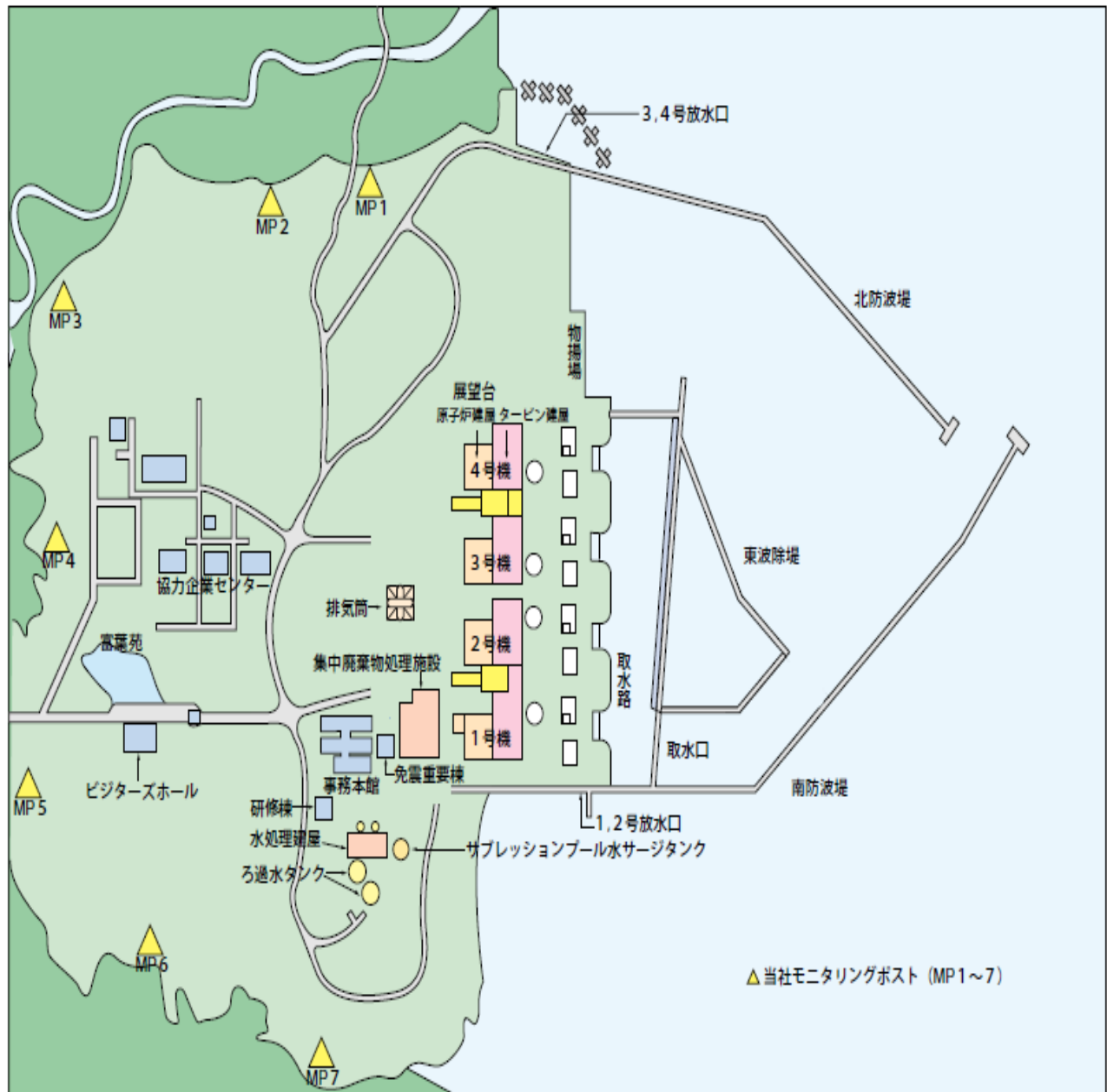
## (6) 原子力事業所の施設の配置図

[福島第一原子力発電所 配置図]



(中長期ロードマップ進捗状況(令和5年9月28日)より引用)

[福島第二原子力発電所 配置図]



## (7) 行政区別・年齢別人口

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

| 行政区名   | 世帯数   | 人口 (人) |       |        | 年齢別構成 (人) |     |       |       |       |       |       |
|--------|-------|--------|-------|--------|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |       | 男      | 女     | 総計     | 0~2       | 3~6 | 7~18  | 19~39 | 40~64 | 65~74 | 75以上  |
| 杉内     | 83    | 136    | 135   | 271    | 3         | 11  | 32    | 49    | 88    | 41    | 47    |
| 仲町     | 135   | 183    | 209   | 392    | 3         | 8   | 45    | 68    | 132   | 55    | 81    |
| 高津戸    | 180   | 226    | 217   | 443    | 10        | 9   | 50    | 80    | 150   | 70    | 74    |
| 下千里    | 136   | 211    | 210   | 421    | 6         | 11  | 41    | 103   | 157   | 47    | 56    |
| 大菅     | 274   | 269    | 235   | 504    | 11        | 5   | 32    | 118   | 196   | 60    | 82    |
| 夜の森駅前北 | 241   | 252    | 275   | 527    | 13        | 11  | 56    | 91    | 186   | 81    | 89    |
| 夜の森駅前南 | 423   | 489    | 520   | 1,009  | 37        | 51  | 125   | 239   | 329   | 117   | 111   |
| 新町     | 303   | 367    | 359   | 726    | 22        | 19  | 67    | 180   | 240   | 98    | 100   |
| 赤木     | 34    | 50     | 49    | 99     | 1         | 1   | 5     | 17    | 39    | 14    | 22    |
| 上本町    | 50    | 66     | 67    | 133    | 1         | 1   | 8     | 26    | 49    | 23    | 25    |
| 王塚     | 523   | 694    | 702   | 1,396  | 31        | 40  | 170   | 317   | 529   | 188   | 121   |
| 本町     | 349   | 398    | 367   | 765    | 9         | 10  | 63    | 151   | 275   | 133   | 124   |
| 岩井戸    | 79    | 124    | 106   | 230    | 4         | 7   | 18    | 52    | 79    | 32    | 38    |
| 清水     | 337   | 413    | 429   | 842    | 15        | 21  | 92    | 177   | 294   | 130   | 113   |
| 上郡     | 38    | 64     | 56    | 120    | 1         | 1   | 12    | 26    | 36    | 21    | 23    |
| 太田     | 53    | 66     | 70    | 136    | 5         | 1   | 9     | 26    | 44    | 19    | 32    |
| 下郡山    | 114   | 153    | 171   | 324    | 8         | 7   | 25    | 83    | 122   | 35    | 44    |
| 毛萱     | 33    | 47     | 43    | 90     | 2         | 3   | 2     | 20    | 23    | 28    | 12    |
| 仏浜     | 34    | 28     | 41    | 69     | 0         | 0   | 2     | 10    | 24    | 22    | 11    |
| 駅前     | 87    | 109    | 111   | 220    | 4         | 10  | 28    | 38    | 65    | 34    | 41    |
| 西原     | 419   | 488    | 460   | 948    | 22        | 24  | 105   | 236   | 316   | 116   | 129   |
| 中央     | 344   | 395    | 417   | 812    | 31        | 39  | 76    | 190   | 261   | 93    | 122   |
| 小浜     | 315   | 411    | 417   | 828    | 17        | 21  | 111   | 170   | 321   | 101   | 87    |
| 深谷     | 118   | 156    | 148   | 304    | 13        | 12  | 26    | 74    | 98    | 53    | 28    |
| 小良ヶ浜   | 128   | 167    | 166   | 333    | 6         | 10  | 34    | 65    | 103   | 58    | 57    |
| 栄町     | 33    | 39     | 53    | 92     | 3         | 4   | 15    | 18    | 28    | 15    | 9     |
| 新夜ノ森   | 645   | 853    | 846   | 1,699  | 52        | 67  | 245   | 427   | 623   | 169   | 116   |
| 計      | 5,508 | 6,854  | 6,879 | 13,733 | 330       | 404 | 1,494 | 3,051 | 4,807 | 1,853 | 1,794 |

## (8) 道路に関する調べ(国道、県道)

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

| 区分 | 路線名     | 区間                            | 延長<br>km | 内舗装路<br>延長・km | 平均幅員<br>m | 規格改良済     |                                                                | 沿線行政区名                                                                                                                                                             | 備考                   |
|----|---------|-------------------------------|----------|---------------|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
|    |         |                               |          |               |           | 延長・<br>km | 市町村名                                                           |                                                                                                                                                                    |                      |
| 国道 | 国道 6 号  | いわき市勿来町<br>～南相馬市鹿島区           | 144.7    | 144.7         | 9.5       | 144.7     | いわき市<br>広野町<br>檜葉町<br>富岡町<br><br>大熊町<br><br>双葉町<br>浪江町<br>南相馬市 | 平 11 区、12 区、28 区 他<br>19 区、21 区<br>山田岡、下小埜、大谷、下繁岡<br>毛萱、上郡山、下郡山、西原、<br>中央、小浜、王塚、夜の森、大<br>菅<br>熊 2 区、大和久、夫沢 2 区、夫<br>沢 3 区、野馬形<br>細谷、新山、下条、長塚、中田<br><br>小高区、原町区、鹿島区 | 南北に縦断<br>(東京～岩<br>沼) |
|    | 国道 49 号 | いわき市常磐上矢田町<br>～いわき市三和町上三<br>坂 | 37.0     | 37.0          | 9.5       | 37.0      | いわき市                                                           | 下好間、中好間 他                                                                                                                                                          | いわき～新<br>潟を縦断        |
|    | 114 号   | 川俣町大字羽田<br>～浪江町大字幾世橋          | 55.9     | 55.9          | 6.0       | 55.9      | 浪江町<br>川俣町                                                     |                                                                                                                                                                    |                      |
|    | 288 号   | 田村市船引町<br>～双葉町大字新山            | 53.0     | 53.0          | 5.9       | 52.6      | 双葉町<br>大熊町<br>田村市                                              |                                                                                                                                                                    |                      |
|    | 289 号   | いわき市田人町<br>～いわき市錦町            | 23.9     | 23.9          | 6.5       | 19.4      | いわき市                                                           |                                                                                                                                                                    |                      |
|    | 349 号   | いわき市三和町<br>～川俣町小島             | 39.1     | 39.1          | 5.9       | 38.4      | いわき市<br>田村市<br>川俣町                                             |                                                                                                                                                                    |                      |
|    |         |                               |          |               |           |           |                                                                |                                                                                                                                                                    |                      |
|    |         |                               |          |               |           |           |                                                                |                                                                                                                                                                    |                      |
|    |         |                               |          |               |           |           |                                                                |                                                                                                                                                                    |                      |
|    |         |                               |          |               |           |           |                                                                |                                                                                                                                                                    |                      |

| 区分 | 路線名       | 区間                    | 延長<br>km | 内舗装路<br>延長・km | 平均幅員<br>m | 規格改良済     |      | 沿線行政区名 | 備考 |
|----|-----------|-----------------------|----------|---------------|-----------|-----------|------|--------|----|
|    |           |                       |          |               |           | 延長・<br>km | 市町村名 |        |    |
| 国道 | 399号      | いわき市平<br>～飯舘村二枚橋      | 97.3     | 97.3          | 5.1       | 60.1      | いわき市 |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 田村市  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 川内村  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 浪江町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 葛尾村  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 飯舘村  |        |    |
|    | 459号      | 川俣町山木屋<br>～浪江町大字幾世橋   | 6.6      | 6.6           | 5.9       | 6.6       | 川俣町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 浪江町  |        |    |
| 県道 | 小名浜小野線    | いわき市小名浜<br>～いわき市三和町   | 37.7     | 37.7          | 6.4       | 29.9      | いわき市 |        |    |
|    | 日立いわき線    | いわき市勿来町<br>～いわき市中岡町   | 11.1     | 11.1          | 6.2       | 11.1      | いわき市 |        |    |
|    | 原町川俣線     | 南相馬市原町区<br>～川俣町大字飯坂中道 | 38.8     | 38.8          | 6.1       | 38.8      | 南相馬市 |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 川俣町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 飯舘村  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           |      |        |    |
|    | いわき石川線    | いわき市常盤湯本町<br>～いわき市田人町 | 28.0     | 28.0          | 6.7       | 28.0      | いわき市 |        |    |
|    | 小名浜四倉線    | いわき市泉町<br>～いわき市四倉町    | 22.4     | 22.4          | 6.1       | 22.4      | いわき市 |        |    |
|    | 船引大越小野線   | 田村市船引町<br>～田村市滝根町     | 21.3     | 21.3          | 5.5       | 21.3      | 田村市  |        |    |
|    | いわき上三坂小野線 | いわき市常磐<br>～いわき市三和町    | 50.9     | 50.9          | 5.2       | 43.1      | いわき市 |        |    |
|    | 小名浜平線     | いわき市小名浜<br>～いわき市平     | 11.8     | 11.8          | 13.0      | 11.8      | いわき市 |        |    |
|    | 浪江国見線     | 浪江町大字津島<br>～飯舘村佐須     | 20.7     | 20.7          | 5.8       | 20.6      | 浪江町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 飯舘村  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           |      |        |    |

| 区分 | 路線名     | 区間                     | 延長<br>km | 内舗装路<br>延長・km | 平均幅員<br>m | 規格改良済     |      | 沿線行政区名 | 備考 |
|----|---------|------------------------|----------|---------------|-----------|-----------|------|--------|----|
|    |         |                        |          |               |           | 延長・<br>km | 市町村名 |        |    |
| 県道 | 相馬浪江線   | 南相馬市鹿島区<br>～浪江町大字室原    | 31.8     | 31.8          | 5.8       | 30.8      | 南相馬市 |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 浪江町  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           |      |        |    |
|    | いわき浪江線  | いわき市平<br>～浪江町大字室原      | 57.9     | 57.9          | 5.7       | 51.0      | いわき市 |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 広野町  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 檜葉町  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 富岡町  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 大熊町  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 双葉町  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 浪江町  |        |    |
|    | 小野富岡線   | 田村市滝根町<br>～富岡町大字小良ヶ浜   | 45.1     | 45.1          | 5.6       | 35.7      | いわき市 |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 田村市  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 富岡町  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 川内村  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           |      |        |    |
|    | 原町浪江線   | 南相馬市原町区本町<br>～浪江町大字昼曾根 | 13.5     | 13.5          | 5.5       | 11.9      | 南相馬市 |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           | 浪江町  |        |    |
|    |         |                        |          |               |           |           |      |        |    |
|    | 川俣安達線   | 川俣町大字鶴沢<br>～川俣町大字鶴沢    | 0.6      | 0.6           | 6.0       | 0.6       | 川俣町  |        |    |
|    | 小野四倉線   | いわき市三和町<br>～いわき市四倉町    | 35.7     | 35.7          | 5.0       | 30.1      | いわき市 |        |    |
|    | 江名常磐線   | いわき市江名<br>～いわき市常磐      | 10.3     | 10.3          | 6.0       | 10.3      | いわき市 |        |    |
|    | 久之浜停車場線 | いわき市久之浜町<br>～いわき市久之浜町  | 0.1      | 0.1           | 3.0       | 0.0       | いわき市 |        |    |
|    | 木戸停車場線  | 檜葉町大字山田岡<br>～檜葉町大字山田岡  | 1.9      | 1.9           | 4.5       | 0.5       | 檜葉町  |        |    |
|    | 富岡停車場線  | 富岡町大字仏浜<br>～富岡町大字小浜    | 0.8      | 0.8           | 4.5       | 0.2       | 富岡町  |        |    |

| 区分 | 路線名       | 区間                    | 延長<br>km | 内舗装路<br>延長・km | 平均幅員<br>m | 規格改良済     |      | 沿線行政区名 | 備考 |
|----|-----------|-----------------------|----------|---------------|-----------|-----------|------|--------|----|
|    |           |                       |          |               |           | 延長・<br>km | 市町村名 |        |    |
| 県道 | 鹿島日下石線    | 南相馬市鹿島区<br>～南相馬市鹿島区   | 1.9      | 1.9           | 5.5       | 1.8       | 南相馬市 |        |    |
|    | 夜ノ森停車場線   | 富岡町夜ノ森<br>～富岡町夜ノ森     | 1.6      | 1.6           | 6.0       | 1.6       | 富岡町  |        |    |
|    | 大野停車場大川原線 | 大熊町大字下野上<br>～大熊町大字大川原 | 3.5      | 3.5           | 6.0       | 3.5       | 大熊町  |        |    |
|    | 浪江停車場線    | 浪江町大字権現堂<br>～浪江町大字権現堂 | 0.3      | 0.3           | 6.0       | 0.3       | 浪江町  |        |    |
|    | 小高停車場線    | 南相馬市小高区<br>～南相馬市小高区   | 0.3      | 0.3           | 6.0       | 0.3       | 南相馬市 |        |    |
|    | 磐城太田停車場線  | 南相馬市原町区<br>～南相馬市原町区   | 2.3      | 2.3           | 4.7       | 0.7       | 南相馬市 |        |    |
|    | 鹿島停車場線    | 南相馬市鹿島区<br>～南相馬市鹿島区   | 0.2      | 0.2           | 6.0       | 0.2       | 南相馬市 |        |    |
|    | 船引停車場線    | 田村市船引町<br>～田村市船引町     | 0.5      | 0.5           | 6.0       | 0.5       | 田村市  |        |    |
|    | 甲塚古墳線     | いわき市平<br>～いわき市平       | 4.8      | 4.8           | 6.0       | 4.8       | いわき市 |        |    |
|    | 窪田江栗線     | いわき市錦町<br>～いわき市錦町     | 2.0      | 2.0           | 4.7       | 2.0       | いわき市 |        |    |
|    | 泉岩間植田線    | いわき市泉町<br>～いわき市植田町    | 8.9      | 8.9           | 12.0      | 8.9       | いわき市 |        |    |
|    | 釜戸小名浜線    | いわき市渡辺町<br>～いわき市泉町    | 10.3     | 10.3          | 5.3       | 10.1      | いわき市 |        |    |
|    | 下高久谷川瀬線   | いわき市平<br>～いわき市平       | 6.3      | 6.3           | 6.0       | 6.3       | いわき市 |        |    |
|    | 小浜上郡山線    | 富岡町大字本岡<br>～富岡町大字上郡山  | 2.3      | 2.3           | 4.7       | 1.7       | 富岡町  |        |    |
|    | 小塙上郡山線    | 檜葉町大字下小塙<br>～富岡町大字上郡山 | 8.2      | 8.2           | 4.8       | 6.8       | 檜葉町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 富岡町  |        |    |

| 区分 | 路線名       | 区間                    | 延長<br>km | 内舗装路<br>延長・km | 平均幅員<br>m | 規格改良済     |      | 沿線行政区名 | 備考 |
|----|-----------|-----------------------|----------|---------------|-----------|-----------|------|--------|----|
|    |           |                       |          |               |           | 延長・<br>km | 市町村名 |        |    |
| 県道 | 白岩久之浜線    | いわき市四倉町<br>～いわき市久之浜町  | 4.7      | 4.7           | 6.0       | 4.7       | いわき市 |        |    |
|    | 折木筒木原久之浜線 | 広野町大字折木<br>～いわき市久之浜町  | 8.0      | 8.0           | 5.8       | 7.7       | いわき市 |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 広野町  |        |    |
|    | 片倉末続停車場線  | いわき市四倉町<br>～いわき市久之浜町  | 15.9     | 7.6           | 3.5       | 2.3       | いわき市 |        |    |
|    | 小川赤井平線    | いわき市小川町<br>～いわき市平     | 7.5      | 7.5           | 4.7       | 7.3       | いわき市 |        |    |
|    | 上戸渡広野線    | いわき市小川町<br>～広野町大字上浅見川 | 20.0     | 12.1          | 4.0       | 6.1       | いわき市 |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 広野町  |        |    |
|    | 下川内竜田停車場線 | 川内村大字下川内<br>～檜葉町大字井出  | 18.0     | 4.6           | 3.5       | 3.1       | 檜葉町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 川内村  |        |    |
|    | 小良ヶ浜野上線   | 富岡町大字本岡<br>～大熊町大字野上   | 11.7     | 11.7          | 5.6       | 9.3       | 富岡町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 大熊町  |        |    |
|    | 夫沢大野停車場線  | 大熊町大字夫沢<br>～大熊町大字下野上  | 4.9      | 4.9           | 5.8       | 4.7       | 大熊町  |        |    |
|    | 落合浪江線     | 葛尾村大字落合<br>～浪江町大字権現堂  | 30.3     | 30.3          | 3.8       | 8.4       | 浪江町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 葛尾村  |        |    |
|    | 長塚請戸浪江線   | 双葉町大字長塚<br>～浪江町大字幾世橋  | 7.7      | 7.7           | 5.3       | 7.7       | 双葉町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 浪江町  |        |    |
|    | 幾世橋小高線    | 浪江町大字幾世橋<br>～南相馬市小高区  | 9.4      | 9.4           | 4.6       | 7.7       | 南相馬市 |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 浪江町  |        |    |
|    | 井出長塚線     | 浪江町大字井出<br>～双葉町大字長塚   | 6.0      | 6.0           | 5.2       | 5.6       | 双葉町  |        |    |
|    |           |                       |          |               |           |           | 浪江町  |        |    |
|    | 中ノ森加倉線    | 浪江町大字立野<br>～浪江町大字加倉   | 4.3      | 4.3           | 4.8       | 4.0       | 浪江町  |        |    |
|    | 中ノ内小高線    | 南相馬市小高区<br>～南相馬市小高区   | 5.1      | 5.1           | 5.9       | 5.0       | 南相馬市 |        |    |
|    | 城下小高線     | 南相馬市小高区<br>～南相馬市小高区   | 0.3      | 0.3           | 3.5       | 0.1       | 南相馬市 |        |    |

| 区分 | 路線名            | 区間                   | 延長<br>km | 内舗装路<br>延長・km | 平均幅員<br>m | 規格改良済     |      | 沿線行政区名 | 備考 |
|----|----------------|----------------------|----------|---------------|-----------|-----------|------|--------|----|
|    |                |                      |          |               |           | 延長・<br>km | 市町村名 |        |    |
| 県道 | 北泉小高線          | 南相馬市原町区<br>～南相馬市小高区  | 12.4     | 12.4          | 5.6       | 10.2      | 南相馬市 |        |    |
|    | 大甕磐城太田停車場<br>線 | 南相馬市原町区<br>～南相馬市原町区  | 1.8      | 1.8           | 3.7       | 0.0       | 南相馬市 |        |    |
|    | 小浜字町線          | 南相馬市原町区<br>～南相馬市原町区  | 6.0      | 6.0           | 5.8       | 5.5       | 南相馬市 |        |    |
|    | 下渋佐南新田線        | 南相馬市原町区<br>～南相馬市原町区  | 3.7      | 3.7           | 4.8       | 3.1       | 南相馬市 |        |    |
|    | 馬場太田線          | 南相馬市原町区<br>～南相馬市原町区  | 2.9      | 2.9           | 3.0       | 0.0       | 南相馬市 |        |    |
|    | 鳥崎江垂線          | 南相馬市鹿島区<br>～南相馬市鹿島区  | 3.4      | 3.4           | 5.5       | 2.8       | 南相馬市 |        |    |
|    | 南海老鹿島線         | 南相馬市鹿島区<br>～南相馬市鹿島区  | 3.3      | 3.3           | 6.0       | 3.3       | 南相馬市 |        |    |
|    | 大芦鹿島線          | 南相馬市原町区<br>～南相馬市鹿島区  | 11.2     | 11.2          | 4.6       | 4.2       | 南相馬市 |        |    |
|    | 草野大倉鹿島線        | 飯舘村草野<br>～南相馬市鹿島区    | 24.5     | 24.5          | 5.3       | 19.5      | 南相馬市 |        |    |
|    |                |                      |          |               |           |           | 飯舘村  |        |    |
|    | 月舘川俣線          | 川俣町大字羽田<br>～川俣町大字羽田  | 2.7      | 2.7           | 4.5       | 1.5       | 川俣町  |        |    |
|    | 上川内川前線         | 川内村大字上川内<br>～いわき市川前町 | 12.3     | 12.3          | 4.7       | 7.2       | いわき市 |        |    |
|    | 実沢要田線          | 田村市船引町<br>～田村市船引町    | 2.3      | 2.3           | 4.3       | 1.0       | 田村市  |        |    |
|    | 門沢三春線          | 田村市船引町<br>～田村市船引町    | 5.6      | 5.6           | 5.3       | 4.1       | 田村市  |        |    |
|    | 栗出菅谷線          | 田村市大越町<br>～田村市滝根町    | 3.0      | 3.0           | 6.0       | 3.0       | 田村市  |        |    |
|    | 柳渡戸常葉線         | 田村市常葉町<br>～田村市常葉町    | 8.7      | 8.7           | 5.0       | 6.6       | 田村市  |        |    |

| 区分 | 路線名       | 区間                      | 延長<br>km | 内舗装路<br>延長・km | 平均幅員<br>m | 規格改良済     |      | 沿線行政区名 | 備考 |
|----|-----------|-------------------------|----------|---------------|-----------|-----------|------|--------|----|
|    |           |                         |          |               |           | 延長・<br>km | 市町村名 |        |    |
| 県道 | 石沢荻田線     | 田村市船引町<br>～田村市船引町       | 2.1      | 2.1           | 4.7       | 1.0       | 田村市  |        |    |
|    | 臼石月舘線     | 飯舘村臼石<br>～飯舘村前田         | 5.0      | 5.0           | 4.2       | 0.9       | 飯舘村  |        |    |
|    | 広野停車場線    | 広野町大字下浅見川<br>～広野町大字上浅見川 | 0.9      | 0.9           | 4.0       | 0.7       | 広野町  |        |    |
|    | 川前停車場上三坂線 | いわき市川前町<br>～いわき市三和町     | 12.7     | 12.7          | 5.4       | 9.8       | いわき市 |        |    |
|    | 神俣停車場川前線  | 田村市滝根町<br>～いわき市川前町      | 14.4     | 14.4          | 4.3       | 8.7       | いわき市 |        |    |
|    |           |                         |          |               |           |           | 田村市  |        |    |
|    | 八茎四倉線     | いわき市四倉町<br>～いわき市四倉町     | 11.0     | 9.0           | 4.3       | 7.0       | いわき市 |        |    |
|    | 上移常葉線     | 田村市船引町<br>～田村市常葉町       | 10.9     | 10.9          | 4.0       | 1.2       | 田村市  |        |    |
|    | 湯の岳別所線    | いわき市内郷高野町<br>～いわき市常磐    | 9.4      | 9.4           | 6.0       | 9.4       | いわき市 |        |    |
|    | 高久鹿島線     | いわき市平<br>～いわき市鹿島町       | 4.0      | 4.0           | 10.0      | 4.0       | いわき市 |        |    |
|    | あぶくま洞都路線  | 田村市滝根町<br>～田村市都路町       | 24.0     | 22.1          | 3.9       | 3.5       | 田村市  |        |    |
|    | 豊間四倉線     | いわき市平<br>～いわき市四倉町       | 15.1     | 15.1          | 5.6       | 11.5      | いわき市 |        |    |
|    | 才鉢前山線     | いわき市田人町<br>～いわき市田人町     | 13.9     | 12.5          | 3.2       | 0.0       | いわき市 |        |    |
|    | 広野小高線     | 広野町大字折木<br>～南相馬市小高区     | 47.9     | 47.5          | 4.6       | 42.3      | 南相馬市 |        |    |
|    |           |                         |          |               |           |           | 広野町  |        |    |
|    |           |                         |          |               |           |           | 檜葉町  |        |    |
|    |           |                         |          |               |           |           | 富岡町  |        |    |
|    |           |                         |          |               |           |           | 大熊町  |        |    |
|    |           |                         |          |               |           |           | 双葉町  |        |    |
|    |           |                         |          |               |           |           | 浪江町  |        |    |

| 区分 | 路線名     | 区間                    | 延長<br>km | 内舗装路<br>延長・km | 平均幅員<br>m | 規格改良済     |      | 沿線行政区名 | 備考 |
|----|---------|-----------------------|----------|---------------|-----------|-----------|------|--------|----|
|    |         |                       |          |               |           | 延長・<br>km | 市町村名 |        |    |
| 県道 | 上北迫下北迫線 | 広野町大字上北迫<br>～広野町大字下北迫 | 2.3      | 2.3           | 6.0       | 2.3       | 広野町  |        |    |

(9) 道路に関する調べ(高速道路)

1) 高速道路の概要

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

| 区分   | 路線名 | 区間       | 区間延長<br>km | 平均幅員<br>m               | 備考                    |
|------|-----|----------|------------|-------------------------|-----------------------|
| 高速道路 | 常磐道 | 南相馬市     | 14.4       | (車道幅員)<br>12<br>(橋梁 7)  | 暫定 2 車線<br>(相馬～南相馬)   |
|      |     | 富岡町～広野町  | 16.4       | (車道幅員)<br>12<br>(橋梁 10) | 暫定 2 車線<br>(常磐富岡～広野)  |
|      |     | いわき市～広野町 | 26.6       | (車道幅員)<br>12<br>(橋梁 23) | 暫定 2 車線<br>(広野～いわき中央) |
|      |     |          | 21.0       | (車道幅員)<br>24<br>(橋梁 18) | 4 車線<br>(いわき中央～いわき勿来) |
|      | 磐越道 | いわき市～田村市 | 55.7       | (車道幅員)<br>21<br>(橋梁 41) | 4 車線<br>(いわき J～船引三春)  |

2) 区間内インターチェンジの概要

| 区分       | 名称          | 所在地       | 備考  |
|----------|-------------|-----------|-----|
| インターチェンジ | 南相馬鹿島スマート I | 福島県南相馬市   | 常磐道 |
|          | 南相馬 I C     | 福島県南相馬市   | 常磐道 |
|          | 浪江 IC       | 福島県浪江町    | 常磐道 |
|          | 常磐双葉 IC     | 福島県双葉町    | 常磐道 |
|          | 大熊 IC       | 福島県大熊町    | 常磐道 |
|          | 常磐富岡 I C    | 福島県双葉郡広野町 | 常磐道 |
|          | ならはスマート IC  | 福島県檜葉町    | 常磐道 |
|          | 広野 I C      | 福島県双葉郡富岡町 | 常磐道 |
|          | いわき四倉 I C   | 福島県いわき市   | 常磐道 |
|          | いわき中央 I C   | 福島県いわき市   | 常磐道 |
|          | いわき湯本 IC    | 福島県いわき市   | 常磐道 |
|          | いわき勿来 I C   | 福島県いわき市   | 常磐道 |
|          | いわき三和 I C   | 福島県いわき市   | 磐越道 |
|          | 小野 I C      | 福島県田村郡小野町 | 磐越道 |
|          | 船引三春 I C    | 福島県田村市    | 磐越道 |

3) 最寄のサービスエリア、パーキングエリアの状況

| 区分       | 名称           | 所在地          | 駐車台数 (台)                          | 備考 |
|----------|--------------|--------------|-----------------------------------|----|
| サービスエリア  | 磐越道阿武隈高原 S A | 福島県田村市船引町    | (上り)<br>大型 20<br>小型 30<br>トレーラー 2 |    |
|          |              |              | (下り)<br>大型 20<br>小型 30<br>トレーラー 2 |    |
| パーキングエリア | 常磐道四倉 P A    | 福島県いわき市四倉町   | (上り)<br>大型 15<br>小型 16<br>トレーラー 2 |    |
|          |              |              | (下り)<br>大型 15<br>小型 16<br>トレーラー 2 |    |
|          |              |              | (上り)<br>大型 12<br>小型 20<br>トレーラー 2 |    |
|          | 常磐道湯ノ岳 P A   | 福島県いわき市内郷白水町 | (下り)<br>大型 12<br>小型 20<br>トレーラー 2 |    |
|          |              |              | (上り)<br>大型 10<br>小型 30<br>トレーラー 4 |    |
|          |              |              | (下り)<br>大型 16<br>小型 16<br>トレーラー 4 |    |

(10) 道路に関する調べ（町道）

「平成 27 年度 道路台帳調書」を参照のこと

(11) 交通状況（常磐自動車道）

1) 月別通行台数（平成 30 年度）

（単位：台／日）

|        | 4 月      | 5 月      | 6 月      | 7 月      | 8 月      | 9 月      | 10 月     | 11 月     | 12 月     | 1 月      | 2 月      | 3 月      | 年度       |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 常磐自動車道 | 212, 176 | 205, 692 | 205, 559 | 208, 154 | 219, 469 | 207, 481 | 215, 620 | 219, 625 | 209, 910 | 194, 410 | 200, 894 | 219, 040 | 209, 894 |

2) 車種別通行台数（平成 30 年度計・日平均）

（単位：台／日）

|        | 軽自動車    | 普通車      | 中型車     | 大型車     | 特大車    | 合計       |
|--------|---------|----------|---------|---------|--------|----------|
| 常磐自動車道 | 23, 116 | 137, 908 | 23, 116 | 21, 892 | 3, 862 | 209, 894 |

(12) コンクリート屋内退避施設一覧

| 整理<br>No. | 行政区        | 福島第一<br>からの位置       |             | 福島第二<br>からの位置    |                     | 避難施設名<br>(施設利用の可否、<br>代替えは別に定める) | 所在地                | 管理者       | 電話番号<br>(0240-) | 収容人<br>員 | 構<br>造 | 区分 | 備<br>考 |
|-----------|------------|---------------------|-------------|------------------|---------------------|----------------------------------|--------------------|-----------|-----------------|----------|--------|----|--------|
|           |            | 方位                  | 距離          | 方位               | 距離                  |                                  |                    |           |                 |          |        |    |        |
| 79        | 仲町         | 南西～西南<br>西          | 5～10<br>km  | 北西～北北西           | 5～10<br>km          | 上手岡多目的集会所                        | 上手岡字下千里<br>64      | 仲町区<br>長  |                 | 75       | RC     | 避難 |        |
| 77        | 高津戸        | 南南西～南<br>西          | 5～10<br>km  | 北西～北北西           | 5～10<br>km          | 高津戸多目的集会所                        | 本岡字清水前<br>107      | 高津戸<br>区長 |                 | 51       | RC     | 避難 |        |
| 71        | 大菅         | 南～南南西               | 5～10<br>km  | 北西～北北西           | 5～10<br>km          | 旧富岡第二小学校<br>(体育館)                | 本岡字王塚 36-<br>60    | 富岡町       | 23-7555         | 500      | RC     | 避難 |        |
| 83        | 夜の森駅<br>前北 | 南南西～南<br>西          | 5～10<br>km  | 北西～北北西           | 5～10<br>km          | 旧富岡第二小学校<br>(体育館)                | 本岡字王塚 36-<br>60    | 富岡町       | 23-7555         | 500      | RC     | 避難 |        |
| 69        | 夜の森駅<br>前南 | 南南西～南<br>西          | 5～10<br>km  | 北西～北北西           | 5～10<br>km          | 旧富岡第二小学校<br>(体育館)                | 本岡字王塚 36-<br>60    | 富岡町       | 23-7555         | 500      | RC     | 避難 |        |
| 69        | 新町         | 南南西～南<br>西          | 5～10<br>km  | 北西～北北西           | 5～10<br>km          | 旧富岡第二小学校<br>(体育館)                | 本岡字王塚 36-<br>60    | 富岡町       | 23-7555         | 500      | RC     | 避難 |        |
| 81        | 赤木         | 南南西～南<br>西          | 10～20<br>km | 西～西北西<br>西北西～北西  | ～5 km<br>5～10<br>km | 赤木多目的集会所                         | 本 岡 字 赤 木<br>275-1 | 赤木区<br>長  |                 | 51       | RC     | 避難 |        |
| 131       | 王塚         | 南～南南西<br>南南西～南<br>西 | 5～10<br>km  | 北西～北北西<br>北北西～北  | ～5 km<br>5～10<br>km | 旧富岡第二小学校<br>(体育館)                | 本岡字王塚 36-<br>60    | 富岡町       | 23-7555         | 500      | RC     | 避難 |        |
| 75        | 本町         | 南～南南西               | 5～10<br>km  | 北西～北北西           | ～5 km               | 総合福祉センター                         | 中央 1-8-1           | 富岡町       | 22-5522         | 384      | RC     | 避難 |        |
| 78        | 岩井戸        | 南～南南西               | 10～20<br>km | 西～西北西<br>西北西～北西  | ～5 km<br>5～10<br>km | 上郡山多目的集会所                        | 上 郡 山 字 上 郡<br>17  | 上郡山<br>区長 |                 | 75       | RC     | 避難 |        |
| 70        | 清水         |                     | 10～20<br>km | 西北西～北西<br>北西～北北西 |                     | 県立富岡高等学校<br>(体育館除く)              | 小浜字中央 632          | 福島県       | 22-4141         | 1,472    | RC     | 避難 |        |
| 78        | 上郡         | 南～南南西               | 10～20<br>km | 西南西～西            | ～5 km               | 上郡山多目的集会所                        | 上 郡 山 字 上 郡<br>17  | 上郡山<br>区長 |                 | 75       | RC     | 避難 |        |

| 整理<br>No. | 行政区 | 福島第一<br>からの位置 |              | 福島第二<br>からの位置                                                            |       | 避難施設名<br>(施設利用の可否、<br>代替えは別に定める) | 所在地                  | 管理者               | 電話番号<br>(0240-) | 収容人<br>員 | 構<br>造 | 区分 | 備<br>考 |
|-----------|-----|---------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------|----------------------|-------------------|-----------------|----------|--------|----|--------|
|           |     | 方位            | 距離           | 方位                                                                       | 距離    |                                  |                      |                   |                 |          |        |    |        |
|           |     |               |              | 西～西北西<br>西北西～北西                                                          |       |                                  |                      |                   |                 |          |        |    |        |
| 84        | 下郡山 | 南～南南西         | 10～20<br>km  | 西北西～北西<br>北西～北北西<br>北北西～北                                                | ～5 km | J A 福島さくらふたば<br>地区本部             | 下郡山字真壁<br>300        | J A 福<br>島さく<br>ら |                 | 913      | RC     | 避難 |        |
| 66        | 毛萱  | 南～南南西         | 10～20<br>km  | 南～南南西<br>南南西～南西<br>南西～西南西<br>西南西～西<br>西～西北西<br>西北西～北西<br>北西～北北西<br>北北西～北 | ～5 km | 富岡小中学校<br>(体育館除く)                | 小 浜 字 中 央<br>237-2   | 富岡町               | 23-7555         | 1,465    | RC     | 避難 |        |
| 66        | 仏浜  | 南～南南西         | 5 ～ 20<br>km | 北北西～北                                                                    | ～5 km | 富岡小中学校<br>(体育館除く)                | 小 浜 字 中 央<br>237-2   | 富岡町               | 23-7555         | 1,465    | RC     | 避難 |        |
| 66        | 駅前  | 南～南南西         | 5 ～ 10<br>km | 北北西～北                                                                    | ～5 km | 富岡小中学校<br>(体育館除く)                | 小 浜 字 中 央<br>237-2   | 富岡町               | 23-7555         | 1,465    | RC     | 避難 |        |
| 82        | 西原  | 南～南南西         | 10～20<br>km  | 西北西～北西<br>北西～北北西<br>北北西～北                                                | ～5 km | 西原富岡公共職業安定<br>所                  | 小 浜 字 大 膳 町<br>109-1 | 西原区<br>長          |                 | 199      | RC     | 避難 |        |
| 70        | 西原  |               |              |                                                                          |       | 県立富岡高等学校<br>(体育館除く)              | 小 浜 字 中 央 632        | 福島県               | 22-4141         | 1,472    | RC     | 避難 |        |
| 74        | 中央  | 南～南南西         | 5 ～ 10<br>km | 北西～北北西<br>北北西～北                                                          | ～5 km | 総合福祉センター                         | 中央 1-8-1             | 富岡町               | 22-5522         | 384      | RC     | 避難 |        |
| 68        | 中央  | 南～南南西         | 5 ～ 10<br>km | 北西～北北西<br>北北西～北                                                          | ～5 km | 富岡小中学校<br>(体育館除く)                | 小 浜 字 中 央<br>237-2   | 富岡町               | 23-7555         | 1,629    | RC     | 避難 |        |

| 整理<br>No. | 行政区  | 福島第一<br>からの位置       |              | 福島第二<br>からの位置   |                       | 避難施設名<br>(施設利用の可否、<br>代替えは別に定める) | 所在地                | 管理者 | 電話番号<br>(0240-) | 収容人<br>員 | 構<br>造 | 区<br>分 | 備<br>考 |
|-----------|------|---------------------|--------------|-----------------|-----------------------|----------------------------------|--------------------|-----|-----------------|----------|--------|--------|--------|
|           |      | 方位                  | 距離           | 方位              | 距離                    |                                  |                    |     |                 |          |        |        |        |
| 73        | 小浜   | 南～南南西               | 5 ～ 10<br>km | 北北西～北           | ～5 km                 | 総合スポーツセンター<br>(総合体育館)            | 小浜 481             | 富岡町 | 22-2690         | 446      | RC     | 避難     |        |
| 66        | 栄町   | 南～南南西               | 5 ～ 10<br>km | 北北西～北           | ～5 km                 | 富岡小中学校<br>(体育館除く)                | 小 浜 字 中 央<br>237-2 | 富岡町 | 23-7555         | 1,465    | RC     | 避難     |        |
| 131       | 新夜ノ森 | 南～南南西<br>南南西～南<br>西 | 5 ～ 10<br>km | 北西～北北西<br>北北西～北 | ～5 km<br>5 ～ 10<br>km | 旧富岡第二小学校<br>(体育館)                | 本岡字王塚 36-<br>60    | 富岡町 | 23-7555         | 500      | RC     | 避難     |        |

### (13) 原子力災害医療施設

#### 1) 原子力災害医療協力機関

(令和5年12月末現在)

| 医療機関名                         | 所在地                 | 電話番号         | 備考 |
|-------------------------------|---------------------|--------------|----|
| いわき市医療センター                    | いわき市内郷御厩町久世原 16     | 0246-26-3151 |    |
| 独立行政法人<br>労働者健康安全機構<br>福島労災病院 | いわき市内郷綴町沼尻 3        | 0246-26-1111 |    |
| 福島県厚生農業協同組合連合会<br>白河厚生総合病院    | 白河市豊地上弥次郎 2-1       | 0248-22-2211 |    |
| 一般財団法人温知会<br>会津中央病院           | 会津若松市鶴賀町 1-1        | 0242-25-1515 |    |
| 福島県立南会津病院                     | 南会津郡南会津町永田字風下 14-1  | 0241-62-7111 |    |
| 福島県ふたば医療センター附属<br>病院          | 双葉郡富岡町大字本岡字王塚 817-1 | 0240-23-5090 |    |
| 公益社団法人福島県診療放射線<br>技師会         | 郡山市大槻町字原ノ町 3 番 1    | 024-954-7595 |    |
| 一般財団法人脳神経疾患研究所<br>附属 総合南東北病院  | 郡山市八山田七丁目 115       | 024-934-5322 |    |
| 日本赤十字社福島県支部                   | 福島市永井川北原田 17        | 024-545-7997 |    |

出典：原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の一覧 原子力規制委員会

#### 2) 原子力災害拠点病院

(令和5年12月25日現在)

| 医療機関名                  | 所在地                  | 電話番号         | 備考 |
|------------------------|----------------------|--------------|----|
| 公立大学法人<br>福島県立医科大学附属病院 | 福島市光が丘 1             | 024-547-1111 |    |
| 日本赤十字社福島赤十字病院          | 福島市八島町 7-7           | 024-534-6101 |    |
| 南相馬市立総合病院              | 南相馬市原町区高見町 2 丁目 54-6 | 0244-22-3181 |    |

出典：原子力規制委員会ホームページ「原子力災害時における医療体制」

#### 3) 高度被ばく医療支援センター

(令和5年4月1日現在)

| 医療機関名                    | 所在地                     | 電話番号         | 備考 |
|--------------------------|-------------------------|--------------|----|
| 国立研究開発法人<br>量子科学技術研究開発機構 | 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1       | 043-251-2111 |    |
| 国立大学法人長崎大学               | 長崎県長崎市文教町 1-14          | 095-819-7200 |    |
| 公立大学法人福島県立医科大学           | 福島市光が丘 1                | 024-547-1111 |    |
| 国立大学法人福井大学               | 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月<br>23-3 | 0776-61-3111 |    |

|            |                  |              |  |
|------------|------------------|--------------|--|
| 国立大学法人広島大学 | 広島県広島市南区霞一丁目 2-3 | 082-257-5555 |  |
| 国立大学法人弘前大学 | 青森県弘前市本町 66-1    | 0172-39-5401 |  |

出典：原子力規制委員会ホームページ「原子力災害時における医療体制」

#### 4) 原子力災害医療・総合支援センター

(令和元年7月末現在)

| 医療機関名                  | 所在地      | 電話番号         | 備考 |
|------------------------|----------|--------------|----|
| 公立大学法人<br>福島県立医科大学附属病院 | 福島市光が丘 1 | 024-547-1111 |    |

出典：原子力規制委員会ホームページ「原子力災害時における医療体制」

(14) 機器保守サービス事業者

(平成 28 年 7 月現在)

| 事業者名          | 所在地                            | 電話番号         | 備考              |
|---------------|--------------------------------|--------------|-----------------|
| 日本電気（株）福島支店   | 福島市本町 5 番 5 号<br>殖銀フコク生命ビル 8 階 | 024-521-5511 | 庁舎内ネットワーク<br>構築 |
| （株）福島情報処理センター | 郡山市桑野三丁目 18 番 24 号             | 024-923-2116 | 住民記録等システム<br>全般 |

(15) 気象観測結果

ア 風向、風速、気温、湿度、降雨雪量、大気安定度の月別記録

No.1 檜葉町繁岡

| 測定項目<br>測定年月 | 風向<br>(最多) | 風速(m/sec) |     | 気 温 (°C) |     |     | 湿 度 (%) |     |     | 降 雨 雪 |    | 大気安定度<br>(最多) |
|--------------|------------|-----------|-----|----------|-----|-----|---------|-----|-----|-------|----|---------------|
|              |            | 最大値       | 平均値 | 最高値      | 最低値 | 平均値 | 最高値     | 最低値 | 平均値 | 量(mm) | 日数 |               |
| 令和4年4月       | N          | 9.9       | 2.9 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和4年5月       | S          | 7.2       | 2.5 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和4年6月       | N          | 11.6      | 2.1 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和4年7月       | N          | 6.2       | 1.8 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和4年8月       | N          | 9.2       | 2.0 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和4年9月       | N          | 7.5       | 2.3 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和4年10月      | N          | 7.8       | 2.4 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和4年11月      | NW         | 9.3       | 2.5 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和4年12月      | N, NW      | 14.8      | 2.8 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和5年1月       | WNW        | 11.0      | 2.7 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和5年2月       | N          | 13.6      | 2.8 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |
| 令和5年3月       | N          | 8.6       | 2.8 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /     | /  | /             |

(注)「/」は測定未実施項目。

## No. 2 富岡町富岡

| 測定項目<br>測定年月 | 風向<br>(最多) | 風速(m/sec) |     | 気 温 (°C) |      |      | 湿 度 (%) |      |      | 降 雨 雪 |    | 大気安定度<br>(最多) |
|--------------|------------|-----------|-----|----------|------|------|---------|------|------|-------|----|---------------|
|              |            | 最大値       | 平均値 | 最高値      | 最低値  | 平均値  | 最高値     | 最低値  | 平均値  | 量(mm) | 日数 |               |
| 令和4年4月       | W          | 7.9       | 2.4 | 25.7     | -0.7 | 12.1 | 98.9    | 16.6 | 75.5 | 120.0 | 13 | G             |
| 令和4年5月       | W          | 6.5       | 2.1 | 31.4     | 4.4  | 16.2 | 99.2    | 19.1 | 78.5 | 147.5 | 12 | G             |
| 令和4年6月       | NW         | 9.9       | 1.8 | 35.7     | 11.1 | 19.9 | 98.9    | 40.0 | 85.3 | 169.5 | 10 | D             |
| 令和4年7月       | ESE        | 6.2       | 1.7 | 33.7     | 19.9 | 24.6 | 99.7    | 45.6 | 90.8 | 151.0 | 14 | D             |
| 令和4年8月       | SSE        | 8.0       | 1.7 | 34.4     | 14.6 | 24.9 | 99.5    | 42.6 | 87.7 | 99.0  | 13 | D             |
| 令和4年9月       | NW         | 5.6       | 1.9 | 32.4     | 13.2 | 22.1 | 99.8    | 43.8 | 90.0 | 117.0 | 10 | D             |
| 令和4年10月      | W          | 6.5       | 1.8 | 29.1     | 3.7  | 15.3 | 99.3    | 38.1 | 83.4 | 115.0 | 11 | G             |
| 令和4年11月      | W          | 7.1       | 2.0 | 22.2     | 1.7  | 12.1 | 99.0    | 37.4 | 78.1 | 73.5  | 7  | G             |
| 令和4年12月      | WNW        | 12.1      | 2.2 | 16.5     | -3.9 | 4.8  | 98.3    | 27.6 | 73.8 | 23.5  | 7  | G             |
| 令和5年1月       | WNW        | 8.6       | 2.2 | 17.0     | -6.3 | 2.9  | 98.4    | 24.0 | 67.5 | 10.5  | 2  | G             |
| 令和5年2月       | W          | 11.6      | 2.3 | 17.8     | -6.1 | 3.8  | 97.6    | 23.8 | 66.2 | 30.0  | 5  | G             |
| 令和5年3月       | W          | 7.1       | 2.2 | 20.9     | -2.5 | 9.6  | 99.2    | 11.3 | 73.4 | 66.0  | 5  | G             |

(注)「／」は測定未実施項目。

## No. 3 大熊町大野

| 測定項目<br>測定年月 | 風向<br>(最多) | 風速(m/sec) |     | 気 温 (°C) |      |      | 湿 度 (%) |      |      | 降 雨 雪 |    | 大気安定度<br>(最多) |
|--------------|------------|-----------|-----|----------|------|------|---------|------|------|-------|----|---------------|
|              |            | 最大値       | 平均値 | 最高値      | 最低値  | 平均値  | 最高値     | 最低値  | 平均値  | 量(mm) | 日数 |               |
| 令和4年4月       | NNW        | 8.6       | 2.3 | 26.0     | -0.7 | 12.1 | 99.0    | 14.4 | 74.1 | 136.0 | 12 | G             |
| 令和4年5月       | SSE        | 7.9       | 1.9 | 31.1     | 4.9  | 16.1 | 99.5    | 19.7 | 77.5 | 140.5 | 10 | G             |
| 令和4年6月       | NW         | 6.1       | 1.5 | 35.6     | 11.2 | 19.8 | 99.3    | 42.1 | 85.8 | 228.0 | 11 | D             |
| 令和4年7月       | SE         | 5.7       | 1.3 | 33.4     | 19.5 | 24.2 | 99.8    | 45.0 | 91.5 | 133.5 | 17 | D             |
| 令和4年8月       | SSE        | 6.9       | 1.4 | 34.2     | 14.5 | 24.6 | 99.6    | 44.3 | 89.1 | 108.5 | 15 | D             |
| 令和4年9月       | NW         | 7.0       | 1.6 | 32.0     | 12.7 | 21.7 | 99.6    | 46.0 | 91.4 | 131.0 | 10 | D             |
| 令和4年10月      | NW         | 5.5       | 1.4 | 28.9     | 5.5  | 15.1 | 99.4    | 38.6 | 83.6 | 101.0 | 10 | G             |
| 令和4年11月      | WNW        | 8.9       | 1.7 | 22.6     | 2.5  | 12.1 | 99.1    | 38.5 | 76.7 | 95.5  | 5  | G             |
| 令和4年12月      | W          | 9.8       | 2.4 | 16.1     | -3.8 | 5.0  | 98.7    | 26.1 | 72.1 | 25.5  | 8  | G             |
| 令和5年1月       | WNW        | 9.8       | 2.2 | 17.0     | -7.6 | 2.9  | 98.4    | 30.5 | 66.8 | 12.5  | 6  | G             |
| 令和5年2月       | NW         | 10.8      | 2.4 | 17.5     | -5.1 | 4.0  | 98.2    | 12.0 | 63.4 | 35.0  | 5  | G             |
| 令和5年3月       | NW         | 8.0       | 2.3 | 23.2     | -1.2 | 9.9  | 99.4    | 11.2 | 70.6 | 68.5  | 6  | G             |

(注)「／」は測定未実施項目。

## No. 4 双葉町郡山

| 測定項目<br>測定年月 | 風向<br>(最多) | 風速 (m/sec) |     | 気 温 (℃) |     |     | 湿 度 (%) |     |     | 降 雨 雪  |    | 大気安定度<br>(最多) |
|--------------|------------|------------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|--------|----|---------------|
|              |            | 最大値        | 平均値 | 最高値     | 最低値 | 平均値 | 最高値     | 最低値 | 平均値 | 量 (mm) | 日数 |               |
| 令和 4 年 4 月   | NW         | 4.7        | 0.9 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 5 月   | WNW        | 4.1        | 0.7 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 6 月   | WNW, NW    | 3.0        | 0.8 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 7 月   | SE         | 3.5        | 0.8 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 8 月   | WNW        | 3.9        | 0.6 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 9 月   | WNW        | 3.2        | 0.7 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 10 月  | WNW        | 7.6        | 1.4 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 11 月  | WNW        | 6.8        | 1.6 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 12 月  | WNW        | 8.1        | 1.8 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 5 年 1 月   | WNW        | 7.0        | 1.6 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 5 年 2 月   | NW         | 7.2        | 1.7 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 5 年 3 月   | NW         | 7.7        | 1.7 | /       | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |

(注)「/」は測定未実施項目。

## No. 5 浪江町幾世橋

| 測定項目<br>測定年月 | 風向<br>(最多) | 風速 (m/sec) |     | 気 温 (°C) |     |     | 湿 度 (%) |     |     | 降 雨 雪  |    | 大気安定度<br>(最多) |
|--------------|------------|------------|-----|----------|-----|-----|---------|-----|-----|--------|----|---------------|
|              |            | 最大値        | 平均値 | 最高値      | 最低値 | 平均値 | 最高値     | 最低値 | 平均値 | 量 (mm) | 日数 |               |
| 令和 4 年 4 月   | S          | 9.4        | 2.0 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 5 月   | S          | 10.3       | 1.9 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 6 月   | ENE        | 7.9        | 1.3 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 7 月   | SSE        | 5.6        | 1.1 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 8 月   | SSE        | 5.7        | 1.2 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 9 月   | S          | 7.9        | 1.4 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 10 月  | WNW        | 5.0        | 1.1 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 11 月  | WNW        | 7.7        | 1.5 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 4 年 12 月  | WNW        | 7.1        | 1.3 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 5 年 1 月   | WNW        | 7.0        | 1.4 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 5 年 2 月   | NW         | 8.7        | 1.5 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |
| 令和 5 年 3 月   | WNW        | 8.5        | 1.8 | /        | /   | /   | /       | /   | /   | /      | /  | /             |

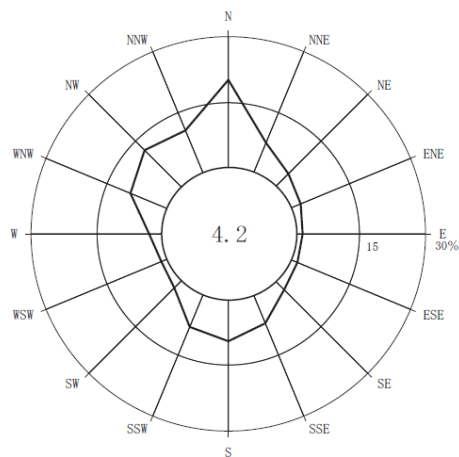
(注)「/」は測定未実施項目。

## イ 風配図

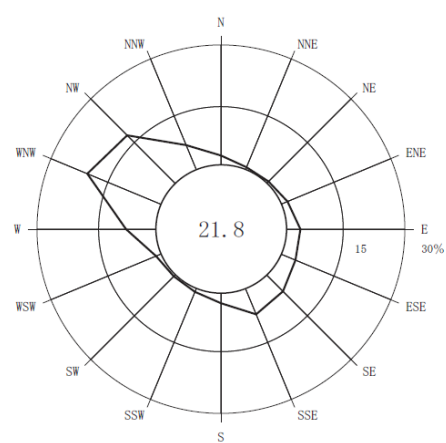
(福島県：令和4年度原子力発電所周辺環境放射線測定結果報告書より)

(注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

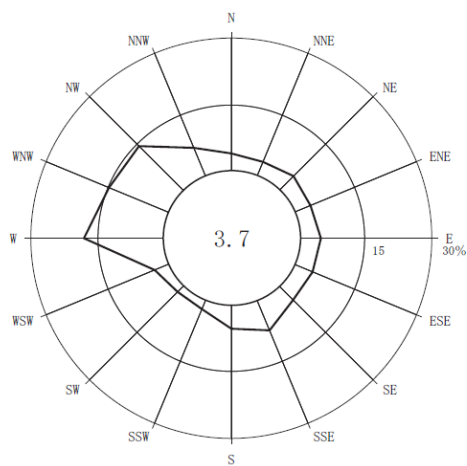
No. 1 檜葉町繁岡



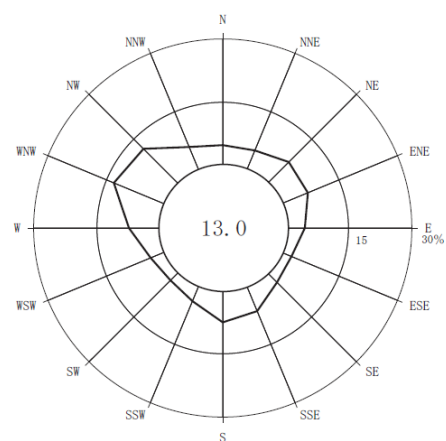
No. 4 双葉町郡山



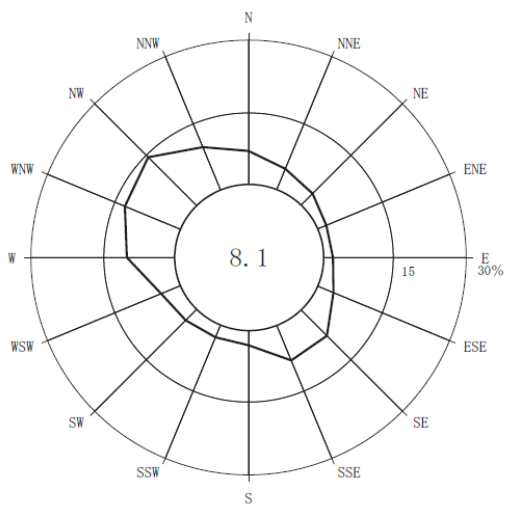
No. 2 富岡町富岡



No. 5 浪江町幾世橋



No. 3 大熊町大野



(16) 町内モニタリングポスト設置場所（令和５年６月現在）

| No. | 施設名           | No. | 施設名            |
|-----|---------------|-----|----------------|
| 1   | 太田集会所         | 27  | 富岡小中学校         |
| 2   | 清水集会所         | 28  | 県立富岡高等学校       |
| 3   | 杉内集会所         | 29  | 県立富岡養護学校       |
| 4   | 王塚集会所         | 30  | 東洋育成園          |
| 5   | 西原集会所         | 31  | 東洋学園           |
| 6   | 上手岡多目的集会所     | 32  | 龍台寺            |
| 7   | 新田多目的集会所      | 33  | 富岡町認定こども園      |
| 8   | 上郡山多目的集会所     | 34  | 老人福祉センター       |
| 9   | 上本町構造改善センター   | 35  | 富岡町総合福祉センター    |
| 10  | 富岡町中央会館       | 36  | 富岡町総合スポーツセンター  |
| 11  | 小浜第二公民館       | 37  | 富岡町野外活動センター    |
| 12  | 養護老人ホーム東風荘    | 38  | 富岡町総合運動場       |
| 13  | 小良ヶ浜集会所       | 39  | 夜の森公園          |
| 14  | 旧富岡第二小学校      | 40  | 富岡公園           |
| 15  | 赤木多目的集会所      | 41  | 大膳原児童公園        |
| 16  | 大菅集会所         | 42  | 岡内中央児童公園       |
| 17  | 深谷集会所         | 43  | 岡内東児童公園        |
| 18  | 下千里集会所        | 44  | 富岡浄化センター       |
| 19  | 本町集会所         | 45  | 小良ヶ浜多目的運動広場    |
| 20  | 下郡山集会所        | 46  | 曲田第一団地集会所      |
| 21  | 夜の森駅前南集会所     | 47  | 桜公園            |
| 22  | 高津戸集会所        | 48  | 常磐富岡 I C 駐車場   |
| 23  | 新町集会所         | 49  | 下千里ニュータウン公園    |
| 24  | J R 富岡駅前町営駐車場 | 50  | 工業団地公園         |
| 25  | 岩井戸農村広場       | 51  | エスバイエル公園       |
| 26  | 富岡町文化交流センター   | 52  | 新田第三なかよし広場     |
|     |               | 53  | J R 夜の森駅前町営駐車場 |
|     |               | 54  | 双葉警察署          |

 可搬型モニタリングポスト

 リアルタイム線量計

(17) 農産物の収穫等状況

[穀物類・野菜]

| 町名   | 種類<br>項目 | 水 稻     |        | 大 豆     |        |
|------|----------|---------|--------|---------|--------|
|      |          | 平成 22 年 | 令和 3 年 | 平成 22 年 | 令和 3 年 |
| いわき市 | 面積 (ha)  | 4,610   | 3,440  | 105     | 32     |
|      | 収穫 (t)   | 23,900  | 26,500 | 120     | 48     |
| 田村市  | 面積 (ha)  | 1,960   | 1,240  | 78      | 30     |
|      | 収穫 (t)   | 9,900   | 6,210  | 84      | 32     |
| 南相馬市 | 面積 (ha)  | 4,840   | 975    | 346     | 241    |
|      | 収穫 (t)   | 25,900  | 5,070  | 315     | 301    |
| 川俣町  | 面積 (ha)  | 416     | －      | 19      | 7      |
|      | 収穫 (t)   | 2,070   | －      | 19      | 5      |
| 広野町  | 面積 (ha)  | 200     | 116    | 6       | 3      |
|      | 収穫 (t)   | 1,030   | 610    | 3       | 1      |
| 檜葉町  | 面積 (ha)  | 423     | 133    | 10      | －      |
|      | 収穫 (t)   | 2,170   | 658    | 6       | －      |
| 富岡町  | 面積 (ha)  | 541     | 22     | 18      | －      |
|      | 収穫 (t)   | 2,800   | 111    | 15      | －      |
| 川内村  | 面積 (ha)  | 283     | 89     | 19      | －      |
|      | 収穫 (t)   | 1,450   | 465    | 9       | －      |
| 大熊町  | 面積 (ha)  | 591     | －      | 72      | －      |
|      | 収穫 (t)   | 3,080   | －      | 45      | －      |
| 双葉町  | 面積 (ha)  | 512     | －      | 24      | －      |
|      | 収穫 (t)   | 2,720   | －      | 22      | －      |
| 浪江町  | 面積 (ha)  | 1,250   | 124    | 96      | －      |
|      | 収穫 (t)   | 6,560   | 703    | 117     | －      |
| 葛尾村  | 面積 (ha)  | 128     | 28     | 7       | －      |
|      | 収穫 (t)   | 637     | 134    | 5       | －      |
| 飯館村  | 面積 (ha)  | 697     | 48     | 19      | －      |
|      | 収穫 (t)   | 3,620   | 210    | 13      | －      |
| 合 計  | 面積 (ha)  | 16,451  | 6,215  | 819     | 313    |
|      | 収穫 (t)   | 85,837  | 40,671 | 773     | 387    |

出典：水稲・大豆・麦・そばの 生産に関する資料、福島県農林水産部

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/suidenhatasaku-shiryou.html>

(18) 原子力防災資機材一覧

| No. | 品名                                | 数量    | 保管場所            |
|-----|-----------------------------------|-------|-----------------|
| 1   | 電子式個人線量計                          | 202 個 | 富岡町役場           |
| 2   | ゴム長靴                              | 210 足 | 富岡町防災備蓄倉庫       |
| 3   | 除染キット                             | 1 式   | 富岡町役場 富岡町防災備蓄倉庫 |
| 4   | サーベイメータ (GM 管式)                   | 4 台   | 富岡町役場           |
| 5   | サーベイメータ (シンレーション式)                | 3 台   | 富岡町役場           |
| 6   | 衛星携帯電話 (ハンドセット、<br>電池パック、AC アダプタ) | 3 台   | 富岡町役場 郡山支所      |
|     |                                   | 3 台   | 富岡町役場           |
| 7   | 保護具セット                            | 604 式 | 富岡町防災備蓄倉庫       |
| 8   | 広報車両 (拡声器、散光式警告灯)                 | 1 台   | 富岡町役場           |
| 9   | 防塵マスク                             | 520 枚 | 富岡町防災備蓄倉庫       |

(19) 車両登録台数一覧

(平成 28 年 1 月 1 日末現在)

| 市町村名 | 区分      | バス |     |           |     | トラック |    |    |   | 乗用 |    |    | 特殊 | 備考 |
|------|---------|----|-----|-----------|-----|------|----|----|---|----|----|----|----|----|
|      |         | 大型 | 定員数 | 普通 (マイクロ) | 定員数 | 大型   | 普通 | 小型 | 軽 | 普通 | 小型 | 軽  |    |    |
| 富岡町  | 登録台数    |    |     | 7         | 29  |      |    |    | 5 | 28 |    | 18 | 8  |    |
|      | (うち乗合)  |    |     |           |     |      |    |    |   |    |    |    |    |    |
|      | (うち町所有) |    |     | 7         | 29  |      |    |    | 5 | 28 |    | 18 | 8  |    |

(20) 安定ヨウ素剤の配備状況

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

| 保管場所      | 保管数量 (丸) |
|-----------|----------|
| 富岡町保健センター | 83,000   |

## (21) 被害状況報告様式（特定の事故）

|     |                                                                     |                |           |
|-----|---------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|
| 事故名 | 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故<br>2 危険物等に係る事故<br>3 原子力施設等に係る事故<br>4 その他特定の事故 | 報告日時           | 第 年 月 時 分 |
|     |                                                                     | 都道府県           |           |
|     |                                                                     | 市町村<br>(消防本部名) |           |
|     |                                                                     | 報告者名           |           |
|     |                                                                     | 受信者名           |           |

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------|-------|-------|---------|--------|---------|--|--------|---|---|-----|----|---------|---------|----|---|---|---|-----|---------|--|---|---|-------|---|----|---------|---|--|-----|---|--|
| 事故種別                                    | 1 火災    2 爆発    3 漏えい    4 その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 発生場所                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 事業所名                                    | 特別防災区域    レイアウト第一種、第一種<br>第二種、その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 発生日時<br>(覚知日時)                          | 月 日 時 分    発見日時    月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 )    鎮火日時    月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 )    (処理完了)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 消防覚知方法                                  | 気象状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 物質の区分                                   | 1 危険物    2 指定可燃物    3 高压ガス    4 可燃性ガス<br>5 毒劇物    6 RI 等    7 その他 ( )    物質名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 施設の区分                                   | 1 危険物施設    2 高危混在施設    3 高压ガス施設    4 その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 施設の概要                                   | 危険物施設の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 事故の概要                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 死傷者                                     | <table border="1"> <tr> <td>死者</td> <td>性別</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>合計</td> <td>負傷者等</td> <td>人 ( 人 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> <td>重症</td> <td>人 ( 人 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年齢</td> <td>男</td> <td>歳</td> <td>歳</td> <td>中等症</td> <td>人 ( 人 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>女</td> <td>歳</td> <td>歳</td> <td>軽症</td> <td>人 ( 人 )</td> </tr> </table>                                                                                                                                                                                                                              | 死者                                      | 性別     | 男     | 人     | 合計      | 負傷者等   | 人 ( 人 ) |  | 女      | 人 | 人 |     | 重症 | 人 ( 人 ) |         | 年齢 | 男 | 歳 | 歳 | 中等症 | 人 ( 人 ) |  |   | 女 | 歳     | 歳 | 軽症 | 人 ( 人 ) |   |  |     |   |  |
| 死者                                      | 性別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 男                                       | 人      | 合計    | 負傷者等  | 人 ( 人 ) |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         | 女                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 人                                       | 人      |       | 重症    | 人 ( 人 ) |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         | 年齢                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 男                                       | 歳      | 歳     | 中等症   | 人 ( 人 ) |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 女                                       | 歳      | 歳     | 軽症    | 人 ( 人 ) |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 消防防災活動<br>状況及び<br>救急・救助<br>活動状況         | <table border="1"> <tr> <td rowspan="8">警戒区域の設定<br/>月 日 時 分<br/>使用停止命令<br/>月 日 時 分</td> <td>出場機関</td> <td>出場人員</td> <td>出場資機材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業所</td> <td>自衛防災組織</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同防災組織</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防本部(署)</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防団</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table> | 警戒区域の設定<br>月 日 時 分<br>使用停止命令<br>月 日 時 分 | 出場機関   | 出場人員  | 出場資機材 | 事業所     | 自衛防災組織 | 人       |  | 共同防災組織 | 人 |   | その他 | 人  |         | 消防本部(署) | 台  |   | 人 |   | 消防団 | 台       |  | 人 |   | 海上保安庁 | 人 |    | 自衛隊     | 人 |  | その他 | 人 |  |
| 警戒区域の設定<br>月 日 時 分<br>使用停止命令<br>月 日 時 分 | 出場機関                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                         | 出場人員   | 出場資機材 |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         | 事業所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                         | 自衛防災組織 | 人     |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         | 共同防災組織 | 人     |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         | その他    | 人     |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         | 消防本部(署)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                         | 台      |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         | 人      |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         | 消防団                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                         | 台      |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 人                                       |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 海上保安庁                                   | 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 自衛隊                                     | 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| その他                                     | 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| 災害対策本部<br>等の設置状況                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |
| その他<br>参考事項                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |        |       |       |         |        |         |  |        |   |   |     |    |         |         |    |   |   |   |     |         |  |   |   |       |   |    |         |   |  |     |   |  |

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## (22) 原子力用語集

※「福島県原子力用語集」  
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025c/genan183.html>) 等を参考  
(令和6年1月時点)

### 【あ行】

#### IAEA (国際原子力機関、International Atomic Energy Agency)

世界平和・健康及び繁栄のため原子力の貢献を促進すること、また、軍事転用されないための保障措置を実施することを目的に 1957 年に設立された国際機関である。

#### 安全確保協定

福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の保守運営に係る周辺地域住民の安全確保を目的とした協定。安全確保対策等のため必要な事項はその都度通報連絡され、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡されることになっている。

#### 安定ヨウ素剤

原子力災害時等により、放射性ヨウ素が体内に摂取されると、甲状腺に集まりやすい性質がある。この放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを軽減するために服用する医薬品がヨウ素剤である。体内に摂取された放射性ヨウ素は迅速に血液中に移行するが、ヨウ素剤を摂取することで、血液中の安定ヨウ素に対する放射性ヨウ素の割合が減少し、甲状腺に達する放射性ヨウ素の量が減少する。

#### 一時移転

放射性物質の放出後、被ばくの影響をできる限り低減することを目的とした防護措置である。高い空間放射線量率が計測された地域においては数時間から 1 日以内に、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においては、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

#### ウラン

天然に存在する 92 種類の元素の中で最も重い元素で、すべて放射性同位元素である。天然のウランにはウラン-234 (存在比 0.005%)、ウラン-235 (同 0.72%)、ウラン-238 (同 99.275%) が存在する。このうち原子炉で核分裂するのはほとんどがウラン-235 で、ウラン-238 は原子炉中で中性子を吸収しプルトニウム-239 となる。

#### OIL (運用上の介入レベル、Operational Intervention Level)

防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値より求めたレベルをいう。事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路等を仮定して、包括的判断基準に相当する計測可能な値として導き出される。OIL としては、空間線量率、表面汚染密度、空气中放射性物質濃度等の様々な値が考えられる。

#### オフサイトセンター (原子力災害対策センター)

原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、国立研究開発法人 放射線医学総合研究所、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構等の関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設である。

#### 屋内退避

放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

#### 【か行】

### 外部被ばく

人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。起因となる主な放射線はガンマ線、エックス線、ベータ線及び中性子線である。

### 核種（放射性核種）

原子核の種類のことをいい、原子番号と質量数で区別する。例えば、水素（原子番号 1）には、質量数が 1 の核種（軽水素）と、2 の核種（重水素）及び 3 の核種（トリチウム）の 3 つの核種が存在する。

### 確定的影響（非確率的影響）

しきい値を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小頭症）、白内障等が含まれる。

### 確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響で、しきい値がないと仮定されている。がんや遺伝性影響が含まれる。放射線によって DNA に異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。

### 環境試料

原子力発電所の事故影響による環境放射能を測定するため、県内全域で採取され、分析される陸土、上水、海水、海底沈積物、農畜産物、水産物等である。

### 帰還困難区域

5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。住民の一時立ち入りの際、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底することとしている。

### 緊急時環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングのこと。

### 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）

※「オフサイトセンター」と共通

### 緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。緊急事態

区分は、このような対応を実現するためのものであり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするものである。

#### **緊急時モニタリングセンター**

国、地方公共団体及び原子力事業者及び関係指定公共機関等が連携した緊急時モニタリングを行うため、原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。緊急時モニタリングセンターは、国の指揮の下に国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員で構成される。

#### **空間線量率**

空間中の放射線の量を1時間当たりで表したものである。降雨などの気象状況により数値の変動がある。

#### **警戒区域**

市町村長が設定する、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、立入制限や退去等を命ずる区域である。

#### **計数率**

放射線を計数装置（測定器に入射した放射線の数进行数える装置）で測定したときの単位時間あたりの数（カウント数）をいう。1分間あたりの計数率は cpm と表記し、1秒間あたりの計数率は cps と表記する。

#### **原災法 15 条の原子力緊急事態宣言の基準**

国は、原子力災害対策特別措置法（原災法）第 10 条にもとづく原子力事業所からの通報後、引き続き原子力事業所の状況、放射線量等に関する情報を入手し、原災法第 15 条に該当するかどうかの判断を行う。また、該当すると判断した場合には、緊急事態宣言を発出し原子力災害対策本部を立ち上げる。緊急事態判断基準（15 条事態）は次のとおりである。

- ・原子力事業者または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で 500 マイクロシーベルト/時を検出した場合
- ・排気筒等通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合
- ・臨界事故の発生
- ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること 等

#### **原災法 10 条の通報すべき基準**

原子力災害対策特別措置法第 10 条による特定事象が発生した場合、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報する基準のことである。

#### **警戒事態**

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

#### **原子力緊急事態宣言**

原子力災害対策特別措置法第 15 条に定める原子力緊急事態に至った場合、内閣総理大臣による原

原子力緊急事態宣言が発出される。国は原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、原子力事業者、国の各機関、関係自治体等に対する必要な指示等を行うとともに、原子力災害現地対策本部（本部：副大臣）をオフサイトセンターに設置し、原子力災害合同対策協議会が組織される。

#### 原子力災害合同対策協議会

原子力災害が発生した場合に、オフサイトセンターにおいて、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が組織する協議会のこと。情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていく。

#### 原子力災害対策指針（対策指針）

原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定められたもの。緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするを目的としている。

#### 原子力災害対策特別措置法（原災法）

臨界事故の教訓を踏まえ、(1)迅速な初期動作の確保、(2)国と地方公共団体の有機的な連携の確保、(3)国の緊急時対応体制の強化、(4)原子力事業者の責務の明確化を図るとして2000年6月16日に施行された法律である。また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法等の足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化を図る。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体または財産を保護することと規程している。

#### 原子力保安検査官

原子力施設の安全確保の要として、原子力施設が所在する地域に常駐し、原子力施設の巡回・原子力事業者からのヒヤリングを通じての施設の運転状況等を確認するとともに、法令に基づく事業者の品質保証活動に係る検査（保安検査）等（緊急的な安全対策の現地確認等も含む）を行う。改善すべき事項があれば、原子力事業者に対して必要な指導を行う。

#### 原子力防災専門官

原子力施設が所在する地域に常駐し、地元自治体等と協力して原子力防災体制を整備・維持するとともに、原子力事業者に対して必要な指導を行う。また、万一の緊急事態には、現地における原子力防災の要として、関係者・関係機関への指示や連絡調整を行い、住民の安全確保や事態の収束を図る。

#### 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域）

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要であり、この区域のことを原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域）という。

#### 原子炉圧力容器（RPV、Reactor Pressure Vessel）

原子力発電所の核燃料、減速材及び一次冷却材など原子炉の主要構成材料を収納し、その中で核分裂のエネルギーを発生させる容器である。

### **原子炉格納容器（PCV、Primary Containment Vessel）**

原子炉圧力容器やポンプなど重要な機器をすっぽり覆っている機密構造物をいう。原子炉事故で放射性物質が原子炉圧力容器の外に漏れだした際に閉じ込めて外部に放出させない機能も有している。

### **現地事故対策連絡会議**

施設敷地緊急事態に至った段階で、国の原子力事故現地対策本部と関係地方公共団体等との情報共有や対応準備等のために開催される会議のこと。

### **コンクリート屋内退避施設（コンクリート建屋）**

屋内退避をするためのコンクリートでできた施設のこと。病院や介護施設において避難より屋内退避を優先することが必要な場合、一般的に遮蔽効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

【さ行】

### **GSG-2**

IAEA 安全基準の「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準（Criteria for Use in Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency）」のこと。

### **シーベルト（Sv）**

被ばくによるリスクを推定するための尺度となる線量の単位である。

### **施設敷地緊急事態**

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

### **施設敷地緊急事態要避難者**

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。

### **自然放射線**

自然界にある放射線（宇宙線及び自然放射性核種に由来する放射線）であって、原子力利用や放射線発生装置の利用によって発生する人工放射線と対比して用いられる言葉である。

### **情報収集事態**

原子力事業所立地市町村で震度5弱以上の地震が発生した場合（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合には警戒事態となるため、除く。）をいう。

### **使用済み燃料プール（使用済み燃料）**

原子炉で燃やされ、使い終わった燃料をいう。

### **除染**

身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去する、あるいは付着した量を低下させること。除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。

### **全交流電源喪失**

すべての外部交流電源および所内非常用交流電源からの電力の供給が喪失した状態をいう。

## **全面緊急事態**

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。

【た行】

## **大気安定度**

大気中に放出された放射性物質の拡散予測に用いられ、風向風速とともに重要な気象パラメータのひとつ。拡散の度合いを示す指標で、A～G に分類される。A は大気が不安定であり放射性物質は拡散される。G は大気が安定しており放射性物質は拡散されにくく遠くまで運ばれる。

## **窒素封入装置**

設備本来の機密性が失われた原子炉施設に対して、水素爆発を予防するために設置された装置。原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内に窒素を封入することで水素濃度を可燃限界以下に保つ。

## **地方放射線モニタリング対策官**

原子力施設の立地県に常駐し、平常時においては、各担当エリア内における原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門的事項について、関係自治体との連絡・調整や情報共有システムの点検・管理等の業務を担当する。また、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、国が設置する緊急時モニタリングセンターにおいて、関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整等を行う。

## **超ウラン元素**

原子番号 92 のウランより大きな原子番号をもつ元素の総称。人工放射性核種で天然には存在しない。ネプツニウム、プルトニウム、キュリウムなどがある。

## **特定原子力施設**

災害時の応急措置を講じた後も特別な管理が必要な施設として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づいて国が指定した原子力施設。平成 24 年（2012）、福島第一原子力発電所が初めて指定された。

【な行】

## **燃料デブリ**

冷却材の喪失により原子炉燃料が溶融し、原子炉構造物や制御棒と共に冷えて固まったもの。

【は行】

## **バックグラウンドの毎時放射線量**

日常生活の中で、種々の自然発生放射線、例えば宇宙線、地球上に存在する放射性物質、体内で自然発生している放射線。

## **PAZ（予防的防護措置を準備する区域、Precautionary Action Zone）**

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区

域である。

## 避難指示区域

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により、原子炉の損傷や放射性物質の放出・拡散による住民の生命・身体の危険を回避するため、国が避難指示を発出した区域。

## 避難退域時検査（スクリーニング）

避難指示を受けた住民等（ただし、放射性物質の放出前に予防的に避難を実施する住民を除く。）の迅速な避難を確保しつつ、放射性物質が付着していないことを検査し、30 km圏外への移動に問題がないことを確認するために実施するとともに、検査結果によっては除染等の処置を行うこと。

## 風評被害

事実でないのに、噂によってそれが事実のように世間に受け取られ、被害を被ること。また、実際には起こっていない、あるいは大したことの無い問題が大げさに取り上げられ、噂が広まりその結果、問題の発生源とされる人や組織があらぬ被害を被ること。

## プルトニウム

原子番号 94 の元素で自然界には存在しない放射性物質である。ウランの核反応により生成し、プルトニウム自体は核分裂することから原子燃料として再利用することができる。環境試料中におけるプルトニウムは、そのほとんどが過去の大気中核爆発実験による放射性降下物に由来するものである。

## ベータ線（ $\beta$ 線）

原子核のベータ崩壊に伴って、原子核から飛び出す電子のことで、マイナスの電荷を持っているものと、プラスの電荷を持っているものがある。人体に与える影響はガンマ線より大きい、アルファ線より小さい。

## 防災業務計画

災害対策基本法に基づき、関係省庁、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災のための業務計画。原子力災害に係る防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき、原子力事業者は当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策を円滑かつ適切に遂行することを目的として計画されている。

## 放射性プルーム

原子力発電所施設から放出された気体状あるいは粒子状の放射性物質が大気とともに雲のように流れていく現象。

## 放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出された엑스線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線等のことである。

## 放射能

不安定な原子核は放射線を放出してより安定な原子核に変わる。この時、原子核から放出される放射線の種類には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線等がある。原子核が放射能を出す能力を放射能という。放射能の単位はベクレル（Bq）で表される。

## 【ま行】

### モニタリング

放射線を定期的あるいは連続的に監視・測定することである。

### モニタリングポスト

原子力発電所周辺地域において、空間線量率などを連続測定している施設のことをいい、測定データはテレメータシステムにより常時監視している。県では 23 地点（うち 4 地点は津波で流失）、東京電力（株）福島第一原子力発電所では 8 地点、同第二発電所では 7 地点で観測している。

## 【や行】

### UPZ（緊急防護措置を準備する区域、Urgent Protective action planning Zone）

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域である。

### 溶融（炉心溶融）

原子炉冷却材の冷却能力の異常な減少、あるいは炉心の異常な出力上昇により、燃料体が過熱し、かなりの部分の燃料集合体または炉心構造物が溶融することである。

## 【ら行】

### 冷却材

原子炉内で発生した熱を取り出すために使われるもので、軽水・ナトリウム・炭酸ガス・ヘリウムガス等が使用される。軽水炉は、冷却材の軽水が減速材も兼ねる。

## 10. その他

### (1) 観光事業の状況

(平成 29 年調べ)

| 行政区名 | 観光施設、イベント名 | 所在地     | 月別観光客入り込み数 |    |    |    |    |        |     |       |     |    |    |    |        | 管理者・主催者 |         | 備考 |
|------|------------|---------|------------|----|----|----|----|--------|-----|-------|-----|----|----|----|--------|---------|---------|----|
|      |            |         | 4月         | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月     | 10月 | 11月   | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計      | 名称      | 連絡先     |    |
| 新町   | 桜祭り        | 富岡第二中学校 | 1,700      |    |    |    |    |        |     |       |     |    |    |    | 1,700  | 産業振興課   | 22-2111 |    |
| 中央   | 夏祭り        | 富岡第一小学校 |            |    |    |    |    | 10,000 |     |       |     |    |    |    | 10,000 | 産業振興課   | 22-2111 |    |
| 中央   | えびす講市      | 曲田地区    |            |    |    |    |    |        |     | 8,000 |     |    |    |    | 8,000  | 町商工会    | 22-3307 |    |

### (2) 消防団員数

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

|           |
|-----------|
| 消防団員数 (人) |
| 166       |

(3) 被害状況等報告基準

| 被害項目  |                                    |          | 報告基準                                                                                                                |
|-------|------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害  | 死 者                                |          | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。                                                                   |
|       | 行方不明                               |          | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。                                                                                    |
|       | 負傷者<br>重傷者<br>軽傷者                  |          | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。                              |
| 住家被害  | 住 家                                |          | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                           |
|       | 全 壊                                |          | 住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものであるとする。        |
|       | 半 壊                                |          | 住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。        |
|       | 一部損壊                               |          | 全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                             |
|       | 床上浸水                               |          | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。                                                      |
|       | 床下浸水                               |          | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。                                                                                             |
| 非住家被害 | 非 住 家                              |          | 住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。                                                      |
|       | 公共建物                               |          | 例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。                                                                               |
|       | そ の 他                              |          | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。                                                                                             |
|       | 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。 |          |                                                                                                                     |
| その他被害 | 田畑の被害                              | 流失<br>埋没 | 耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。                                                                                  |
|       |                                    | 冠水       | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。                                                                                          |
|       | 文教施設                               |          | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。                                                          |
|       | 道 路                                |          | 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。                                                              |
|       | 橋 梁                                |          | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。                                                                                       |
|       | 河 川                                |          | 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
|       | 港 湾                                |          | 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。                                      |
|       | 砂 防                                |          | 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。                                                  |

| 被害項目 |           | 報告基準                                                                                                                                                |
|------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 清掃施設      | ごみ処理及びし尿処理施設とする。                                                                                                                                    |
|      | 被害船舶      | ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。                                                               |
|      | 鉄道不通      | 汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。                                                                                                                           |
|      | 電 話       | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。                                                                                                                             |
|      | 電 気       | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。                                                                                                                  |
|      | 水 道       | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。                                                                                                          |
|      | ガ ス       | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。                                                                                             |
|      | ブロック塀     | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。                                                                                                                               |
| り災者  | り災世帯      | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
|      | り 災 者     | り災世帯の構成員とする。                                                                                                                                        |
| 火災発生 |           | 地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。                                                                                                                           |
| 被害金額 | 公立文教施設    | 公立の文教施設とする。                                                                                                                                         |
|      | 農林水産業施設   | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。                                                |
|      | 公共土木施設    | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。                                                       |
|      | その他の公共施設  | 公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。                                                                           |
|      | 公共施設被害市町村 | 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。                                                                                                       |
|      | 農産被害      | 農林水産業施設以外の農産被害をいい例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする                                                                                                             |
|      | 林業被害      | 農林水産業施設以外の林産被害をいい例えば、立木、苗木等の被害とする。                                                                                                                  |
|      | 畜産被害      | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい例えば、家畜、畜舎等の被害とする。                                                                                                                  |
|      | 水産被害      | 農林水産業施設以外の水産被害をいい例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。                                                                                                               |
|      | 商工被害      | 建物以外の商工被害で例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。                                                                                                                  |

#### (4) 滅失住宅の判定基準

| 被害の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;全壊・全流失&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 建物の全部が倒壊又は流出し原形をとどめないもの</li><li>2. 建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根又はその一部が地上に落ちたもの</li><li>3. 建物の傾斜が著しく、柱、梁及び小屋組等の軸組部材が折損し、又はその仕口、継ぎ手がはずれたもので、傾斜直し及び歪み直し又は補強を行った程度では復旧できないもの</li><li>4. 屋根が吹きとばされ又は土壁若しくは壁材料の大半が剥落し又は再使用できず、かつ、建物の傾斜が著しく復旧が困難なもの</li></ol> |
| <p>&lt;全焼&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 主要構造部材のほとんど全部が消失したもの</li><li>2. 屋根及び小屋組が焼け落ち、他の主要構造部材も相当損傷したもの</li><li>3. 屋根及び小屋組が焼け落ちないで残っているが、小屋組部材のほとんど全部及びその他の軸組の一部を取り替えなければならないもの</li></ol>                                                                                                          |

## 11. 様式

### (1) 被害状況報告様式

災害名

報告時刻日時 年 月 日

確定時刻日時 年 月 日

|            |        |  |
|------------|--------|--|
| 市町村名       | 双葉郡富岡町 |  |
| 報告者名       |        |  |
| 災害対策本部     | 設置時刻   |  |
|            | 解散時刻   |  |
| 水防本部       | 設置時刻   |  |
|            | 解散時刻   |  |
| 消防職員出動延べ人数 |        |  |
| 消防団員出動延べ人数 |        |  |

|      |      |     | 被害数 | 具体的被害地区 | 被害概況 |
|------|------|-----|-----|---------|------|
| 人的被害 | 死者   |     |     |         |      |
|      | 行方不明 |     |     |         |      |
|      | 負傷者  | 重傷  |     |         |      |
|      |      | 軽傷  |     |         |      |
| 物的被害 | 全壊   | 棟数  |     |         |      |
|      |      | 世帯数 |     |         |      |
|      |      | 人数  |     |         |      |
|      | 半壊   | 棟数  |     |         |      |
|      |      | 世帯数 |     |         |      |
|      |      | 人数  |     |         |      |
|      | 一部損壊 | 棟数  |     |         |      |
|      |      | 世帯数 |     |         |      |
|      |      | 人数  |     |         |      |
|      | 床上浸水 | 棟数  |     |         |      |
|      |      | 世帯数 |     |         |      |
|      |      | 人数  |     |         |      |
|      | 床下浸水 | 棟数  |     |         |      |
|      |      | 世帯数 |     |         |      |
|      |      | 人数  |     |         |      |
| 非住家  | 公共建物 | 棟数  |     |         |      |
|      | その他  | 棟数  |     |         |      |

|      |      |  |
|------|------|--|
| 避難指示 | 避難指示 |  |
|      | 発令時刻 |  |
|      | 解除時刻 |  |
|      | 地区名  |  |
|      | 世帯数  |  |
|      | 人数   |  |
|      | 避難指示 |  |
|      | 発令時刻 |  |
|      | 解除時刻 |  |
|      | 地区名  |  |
|      | 世帯数  |  |
|      | 人数   |  |
|      | 避難指示 |  |
|      | 発令時刻 |  |
|      | 解除時刻 |  |
|      | 地区名  |  |
|      | 世帯数  |  |
|      | 人数   |  |
|      | 避難指示 |  |
|      | 発令時刻 |  |
|      | 解除時刻 |  |
|      | 地区名  |  |
|      | 世帯数  |  |
|      | 人数   |  |
|      | 避難指示 |  |
|      | 発令時刻 |  |
|      | 解除時刻 |  |
|      | 地区名  |  |
|      | 世帯数  |  |
|      | 人数   |  |

| ライフライン被害状況 | 具体的被害地区 | 被害状況 |
|------------|---------|------|
| 上水道        |         |      |
| 下水道        |         |      |
| 電力         |         |      |
| ガス         |         |      |
| 鉄道         |         |      |
| 道路         |         |      |
| その他        |         |      |

(2) 被害状況報告様式（公衆衛生、環境衛生関係（健康福祉部健康福祉班））

| 被 害 状 況 報 告 書 |                     |        |    |       |      |     |
|---------------|---------------------|--------|----|-------|------|-----|
| 災害の種類         |                     |        |    |       |      |     |
| 災害の発生場所       |                     | 双葉郡富岡町 |    |       |      |     |
| 災害発生年月日       |                     | 年      |    | 月     |      | 日   |
| 報告の時限         |                     | 日      |    | 時現在   | 発信時刻 | 時 分 |
| 発信者           |                     |        |    | 受信者   |      |     |
| 発信担当者         |                     |        |    | 受信担当者 |      |     |
| 区分            |                     |        | 数量 |       |      |     |
| ア             | 被害<br>戸数            | 全壊     |    |       | 戸    |     |
| イ             |                     | 半壊     |    |       | 戸    |     |
| ウ             |                     | 床上浸水   |    |       | 戸    |     |
| エ             |                     | 床下浸水   |    |       | 戸    |     |
| オ             | り災人口                |        |    |       | 人    |     |
| カ             | 赤痢<br>患者<br>発生<br>数 | 真性     |    |       | 人    |     |
| キ             |                     | 疑似     |    |       | 人    |     |
| ク             |                     | 保菌     |    |       | 人    |     |
| ケ             |                     | 死者     |    |       | 人    |     |
| 区分            |                     |        | 単位 | 数量    | 被害額  |     |
| コ             | 公衆<br>衛生<br>施設      | 上水道    |    |       | 千円   |     |
| サ             |                     | 簡易水道   |    |       |      |     |
| シ             |                     | し尿浄化槽  |    |       |      |     |
| ス             |                     | 塵芥処理場  |    |       |      |     |
| セ             |                     | 隔離病舎   |    |       |      |     |
| ソ             |                     |        |    |       |      |     |
| タ             |                     | 計      |    |       |      |     |
| 応急措置・状況・その他   |                     |        |    |       |      |     |

## (3) 被害状況報告様式（農林水産業関係（経済部農林水産班））

| 被 害 状 況 報 告 書 |      |           |          |          |     |      |         |           |         |
|---------------|------|-----------|----------|----------|-----|------|---------|-----------|---------|
| 災害の種類         |      |           |          |          |     |      |         |           |         |
| 災害の発生場所       |      | 双葉郡富岡町    |          |          |     |      |         |           |         |
| 災害発生年月日       |      | 年         |          | 月        |     | 日    |         | 時         |         |
| 報告の時限         |      | 日         |          | 時現在      |     | 発信時刻 |         | 時 分       |         |
| 発信者           |      |           |          | 受信者      |     |      |         |           |         |
| 発信担当者         |      |           |          | 受信担当者    |     |      |         |           |         |
| 区分            |      |           | 単位       |          |     | 数量   |         | 被害額（千円）   |         |
| ア             | 農地   | 田         | 流失・埋没    |          |     | 人    |         |           |         |
| イ             |      |           | 冠水       |          |     |      |         |           |         |
| ウ             |      | 畑<br>(再掲) | 流失・埋没    |          |     |      |         |           |         |
| エ             |      |           | 冠水       |          |     |      |         |           |         |
| オ             |      |           | 果樹園      |          |     |      |         |           |         |
| カ             |      |           | 桑園       |          |     |      |         |           |         |
| キ             |      |           |          |          |     |      |         |           |         |
| ク             |      | 小計        |          |          |     |      |         |           |         |
| 区分            |      |           | 流失<br>埋没 | 土砂<br>流入 | 冠 水 | 浸 水  | その他     | 計<br>(ha) | 被害額(千円) |
| ケ             | 農作物等 | 主要食糧農作物   |          |          |     |      |         |           |         |
| コ             |      | そ菜類       |          |          |     |      |         |           |         |
| サ             |      | 果樹        |          |          |     |      |         |           |         |
| シ             |      | 葉たばこ      |          |          |     |      |         |           |         |
| ス             |      |           |          |          |     |      |         |           |         |
| セ             |      |           |          |          |     |      |         |           |         |
| ソ             | 小計   |           |          |          |     |      |         |           |         |
| 区分            |      |           | 件数       |          | 数量  |      | 被害額（千円） |           |         |
| タ             | 家畜   |           |          |          |     |      |         |           |         |
| チ             |      |           |          |          |     |      |         |           |         |
| ツ             | 水産関係 | 漁船        |          |          |     |      |         |           |         |
| テ             |      | 漁具        |          |          |     |      |         |           |         |
| ト             |      | 生産施設      |          |          |     |      |         |           |         |
| ナ             |      | その他の施設    |          |          |     |      |         |           |         |
| ニ             |      | 水産        |          |          |     |      |         |           |         |
| ヌ             |      |           |          |          |     |      |         |           |         |
| ネ             | 小計   |           |          |          |     |      |         |           |         |
| ノ             | 関係林業 | 林業        |          |          |     |      |         |           |         |
| ハ             |      | 林産物       |          |          |     |      |         |           |         |

|             |      |      |  |  |  |
|-------------|------|------|--|--|--|
| ヒ           |      | 林業施設 |  |  |  |
| フ           |      |      |  |  |  |
| ヘ           |      | 小計   |  |  |  |
| ホ           | 林業関係 | 崩壊   |  |  |  |
| マ           |      | 地すべり |  |  |  |
| ミ           |      | 治山施設 |  |  |  |
| ム           |      |      |  |  |  |
| メ           |      | 小計   |  |  |  |
| モ           |      | 溜池   |  |  |  |
| ヤ           |      | 頭首工  |  |  |  |
| ユ           |      | 水路   |  |  |  |
| ヨ           |      | 堤とう  |  |  |  |
| ラ           |      | 道路   |  |  |  |
| リ           |      | 橋梁   |  |  |  |
| ル           |      | 揚水機  |  |  |  |
| レ           |      |      |  |  |  |
| ロ           |      |      |  |  |  |
| ワ           |      | 小計   |  |  |  |
| 応急措置・状況・その他 |      |      |  |  |  |

(4) 被害状況報告様式(商工関係(経済部商工観光班))

| 被害状況報告書     |    |        |       |         |
|-------------|----|--------|-------|---------|
| 災害の種類       |    |        |       |         |
| 災害の発生場所     |    | 双葉郡富岡町 |       |         |
| 災害発生年月日     |    | 年      | 月     | 日 時     |
| 報告の時限       |    | 日 時現在  | 発信時刻  | 時 分     |
| 発信者         |    |        | 受信者   |         |
| 発信担当者       |    |        | 受信担当者 |         |
| 区分          |    | 件数     |       | 被害額(千円) |
| ア           | 鉱業 |        |       | 戸       |
| イ           | 工業 |        |       | 戸       |
| ウ           | 商業 |        |       | 戸       |
| エ           | 計  |        |       | 戸       |
| 応急措置・状況・その他 |    |        |       |         |

## (5) 被害状況報告様式(土木関係(建設部土木班、経済部農林水産班))

| 被 害 状 況 報 告 書 |                |        |         |       |         |     |         |
|---------------|----------------|--------|---------|-------|---------|-----|---------|
| 災害の種類         |                |        |         |       |         |     |         |
| 災害の発生場所       |                | 双葉郡富岡町 |         |       |         |     |         |
| 災害発生年月日       |                | 年      |         | 月     |         | 日   |         |
| 報告の時限         |                | 日      |         | 時現在   |         | 時 分 |         |
| 発信者           |                |        |         | 受信者   |         |     |         |
| 発信担当者         |                |        |         | 受信担当者 |         |     |         |
| 区分            |                | 県工事    |         | 市町村工事 |         | 計   |         |
|               |                | ヶ所     | 被害額(千円) | ヶ所    | 被害額(千円) | ヶ所  | 被害額(千円) |
| ア             | 河川             |        |         |       |         |     |         |
| イ             | 海岸             |        |         |       |         |     |         |
| ウ             | 砂防設備           |        |         |       |         |     |         |
| エ             | 地すべり<br>防止施設   |        |         |       |         |     |         |
| オ             | 急傾斜地<br>崩壊防止施設 |        |         |       |         |     |         |
| カ             | 道路             |        |         |       |         |     |         |
| キ             | 橋梁             |        |         |       |         |     |         |
| ク             | 漁港             |        |         |       |         |     |         |
| ケ             | 港湾             |        |         |       |         |     |         |
| コ             | 下水道            |        |         |       |         |     |         |
|               | 計              |        |         |       |         |     |         |
| 応急措置・状況・その他   |                |        |         |       |         |     |         |

(6) 被害状況報告様式（文教関係（教育部教育総務班、教育部学校教育班、教育部文化財班、市民生活部生涯学習班））

| 被 害 状 況 報 告 書 |        |        |     |         |
|---------------|--------|--------|-----|---------|
| 災害の種類         |        |        |     |         |
| 災害の発生場所       |        | 双葉郡富岡町 |     |         |
| 災害発生年月日       |        | 年      | 月   | 日       |
| 報告の時限         |        | 日      | 時現在 | 発信時刻    |
| 発信者           |        | 受信者    |     | 時       |
| 発信担当者         |        | 受信担当者  |     | 分       |
| 区分            |        | 単位     | 数量  | 被害額（千円） |
| ア             | 高等学校   |        |     |         |
| イ             | 中学校    |        |     |         |
| ウ             | 小学校    |        |     |         |
| エ             |        |        |     |         |
| オ             | 小計     |        |     |         |
| カ             | 社会教育施設 |        |     |         |
| キ             | 文化財    |        |     |         |
| ク             |        |        |     |         |
| ケ             | 合計     |        |     |         |
| 応急措置・状況・その他   |        |        |     |         |

(7) 被害状況報告様式（その他（各班））

| 被 害 状 況 報 告 書 |  |        |     |         |
|---------------|--|--------|-----|---------|
| 災害の種類         |  |        |     |         |
| 災害の発生場所       |  | 双葉郡富岡町 |     |         |
| 災害発生年月日       |  | 年      | 月   | 日       |
| 報告の時限         |  | 日      | 時現在 | 時 分     |
| 発信者           |  | 受信者    |     |         |
| 発信担当者         |  | 受信担当者  |     |         |
| 区分            |  | 単位     | 数量  | 被害額（千円） |
| ア             |  |        |     |         |
| イ             |  |        |     |         |
| ウ             |  |        |     |         |
| エ             |  |        |     |         |
| オ             |  |        |     |         |
| カ             |  |        |     |         |
| キ             |  |        |     |         |
| ク             |  |        |     |         |
| ケ             |  |        |     |         |
| 応急措置・状況・その他   |  |        |     |         |

(8) 被害状況報告様式（特定の事故）

第 報

|     |   |                      |
|-----|---|----------------------|
| 事故名 | 1 | 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故 |
|     | 2 | 危険物等に係る事故            |
|     | 3 | 原子力施設等に係る事故          |
|     | 4 | その他特定の事故             |

|                |         |
|----------------|---------|
| 報告日時           | 年 月 時 分 |
| 都道府県           |         |
| 市町村<br>(消防本部名) |         |
| 報告者名           |         |
| 受信者名           |         |

|                                 |                                                        |                |              |                         |       |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------|--------------|-------------------------|-------|
| 事故種別                            | 1 火災                                                   | 2 爆発           | 3 漏えい        | 4 その他 ( )               |       |
| 発生場所                            |                                                        |                |              |                         |       |
| 事業所名                            |                                                        |                | 特別防災区域       | レイアウト第一種、第一種<br>第二種、その他 |       |
| 発生日時<br>(覚知日時)                  | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分)                                  | 発見日時           |              | 月 日 時 分                 |       |
|                                 |                                                        | 鎮火日時<br>(処理完了) |              | 月 日 時 分                 |       |
| 消防覚知方法                          |                                                        |                | 気象状況         |                         |       |
| 物質の区分                           | 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス<br>5 毒劇物 6 RI 等 7 その他 ( ) |                |              | 物質名                     |       |
| 施設の区分                           | 1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )                    |                |              |                         |       |
| 施設の概要                           |                                                        |                | 危険物施設の<br>区分 |                         |       |
| 事故の概要                           |                                                        |                |              |                         |       |
| 死傷者                             | 死者                                                     | 性別             | 男 人 合計       | 負傷者等 人 ( 人)             |       |
|                                 |                                                        |                | 女 人          | 重症 人 ( 人)               |       |
|                                 |                                                        | 年齢             | 男 歳          | 中等症 人 ( 人)              |       |
|                                 |                                                        |                | 女 歳          | 軽症 人 ( 人)               |       |
| 消防防災活動<br>状況及び<br>救急・救助<br>活動状況 | 警戒区域の設定<br>月 日 時 分<br>使用停止命令<br>月 日 時 分                | 出場機関           |              | 出場人員                    | 出場資機材 |
|                                 |                                                        | 事業所            | 自衛防災組織       | 人                       |       |
|                                 |                                                        |                | 共同防災組織       | 人                       |       |
|                                 |                                                        |                | その他          | 人                       |       |
|                                 |                                                        | 消防本部(署)        |              | 台                       |       |
|                                 |                                                        |                |              | 人                       |       |
|                                 |                                                        | 消防団            |              | 台                       |       |
|                                 |                                                        |                |              | 人                       |       |
|                                 |                                                        | 海上保安庁          |              | 人                       |       |
| 自衛隊                             |                                                        | 人              |              |                         |       |
| その他                             |                                                        | 人              |              |                         |       |
| 災害対策本部<br>等の設置状況                |                                                        |                |              |                         |       |
| その他<br>参考事項                     |                                                        |                |              |                         |       |
|                                 |                                                        |                |              |                         |       |

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)